

昭 島 市 障 害 者 プ ラ ン

昭 島 市 障 害 者 計 画

第 6 期 障 害 福 祉 計 画

第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

【原 案】

【令和3年2月1日現在】

令和 3 年 3 月

昭 島 市

目 次

第1章 計画策定の背景・概要	2
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第2節 計画の性格・位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第2章 障害のある方を取り巻く状況	6
第1節 障害のある方の状況.....	6
第2節 通園・通学の状況.....	11
第3節 就労の状況.....	14
第4節 令和2年度末までに達成すべき成果目標の達成状況.....	16
第5節 障害福祉サービス等の利用状況.....	19
第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要	25
第1節 基礎調査.....	25
第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査.....	44
第3節 障害福祉団体アンケート調査.....	50
第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果.....	53
第4章 計画の基本的な考え方	55
第1節 基本理念.....	55
第2節 基本的視点.....	56
第3節 基本目標.....	57
第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス.....	59
第5章 計画における施策の展開	60
第1節 とともに支え合う共生のまち.....	61
第2節 子どもを健やかに育むまち.....	69
第3節 自分らしく暮らせるまち.....	75
第4節 安全・安心に暮らせるまち.....	88
第6章 障害福祉サービス等の提供	94
第1節 障害福祉計画における成果目標.....	94
第2節 障害児福祉計画における成果目標.....	99
第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）.....	100
第7章 計画の推進に向けて	109
第1節 計画の推進.....	109
第2節 計画の進行管理.....	111

資料編	112
1 昭島市障害者総合支援条例.....	112
2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則	115
3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿	116
4 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱	117
5 昭島市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱.....	119
6 計画策定過程	121
7 用語の説明	122

※ 本文中の右肩に※マーク付きの用語は、120ページからの用語の説明を参照してください。

第1章 計画策定の背景・概要

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

- ◇昭島市ではこれまで、障害のある方への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン（平成12年度）」を引き継ぐ計画として、「第1期昭島市障がい福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、その後4期にわたる見直しを行い、計画的な障害福祉施策の展開を図ってきました。
- ◇令和2年度に、現行の第5期計画が計画期間満了となることから、「昭島市障害者計画」、「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」の3計画を合わせて「昭島市障害者プラン（令和3年度～5年度）」として位置づけ、障害のある方の生活状況や意向などのニーズを受け止め、様々な福祉課題に対応するため、ライフステージ※ごとの切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指し、ライフステージに即した構成に見直すとともに、地域の関係機関や団体、関係部署との連携・協働をこれまで以上に推進する中で、障害福祉施策の総合的かつ計画的な展開を図るため策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある方もない方も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション※」の実現に向け、障害のある方の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度※の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されました。
- ◇障害者権利条約の批准（平成26年1月）を契機として、一層、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。
- ◇平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同年6月には、障害者総合支援法が改正され、障害のある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法も併せて改正され、障害のある児童を支援するためのニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の充実を図るなど、いずれも平成30年4月から施行されています。

【主な制度改正】

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害のある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある方の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など障害のある方の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、様々な準備を進めてきました。

○難病法の制定・施行（平成26年5月制定・平成27年1月施行）

難病^{*}の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障害のある方の地域生活への移行（入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療へ）を促進するため、国において精神障害のある方の医療に関する指針の策定、精神障害のある方の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正・施行されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的な配慮^{*}の提供」の二点を定めており、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月、平成28年4月、平成30年4月、令和元年6月改正・令和元年6月、9月、令和2年4月施行）

雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害のある方の雇用に関する状況に鑑み、精神障害のある方を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正・施行されました。また、令和元年の改正では、「週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援」として、民間事業者への給付制度や、障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度が創設されました。

○障害者総合支援法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行）

障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえ、障害のある方が自らの望む地域生活を営む

ことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことなどを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正・施行されました。

○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行）

障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケア※を要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正・施行されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害※の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある方の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正・施行されました。

【障害福祉制度の動き】

平成 16 年度	17	18	～	24	25	26	27	28	～	令和 2 年度
障害者基本法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法										
障害者雇用促進法										
支援費制度	障害者自立支援法		障害者総合支援法							
発達障害者支援法										
児童福祉法（通所施設一元化等による改正より）										
障害者虐待防止法										
障害者優先調達推進法										
障害者権利条約批准										
難病法										
障害者差別解消法										

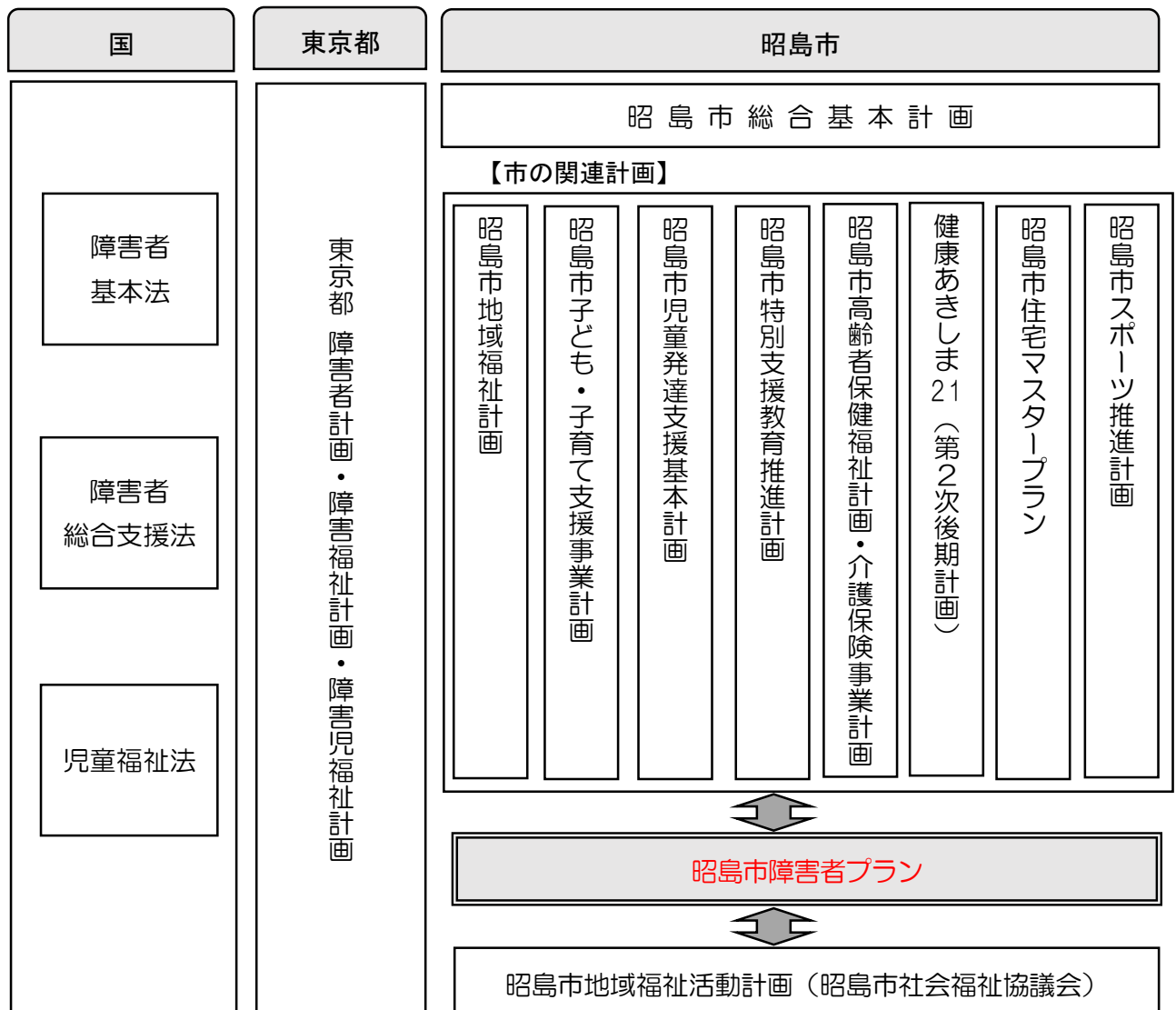
第2節 計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障 害 者 計 画	障害者施策全般に関する基本的な事項
障 害 福 祉 計 画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

◇本計画は、「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

【計画の性格・位置づけ】



第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。
- ◇本計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、計画内容の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることができるものとします。

【計画の対象期間】

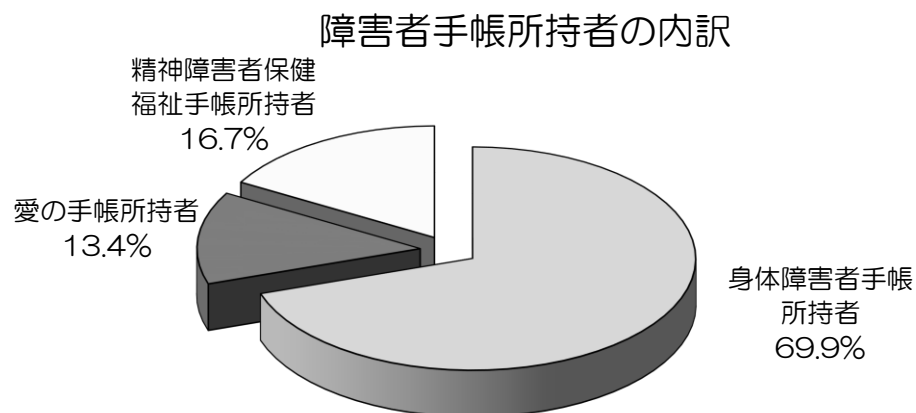
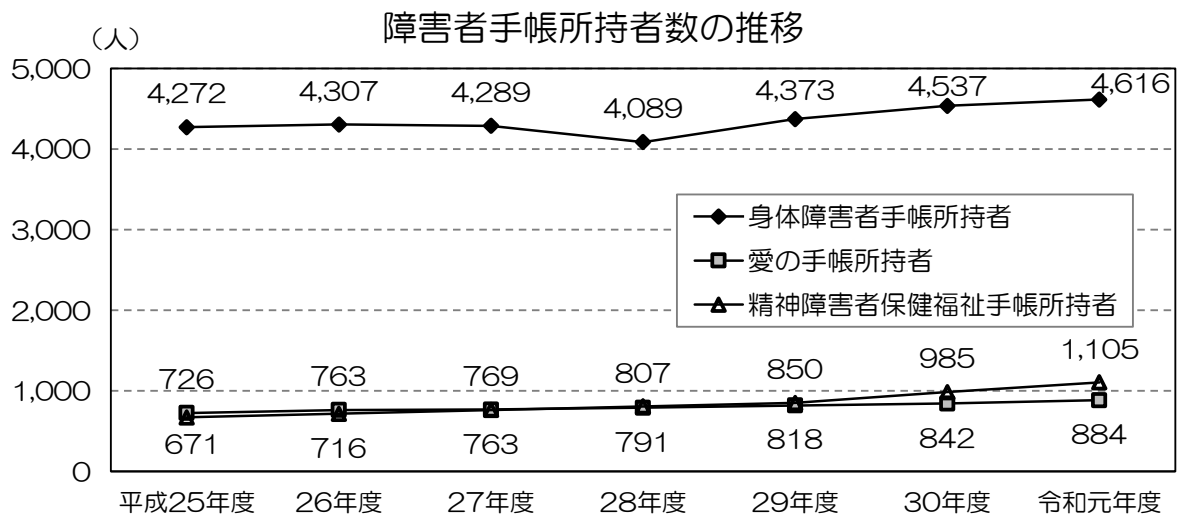
平成 27 年度	28	29	30	令和 元 年度	2	3	4	5	6	7	8
第5次昭島市総合基本計画						次期昭島市総合基本計画					
障害者計画			障害者計画			障害者計画			障害者計画		
第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
			第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		

第2章 障害のある方を取り巻く状況

第1節 障害のある方の状況

1 障害者手帳所持者

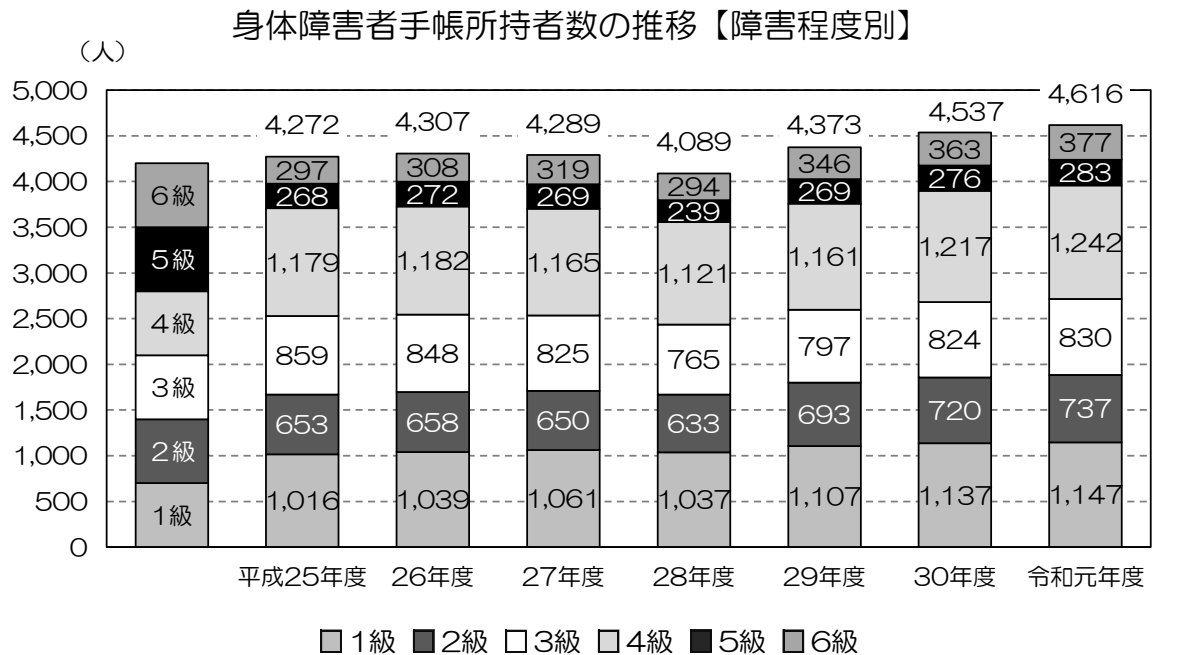
- ◇障害者手帳所持者数は、平成31年3月現在6,605人で、そのうち身体障害者手帳※所持者が4,616人と全体の約7割を占め、愛の手帳※（知的障害者（児）を対象）所持者が884人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が1,105人となっています。
- ◇平成25年度から令和元年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、愛の手帳では1.22倍、精神障害者保健福祉手帳では1.65倍伸びています。身体障害者手帳では1.08倍となっています。



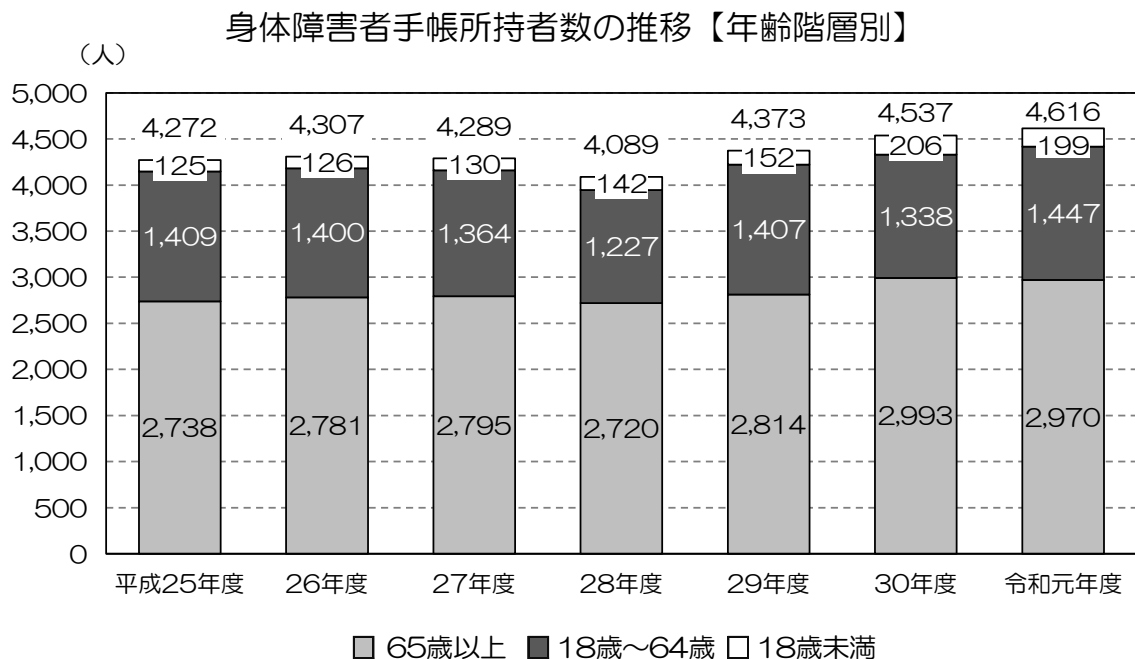
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者

◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別でみると、いずれの年度も4級の人が最も多く、全体に占める割合は3割程度となっています。また、年齢階層別では65歳以上の人々が6割以上を占めています。



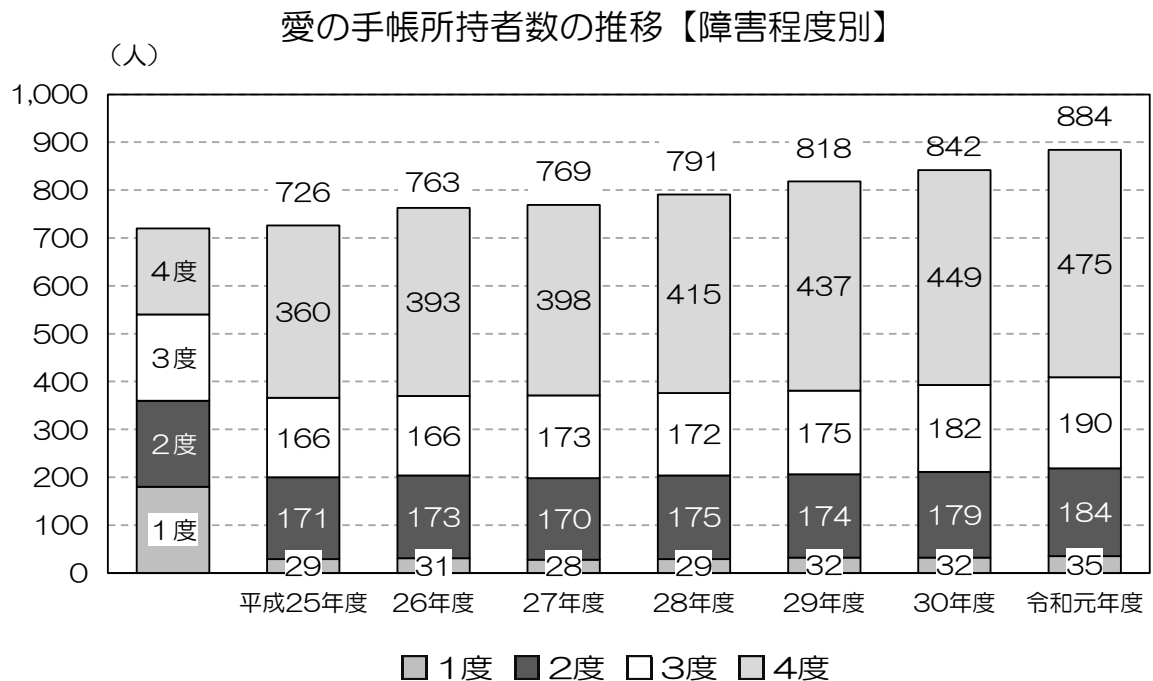
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



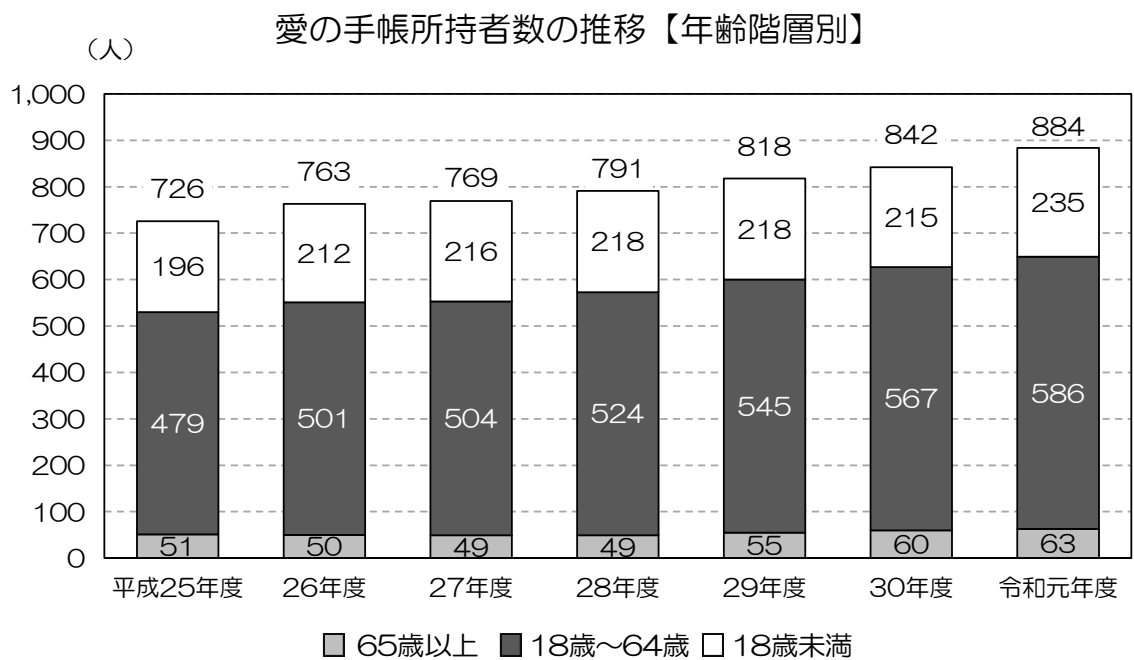
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

3 愛の手帳所持者

◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別でみると、4度の人が約半数を占めて最も多くなっています。
また、年齢階層別では18歳～64歳の人々が6割以上を占めています。



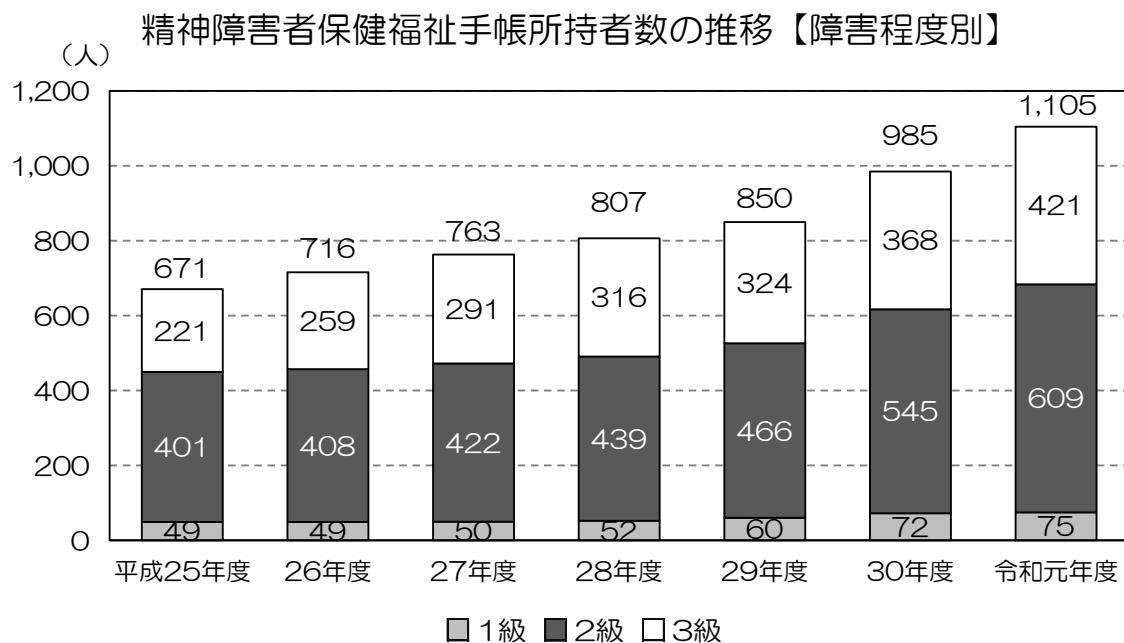
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



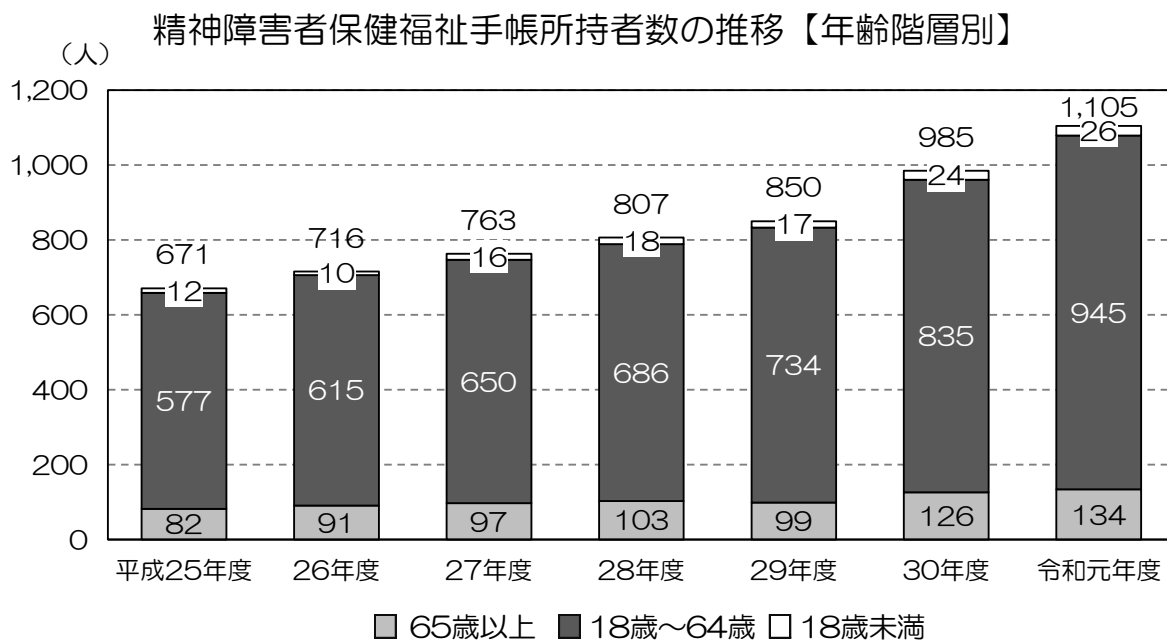
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を障害程度別でみると、2級の人が半数以上を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人が8割以上を占めています。



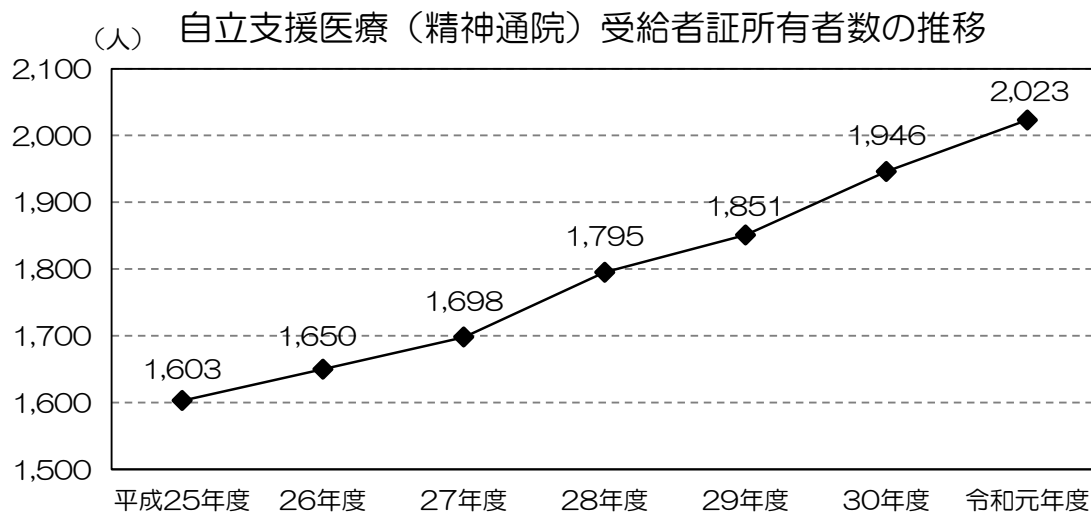
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

5 自立支援医療（精神通院）受給者証所有者

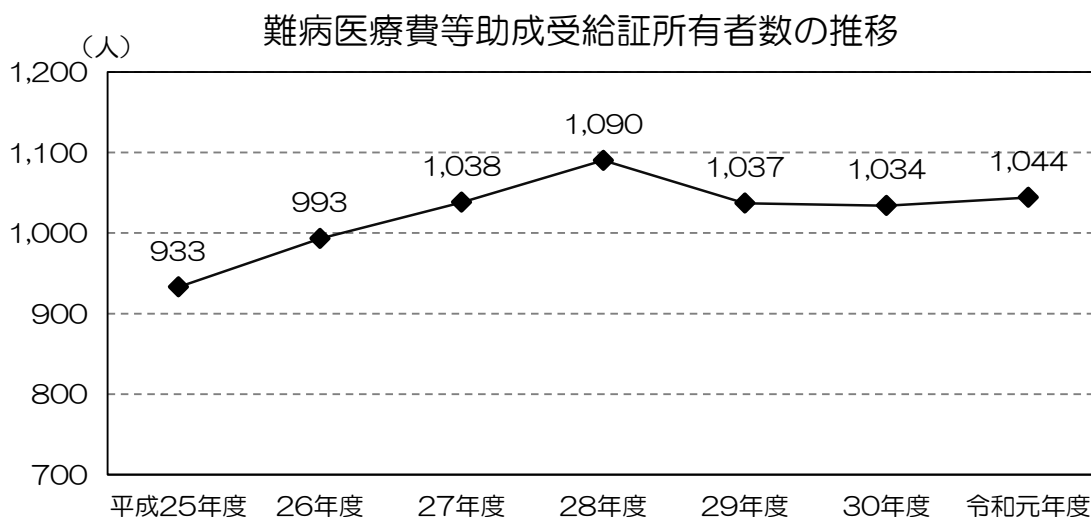
◇自立支援医療（精神通院）受給者証所有者数の状況をみると、平成25年度から令和元年度にかけて、1.26倍の伸びとなっています。



資料：都立中部総合精神保健福祉センター（各年9月30日現在）

6 難病医療費等助成受給証所有者

◇難病医療費等助成受給証所有者数の状況は、平成25年度から令和元年度にかけて、1.12倍の伸びとなっています。

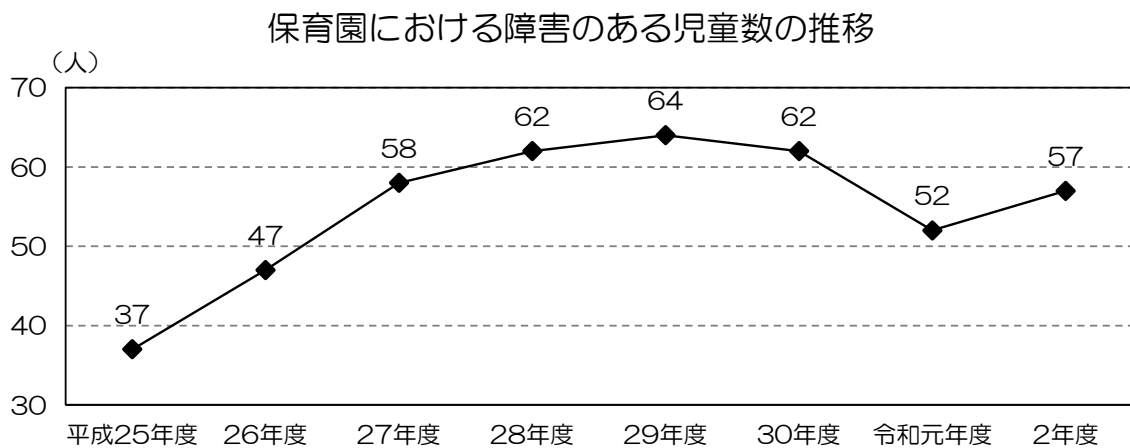


資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）

第2節 通園・通学の状況

1 保育園

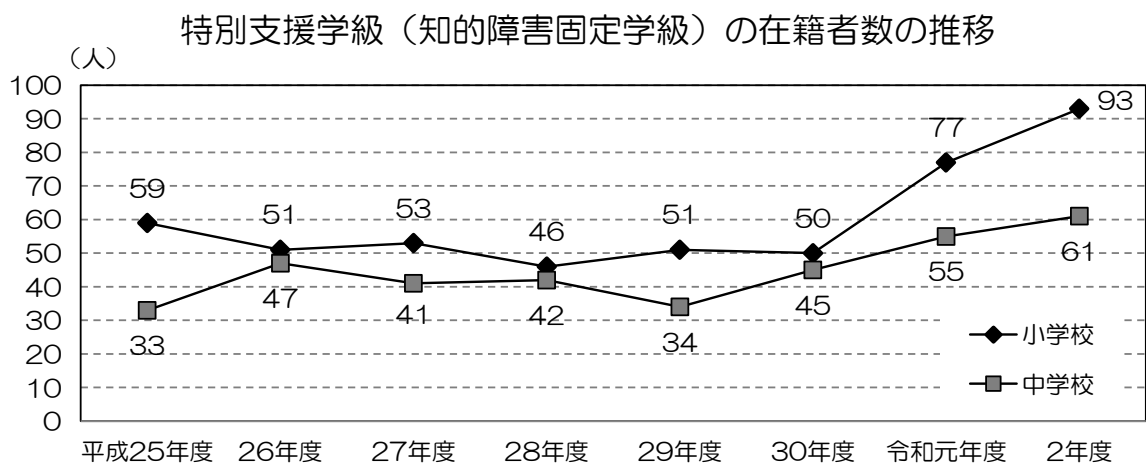
◇令和2年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は20園で、園児数は57人となっています。



資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級（固定学級）

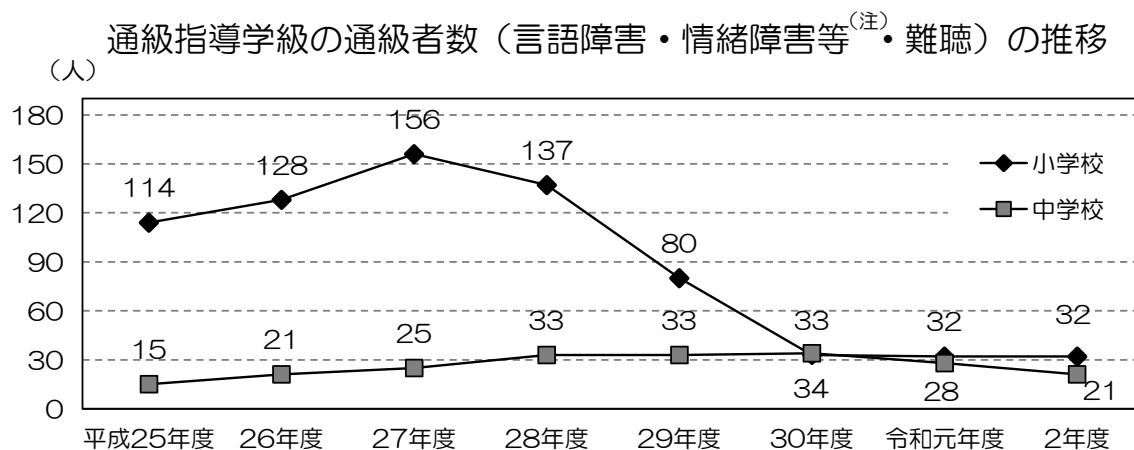
◇固定学級に在籍する知的障害、情緒障害などの児童・生徒の数は、令和2年5月1日現在、小学校が93人、中学校が61人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

3 特別支援学級（通級指導学級）

◇通級指導学級※に在学する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童・生徒の数は、令和2年5月1日現在、小学校が32人、中学校が21人となっています。

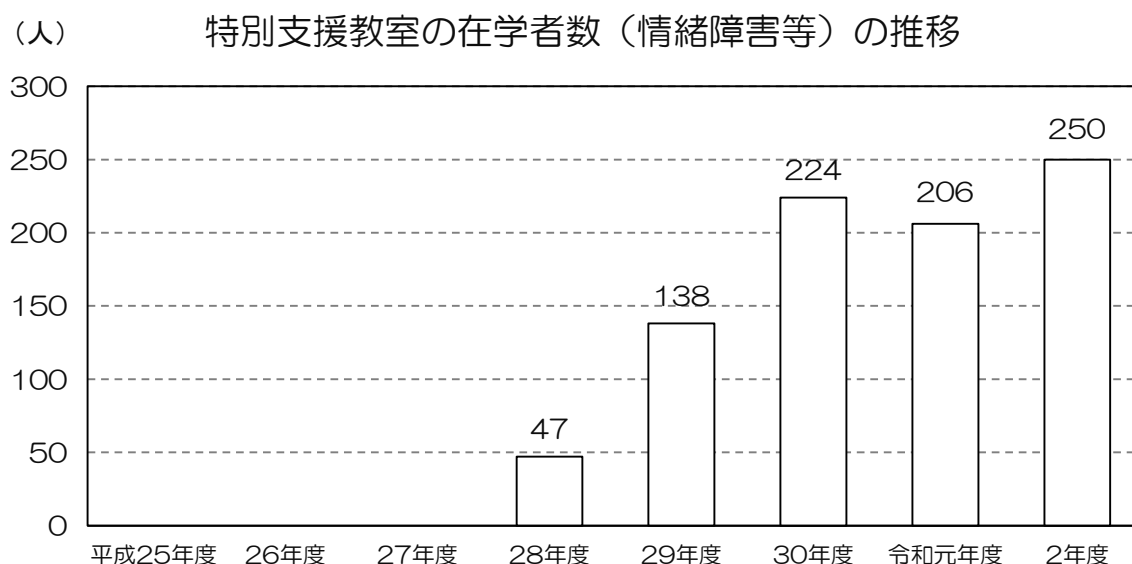


（注）小学校情緒障害等通級指導学級は平成28年度より特別支援教室に順次移行し、平成30年には全て移行した。

資料：指導課（各年5月1日現在）

4 特別支援教室

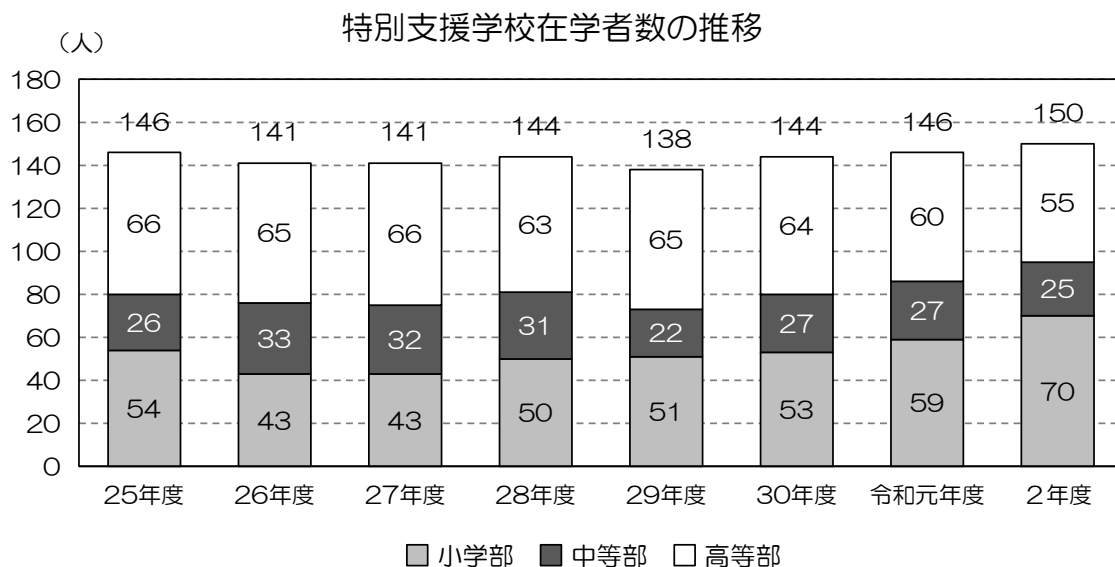
◇小学校の特別支援教室※に在学する情緒障害等の児童の数は、令和2年5月1日現在、250人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

5 特別支援学校

◇令和2年5月1日現在の特別支援学校*在学者数は、小学部70人、中等部25人、高等部55人の合計150人となっています。

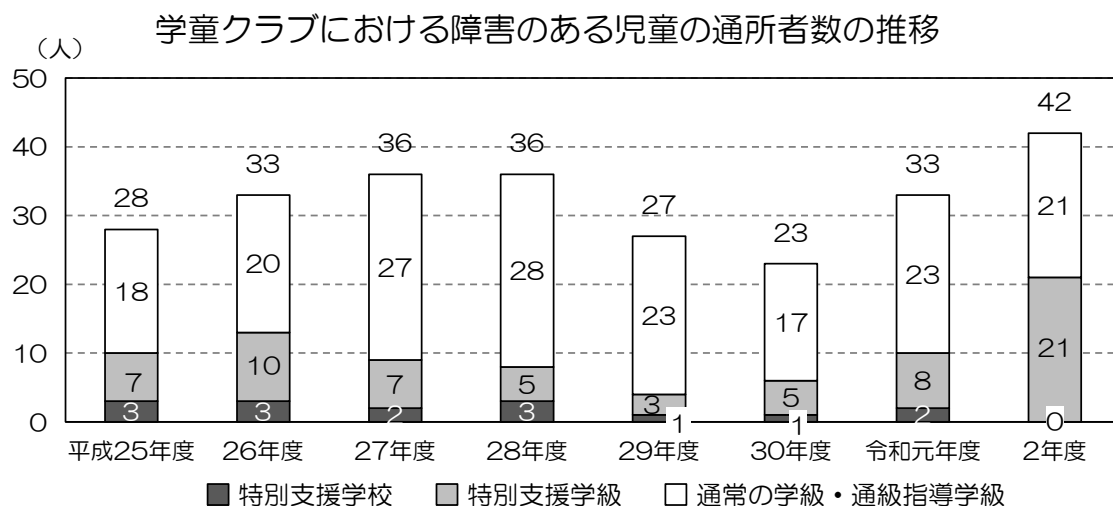


対象：あきる野学園・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校・中央ろう学校・青峰学園・永福学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

6 学童クラブ

◇特別支援学校、特別支援学級、通常の学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、令和2年5月1日現在、特別支援学校0人、特別支援学級21人、通常の学級・通級指導学級21人となっています。

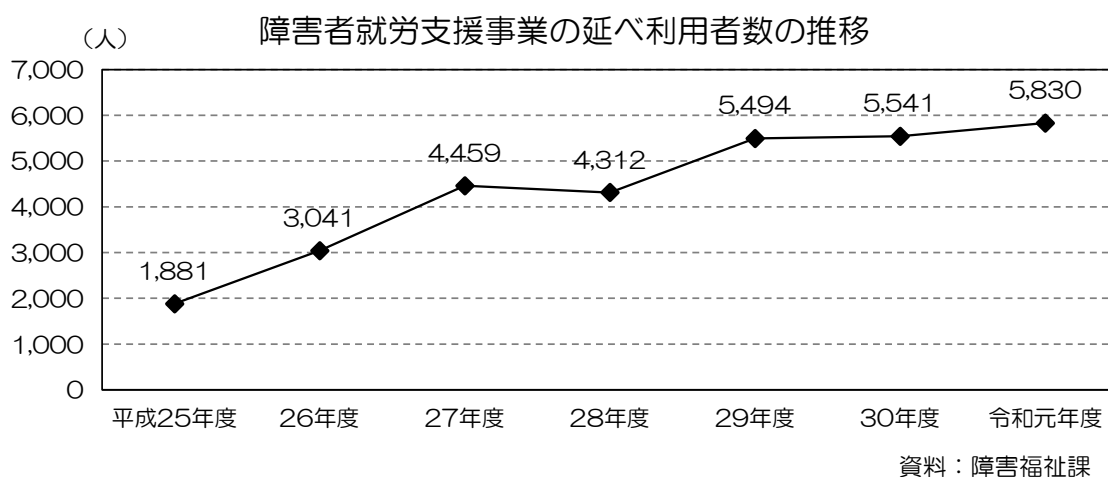


資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現在）

第3節 就労の状況

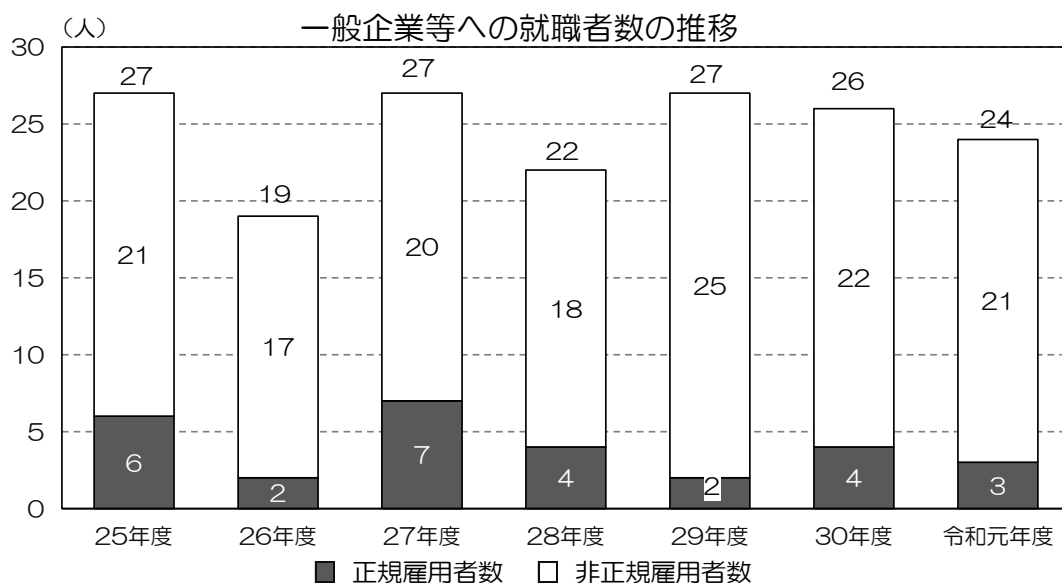
1 就労支援

- ◇市では、障害のある方の一般就労の機会を広げ、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。
- ◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、平成29年度以降増加し、令和元年度では5,830人となっています。



2 一般企業等への就職状況

- ◇一般企業等への就職者の状況は、平成25、27、29年度の27人をピークに、19人から27人までの間で推移しています。
- ◇就職者の雇用区分については、平成25年度以降は非正規雇用者が多数を占めています。正規雇用者が最も多い平成27年度でも7人で全体の3割未満です。



3 就労状況

◇平成25年から令和元年にかけての昭島市内の民間企業における障害者雇用の実雇用率は、法定雇用率は下回っていますが、約0.4%増加となっています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

区 分	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
対象企業数	69	62	61	62	63	67	71
算定基礎労働者数	18,457	17,285	16,978	16,987	17,287	18,157	18,237
雇用障害者数	273	294	294	297	309	322	335
実雇用率	1.48	1.70	1.73	1.75	1.78	1.77	1.84
達成企業数	22	22	25	25	24	22	23
法定雇用率	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.2%

資料：東京労働局（各6月1日現在）

◆障害者雇用の推移（昭島市）

区 分	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
職員数	715	719	707	697	815.5	812.5	864.5
雇用障害者数	19	19	17	17	16.5	15.5	16.5
実雇用率	2.66%	2.64%	2.40%	2.44%	2.02%	1.91%	1.91%

資料：職員課（各6月1日現在）

〈参考：法定雇用率〉

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、全ての事業主（民間企業、国、地方公共団体等）は、障害のある方の雇用に関して、障害のある方が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」実現の理念に基づき、障害のある方の能力を正當に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るよう努めなければならないと規定しています。
- ・障害者雇用促進法では、事業主に対して、障害のある方の雇用義務等に基づく雇用の促進を図るため、障害者雇用率（法定雇用率）制度により、事業主が雇用する労働者に占める身体障害又は知的障害のある方の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。また、平成30年4月からは、精神障害のある方も法定雇用率の算定に含まれることなどから、法定雇用率が引き上げられるとともに、令和3年3月までに更に、0.1%引き上げることとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年4月～	令和3年3月～
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

第4節 令和2年度末までに達成すべき成果目標の達成状況

◇第5期障害福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成28年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

区 分	平成28年度基準値	目標値	30年度末実績	令和元年度末実績
施設入所者 (平成28年度末)	72人	—	65人	63人
地域生活移行者数	—	3人	1人	1人

(2) 施設入所者の削減数

区 分	平成28年度基準値	目標値	30年度末実績	令和元年度末実績
施設入所者数	72人	72人	71人	72人
削減見込者数	—	0人	▲1人	0人

2 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方	地域生活支援拠点等を整備することについて、立川基地跡地の国有地を活用するとともに、市内にある様々な障害のある方を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、引き続き、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関と調整を図る。
----------	---

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
設置に向けた検討	設置に向けた検討	設置に向けた検討

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

目標設定の考え方	保健、福祉関係者で行っている精神保健福祉業務連絡会を再構築し、医療関係者も携わる中で、協議の場の設置に向けて検討する。
----------	---

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
設置	設置	設置

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の数

区 分	平成28年度基準値	目標値	30年度末実績	令和元年度末実績
一般就労移行者数	9人	12人	7人	5人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

区 分	平成28年度基準値	目標値	30年度末実績	令和元年度末実績
就労移行支援事業利用者数	19人	23人	22人	18人

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

区 分	目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
就労移行支援事業所数	—	4か所	4か所
就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所数	—	2か所	0か所
就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合	50.0%	50.0%	0.0%

(4) 就労定着支援による職場定着率

区 分	目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
就労定着支援事業利用者数	—	8人	10人
就労定着支援による支援開始から 1年後の就労継続者数	—	—	8人
就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率	80.0%	—	80.0%

◇第1期障害児福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

目標設定の考え方	(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの整備を進める。
----------	--

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
設置	未設置	設置

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

目標設定の考え方	(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの開設とともに、保育所等訪問支援事業の実施を目指す。
----------	--

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
実施	未実施	未実施

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

目標設定の考え方	平成28年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努める。
----------	---

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
1か所以上設置	設置	設置

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

目標設定の考え方	令和2年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることについて検討する。
----------	--

目標値	平成30年度末実績	令和元年度末実績
設置に向けた検討	検討	検討

第5節 障害福祉サービス等の利用状況

◇第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量（活動指標）に係る利用状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス

（1）訪問系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
居宅介護	計画値	1,881時間	1,936時間	1,991時間
		171人	176人	181人
	実績値	1,843時間	1,909時間	—
		177人	175人	—
重度訪問介護	計画値	3,784時間	3,956時間	4,128時間
		22人	23人	24人
	実績値	3,496時間	3,563時間	—
		21人	20人	—
同行援護	計画値	920時間	943時間	966時間
		40人	41人	42人
	実績値	845時間	876時間	—
		36人	36人	—
行動援護	計画値	280時間	294時間	308時間
		20人	21人	22人
	実績値	271時間	276時間	—
		19人	19人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
合 計	計画値	7,465時間	7,729時間	7,993時間
		254人	262人	270人
	実績値	6,455時間	6,624時間	—
		253人	250人	—

(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
生活介護	計画値	3,440人日	3,560人日	3,680人日
		172人	178人	184人
	実績値	3,228人日	3,319人日	—
		164人	169人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	20人日	20人日	20人日
		1人	1人	1人
	実績値	20人日	13人日	—
		1人	1人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	90人日	100人日	110人日
		9人	10人	11人
	実績値	57人日	54人日	—
		8人	4人	—
就労移行支援	計画値	345人日	345人日	345人日
		23人	23人	23人
	実績値	331人日	290人日	—
		22人	18人	—
就労継続支援（A型）	計画値	420人日	441人日	462人日
		20人	21人	22人
	実績値	377人日	395人日	—
		19人	21人	—
就労継続支援（B型）	計画値	4,005人日	4,140人日	4,275人日
		267人	276人	285人
	実績値	4,155人日	4,408人日	—
		270人	287人	—
就労定着支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	2人	9人	—
療養介護	計画値	600人日	630人日	660人日
		20人	21人	22人
	実績値	623人日	609人日	—
		21人	20人	—
短期入所（福祉型）	計画値	204人日	220人日	236人日
		51人	55人	59人
	実績値	209人日	221人日	—
		44人	47人	—
短期入所（医療型）	計画値	66人日	72人日	78人日
		11人	12人	13人
	実績値	62人日	62人日	—
		10人	10人	—

(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
自立生活援助	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	—
共同生活援助（GH）	計画値	95人	101人	107人
	実績値	95人	104人	—
施設入所支援	計画値	73人	73人	72人
	実績値	71人	72人	—

(4) 相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
計画相談支援	計画値	130人	153人	181人
	実績値	107人	154人	—
地域移行支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—
地域定着支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
児童発達支援	計画値	280人日	296人日	312人日
		35人	37人	39人
	実績値	291人日	327人日	—
		41人	46人	—
医療型児童発達支援	計画値	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人
	実績値	0人日	0人日	—
		0人	0人	—
放課後等デイサービス	計画値	1,872人日	2,171人日	2,522人日
		144人	167人	194人
	実績値	1,792人日	2,129人日	—
		149人	174人	—
保育所等訪問支援	計画値	0人日	0人日	10人日
		0人	0人	5人
	実績値	0人日	0人日	—
		0人	0人	—
障害児相談支援	計画値	44人	56人	71人
	実績値	40人	42人	—
医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置	計画値	検討	検討	検討
	実績値	検討	検討	検討

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	計画期間			
			平成30年度	令和元年度	2年度	
相談支援事業	一般相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所	
		実績値	3か所	3か所	3か所	
	自立支援推進協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	地域支援協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター	計画値	検討	検討	検討	
		実績値	検討	検討	検討	
成年後見制度利用支援事業		計画値	3人	3人	3人	
		実績値	3人	3人	－	
コミュニケーション支援事業		計画値	330人	340人	350人	
		実績値	253人	238人	170人	
手話通訳者養成事業	上級	計画値	20人	20人	20人	
	応用		10人	10人	10人	
	上級	実績値	7人	11人	－	
	応用		2人	3人	－	
移動支援事業		計画値	11,220時間	11,440時間	11,660時間	
			1,020人	1,040人	1,060人	
		実績値	10,601時間	11,101時間	－	
			978人	995人	－	
日常生活用具	介護・訓練支援用具	計画値	7件	8件	9件	
		実績値	8件	13件	－	
	自立生活支援用具	計画値	17件	19件	21件	
		実績値	15件	11件	－	
	在宅療養等支援用具	計画値	14件	16件	18件	
		実績値	15件	26件	－	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	25件	26件	27件	
		実績値	16件	23件	－	
	排せつ管理支援用具	計画値	2,550件	2,650件	2,750件	
		実績値	2,404件	2,388件	－	
	居宅生活動作補助用具 （小規模住宅改修費）	計画値	2件	2件	2件	
		実績値	2件	0件	－	
	計		計画値	2,615件	2,721件	2,827件
			実績値	2,460件	2,461件	－
地域活動支援センター（Ⅰ型）		計画値	1か所	1か所	1か所	
			4,100人	4,100人	4,100人	
		実績値	1か所	1か所	－	
			2,666人	2,055人	－	

(2) その他事業（年度当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		平成30年度	令和元年度	2年度
巡回入浴サービス事業	計画値	11人	11人	11人
		760回	760回	760回
	実績値	9人	10人	—
		566回	702回	—
自動車運転免許取得費助成事業	計画値	2件	2件	2件
	実績値	0件	2件	—
自動車改造費助成事業	計画値	2件	2件	2件
	実績値	0件	0件	—

第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要

第1節 基礎調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害のある方の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内在住の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者の中から2,000人を無作為抽出して対象としました。
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和元年11月8日～11月25日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人	5問
②障害の状況	3問
③医療や介助の状況	5問
④相談や福祉情報	4問
⑤日中活動や仕事	6問
⑥スポーツ・運動	3問
⑦保育・教育・療育※	4問
⑧住まい	4問
⑨外出	2問
⑩福祉サービスの利用	2問
⑪権利擁護※・障害理解	6問
⑫災害対策	3問
⑬市の障害者施策（自由意見含む）	2問
合 計	49問

4 回収結果

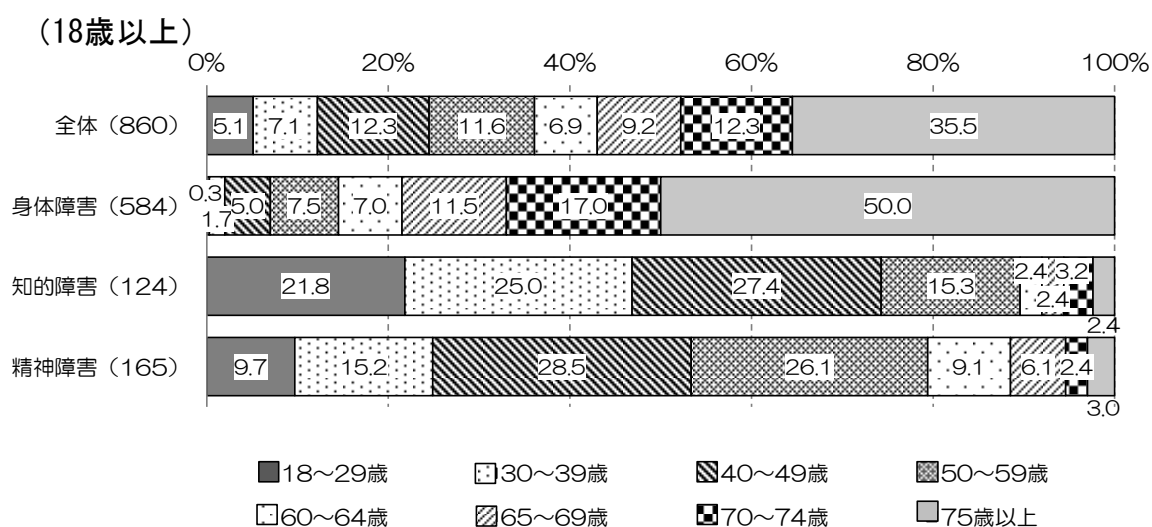
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
2,000	995	49.8%

5 調査結果のまとめ

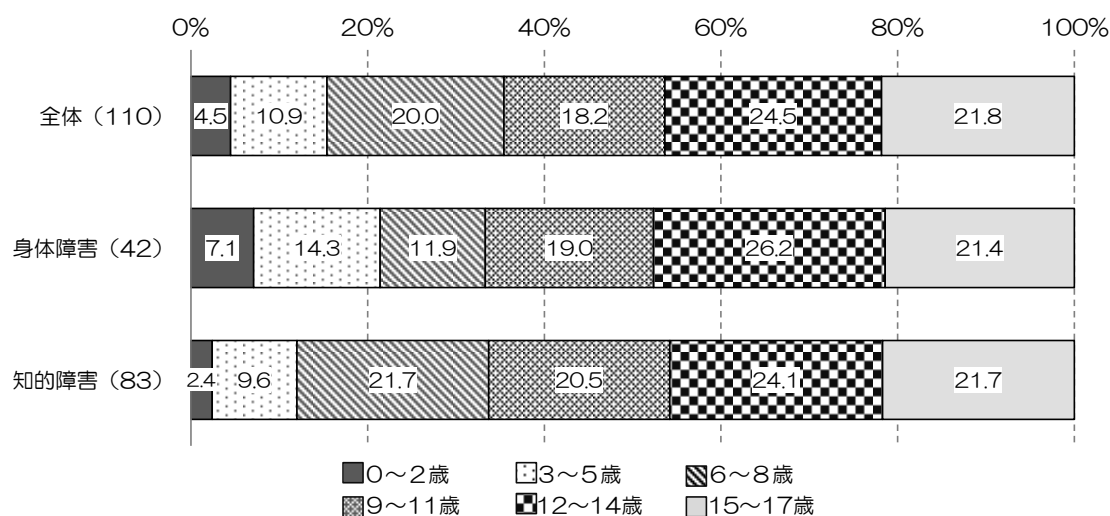
(1) 本人の状況

①年齢

- 身体障害の18歳以上では「75歳以上」(50.0%) が最も多く、70歳以上でみると6割以上を占めています。18歳未満では、「12～14歳」(26.2%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「40～49歳」(27.4%) が最も多く、18歳未満では、「12～14歳」(24.1%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「40～49歳」(28.5%) が最も多く、次いで「50～59歳」(26.1%)、「30～39歳」(15.2%) となっています。



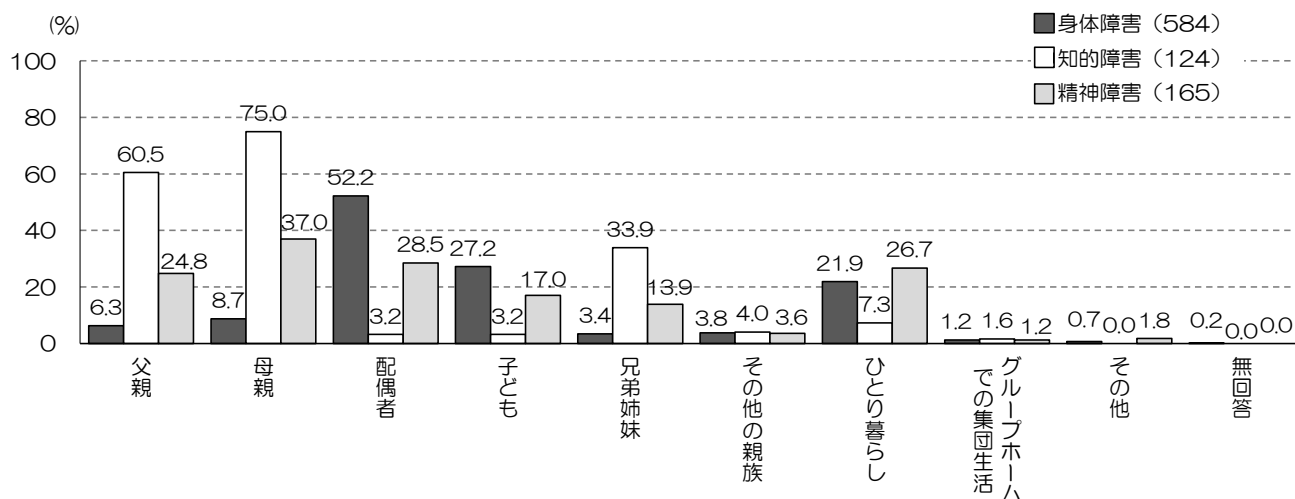
(18歳未満)



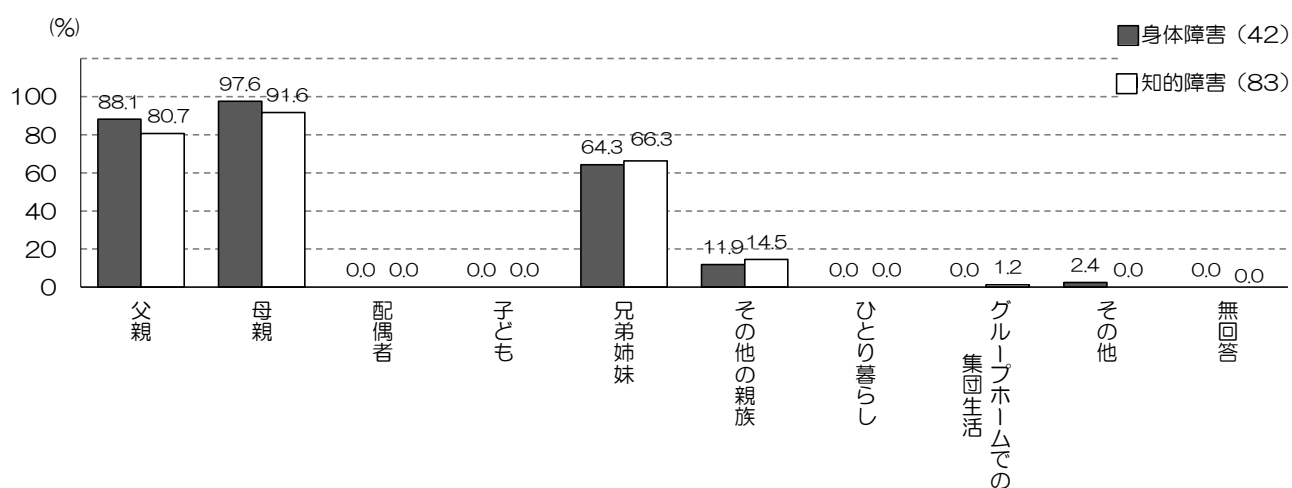
②世帯構成

- 身体障害の18歳以上では「配偶者」(52.2%) が最も多く、次いで「子ども」(27.2%)、「ひとり暮らし」(21.9%) となっています。18歳未満では、「母親」(97.6%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「母親」(75.0%) が最も多く、次いで「父親」(60.5%)、「兄弟姉妹」(33.9%) と、家族の占める割合が多くなっています。18歳未満では、「母親」(91.6%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「母親」(37.0%) が最も多く、次いで「配偶者」(28.5%)、「ひとり暮らし」(26.7%) となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

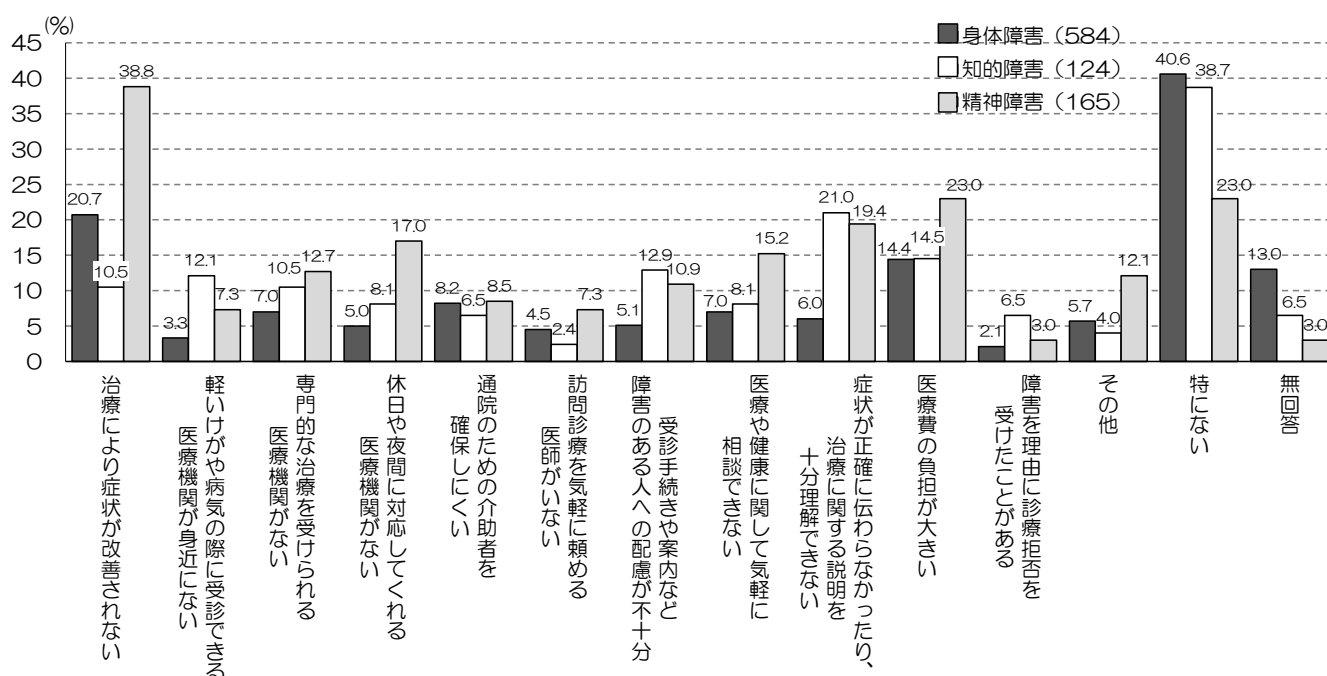


(2) 医療や介助の状況について

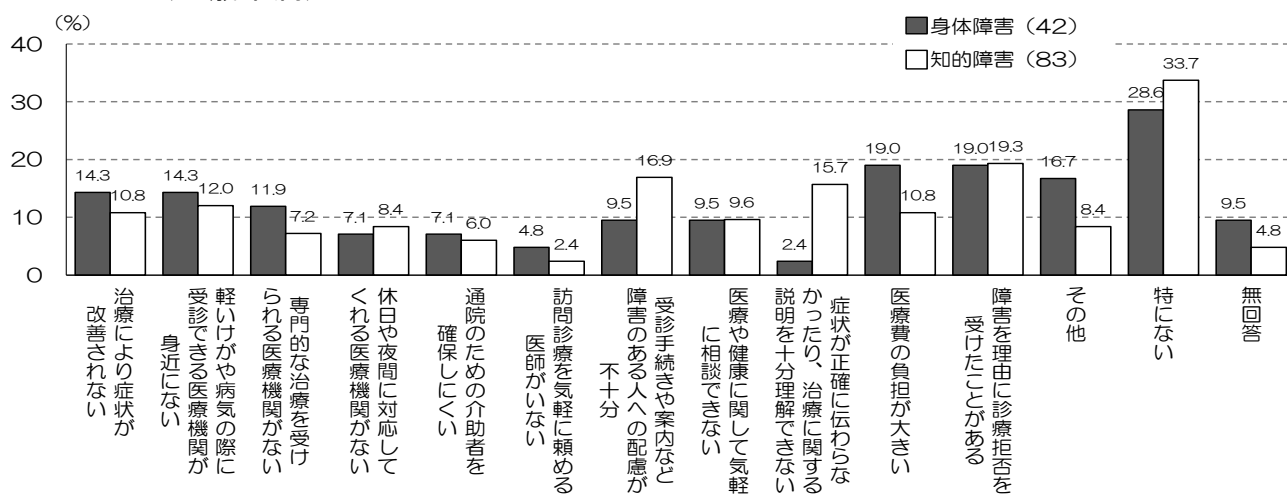
①医療を受ける際に困っていること

- 身体障害、知的障害では、18歳以上と18歳未満ともに「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(20.7%)、知的障害の18歳以上では「症状が正確に伝わらなかったり、治療に関する説明を十分理解できない」(21.0%)がそれぞれ2割以上と多くなっています。
- 18歳未満では、身体障害、知的障害ともに「障害を理由に診療を断られたことがある」が約2割となっており、身体障害では「医療費の負担が大きい」(19.0%)も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(38.8%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



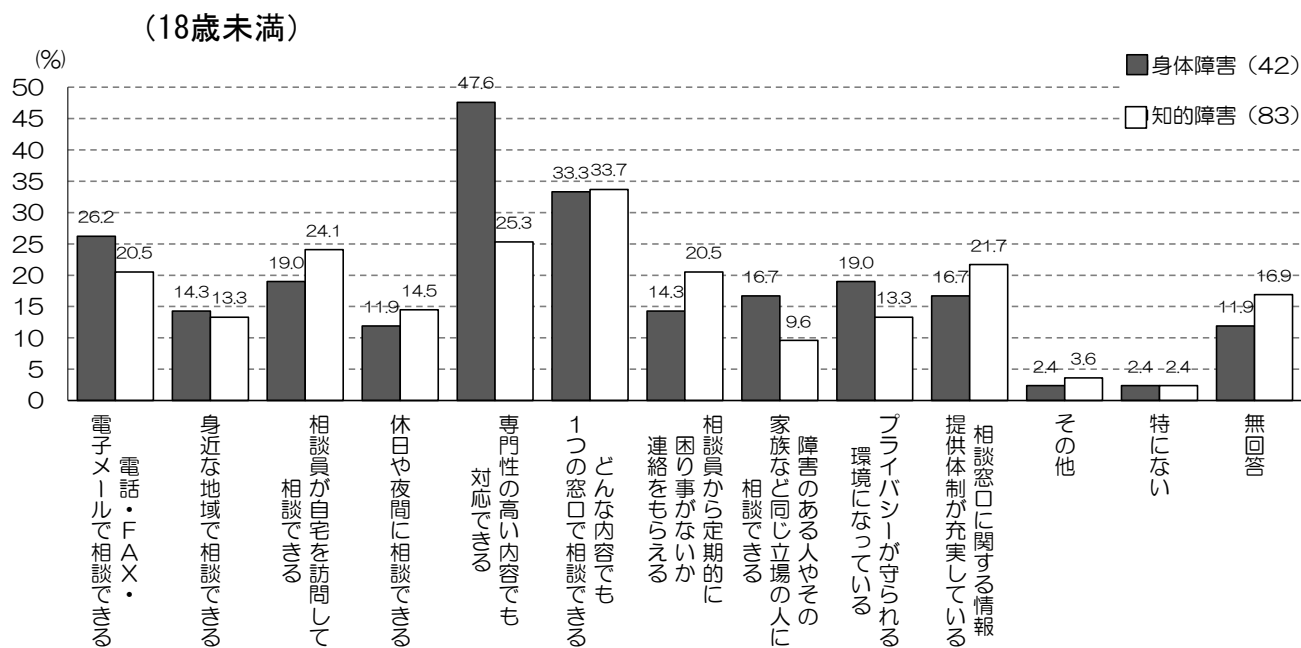
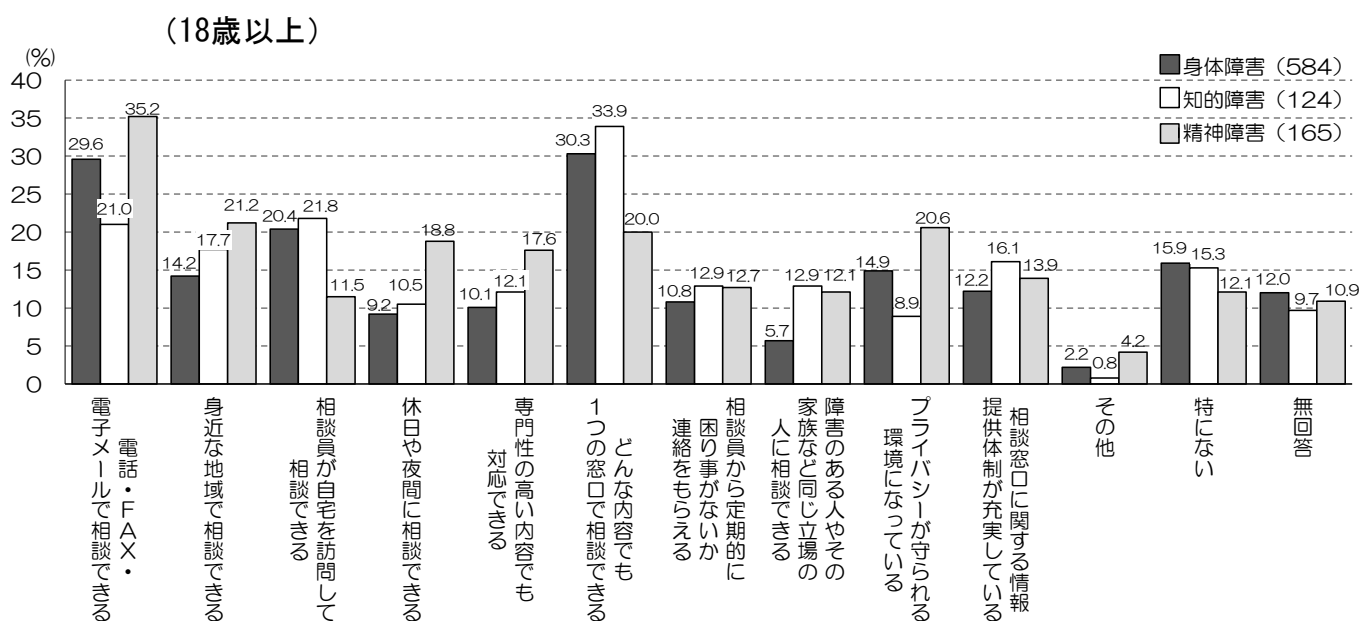
(18歳未満)



(3) 相談や福祉情報について

①市役所等の公的な相談窓口に望むこと

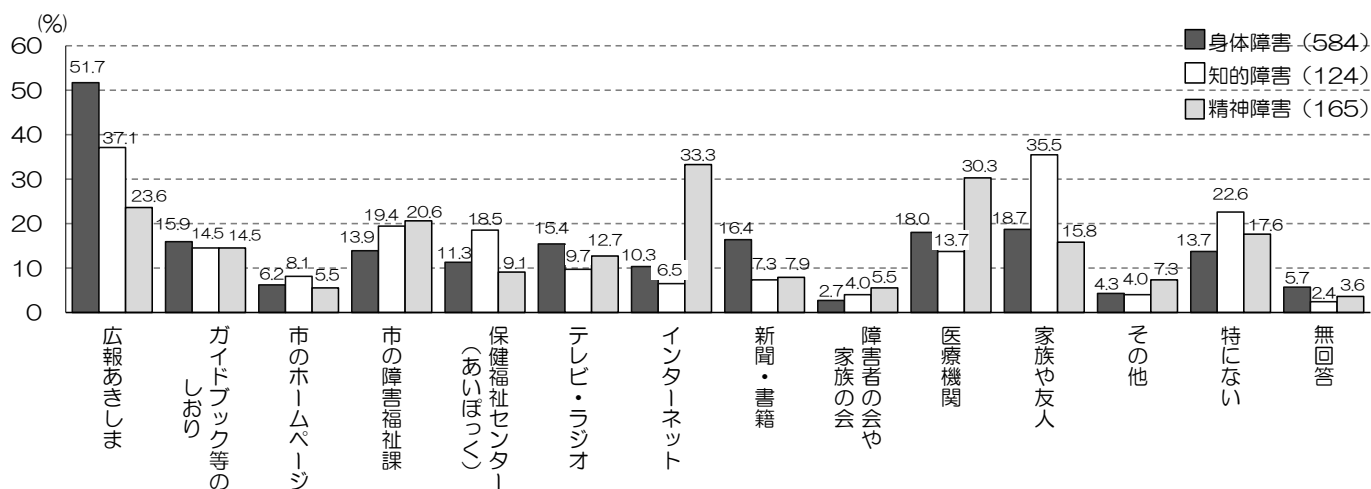
- ・身体障害、知的障害の18歳以上では「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」がそれぞれ(30.3%)(33.9%)と最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「専門性の高い内容でも対応できる」(47.6%)が最も多くなっています。
- ・知的障害の18歳未満では、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(33.7%)が最も多くなっています。
- ・精神障害の18歳以上では「電話・FAX・電子メールで相談できる」(35.2%)が最も多くなっています。



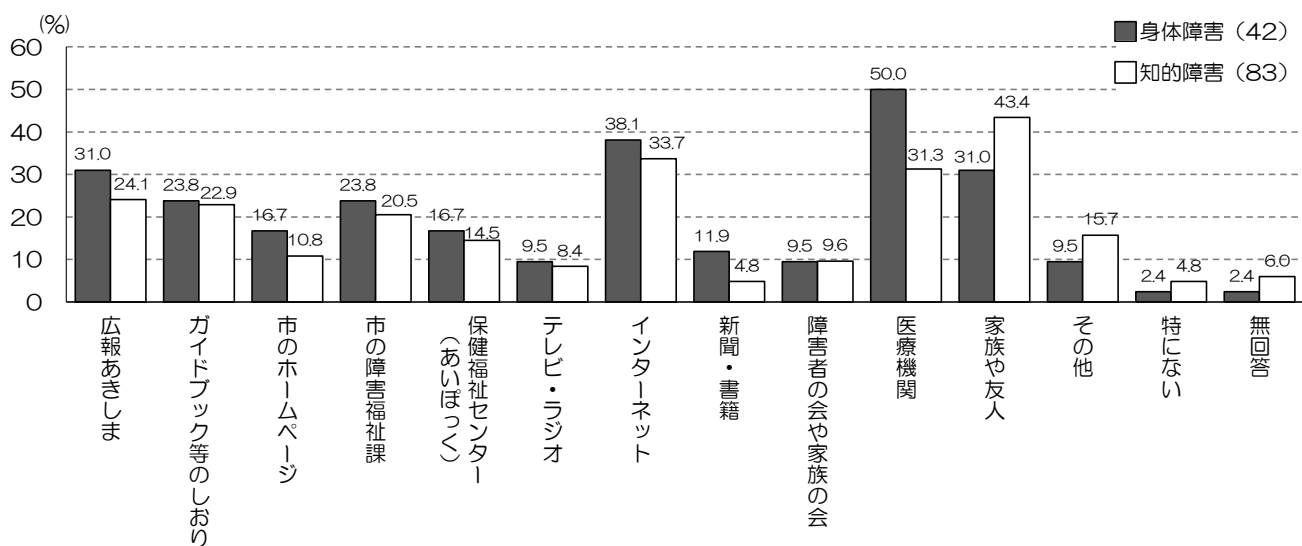
②福祉に関する情報の入手方法

- 身体障害、知的障害の18歳以上では「広報あきしま」がそれぞれ（51.7%）（37.1%）と最も多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「医療機関」（50.0%）が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「家族や友人」（43.4%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「インターネット」（33.3%）が最も多くなっています。

（18歳以上）



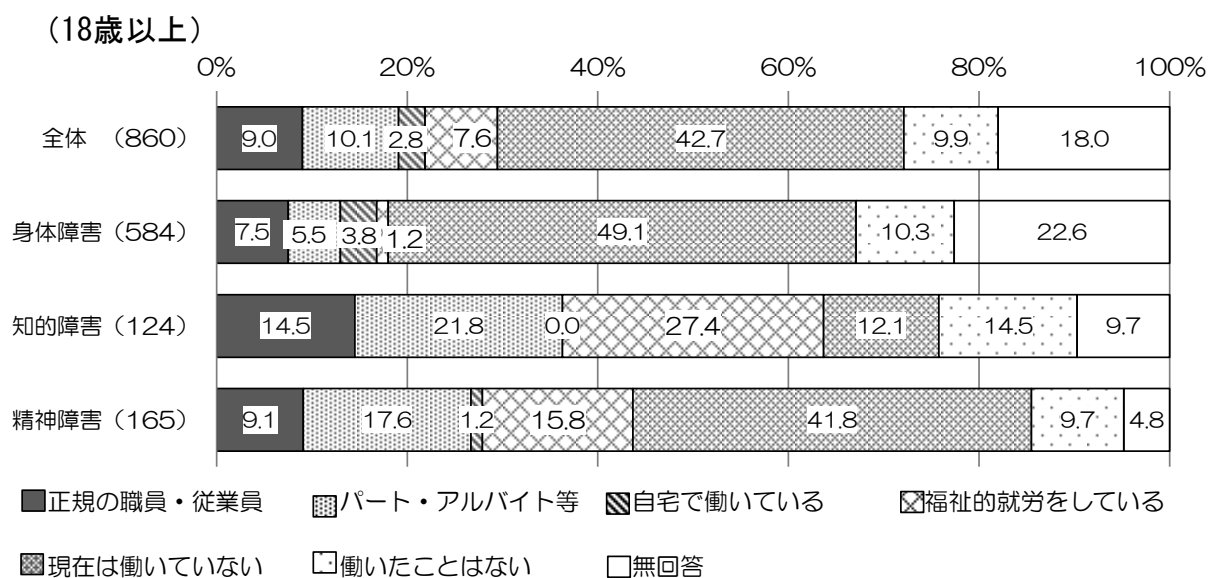
（18歳未満）



(4) 日中活動や仕事について

①現在の就労状況

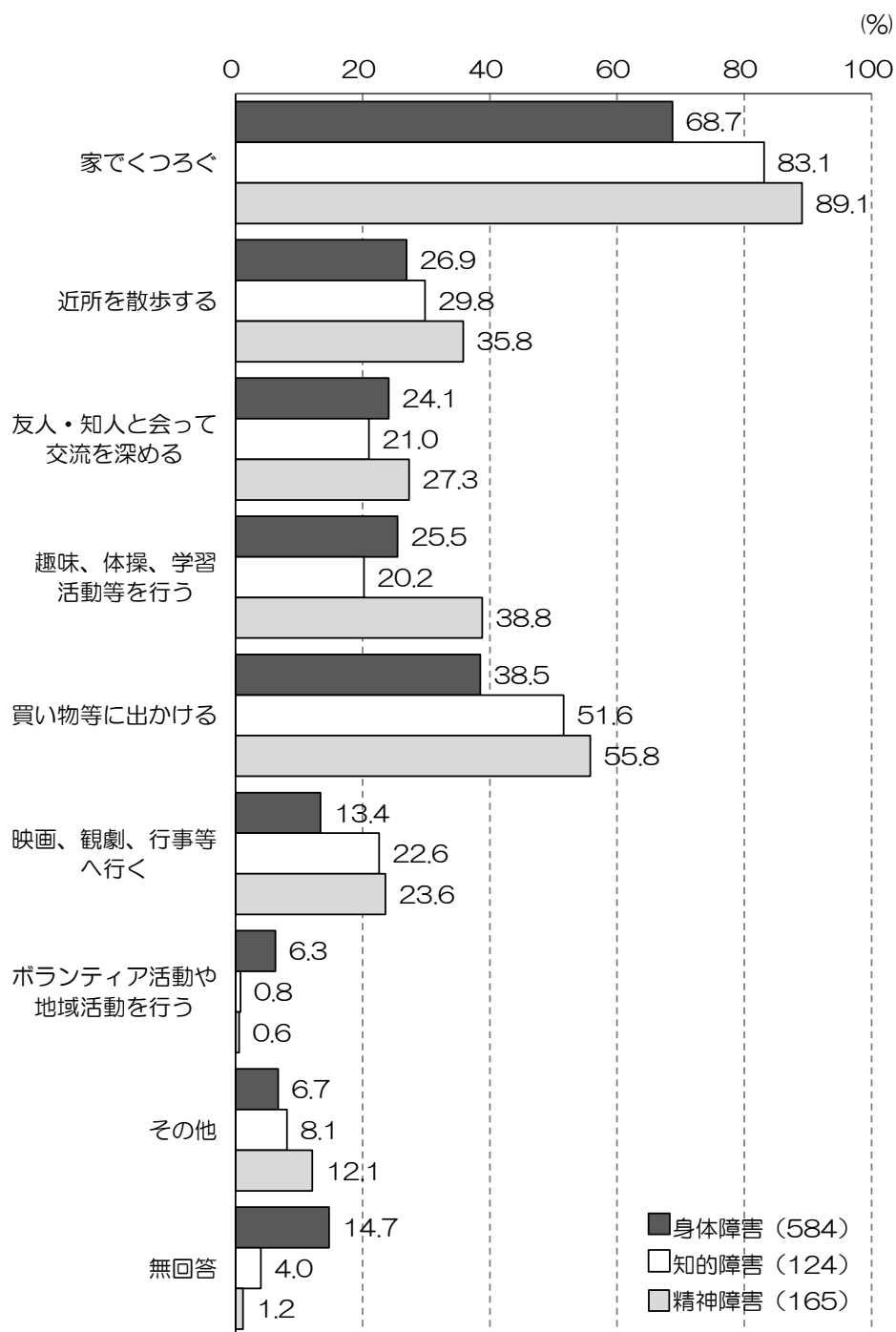
- 身体障害では、「現在は働いていない」が約半数を占めています。精神障害でも「現在は働いていない」が約4割を占めています。
- 知的障害では「福祉的就労をしている」(27.4%) が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(21.8%) となっています。
- 精神障害では「パート・アルバイト等」(17.6%)、「福祉的就労をしている」(15.8%) が多くなっています。



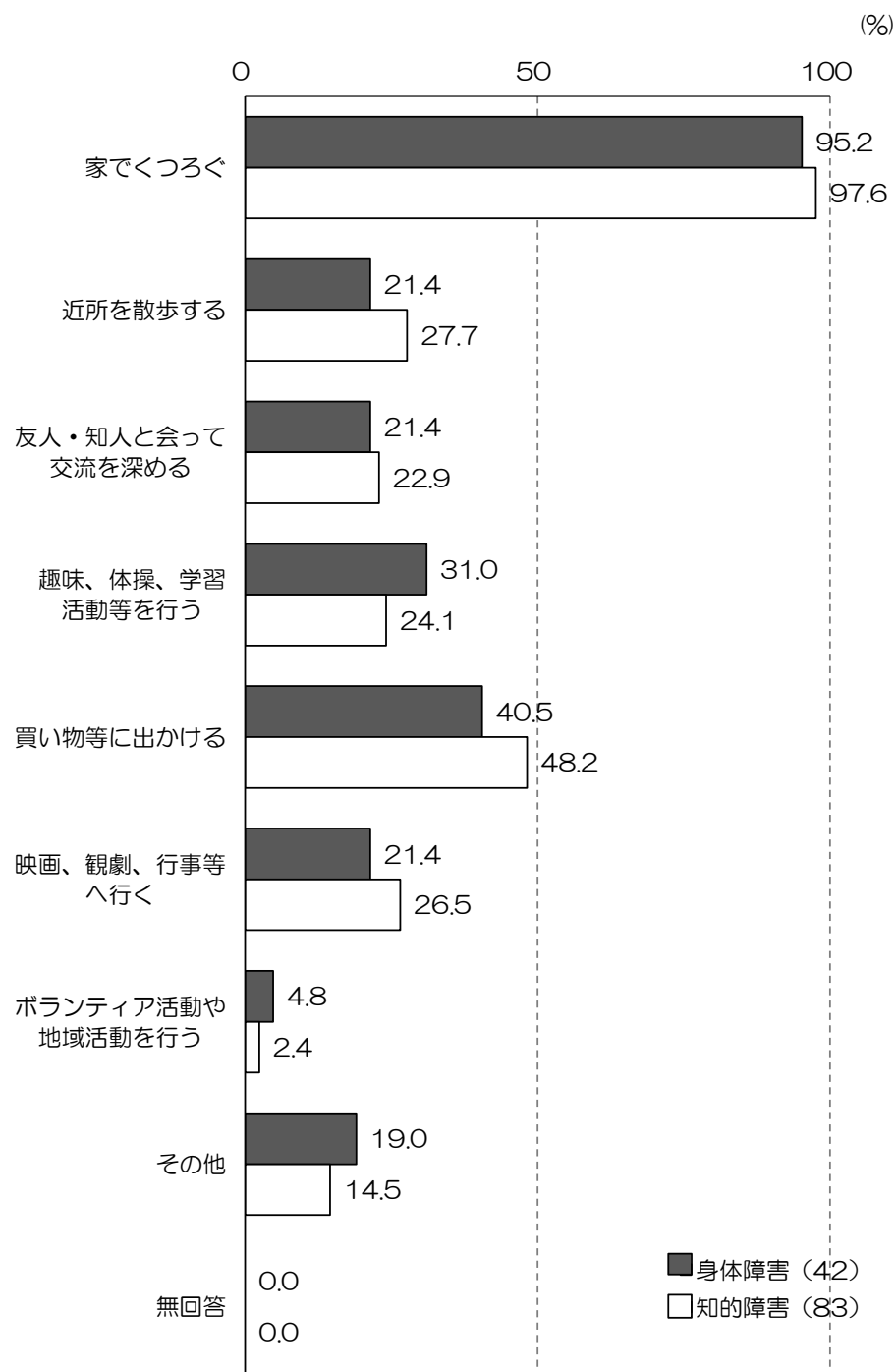
②自由な時間の過ごし方

- 全ての障害の全ての年齢層で「家でくつろぐ」が最も多く、次に「買い物等に出かける」が約4割から5割以上を占めています。

(18歳以上)



(18歳未満)

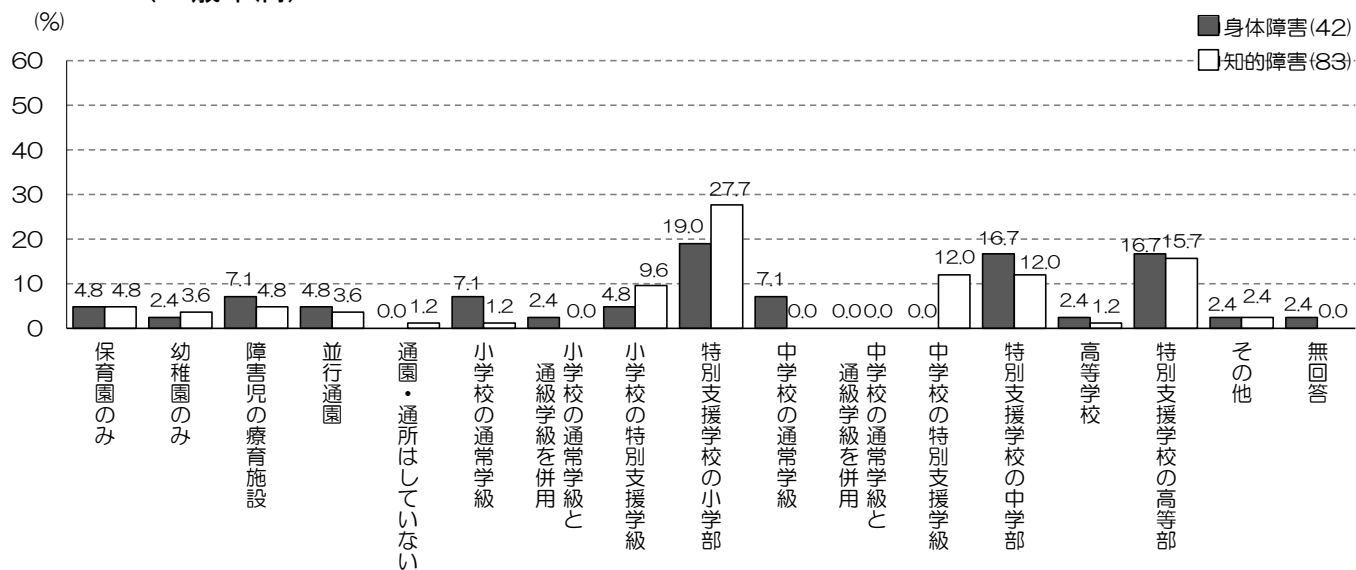


(5) 保育・教育・療育について

①通園・通学の状況

- ・身体障害では「特別支援学校の小学部」(19.0%) が最も多く、次いで「特別支援学校の中学部」、「特別支援学校の高等部」(ともに16.7%) が多くなっています。
- ・知的障害では、「特別支援学校の小学部」(27.7%) が最も多くなっています。

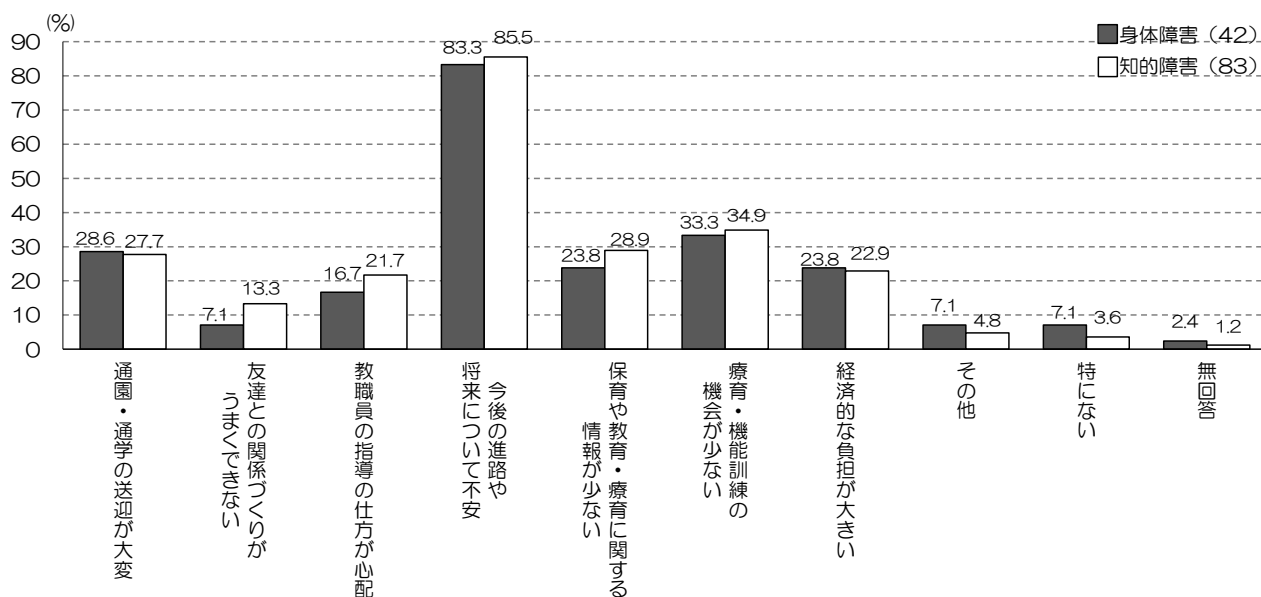
(18歳未満)



②通園・通学や学校生活で困っていること

- ・身体障害、知的障害ともに「今後の進路や将来について不安」が8割以上を占め、次いで「療育・機能訓練の機会が少ない」が3割以上となっています。

(18歳未満)

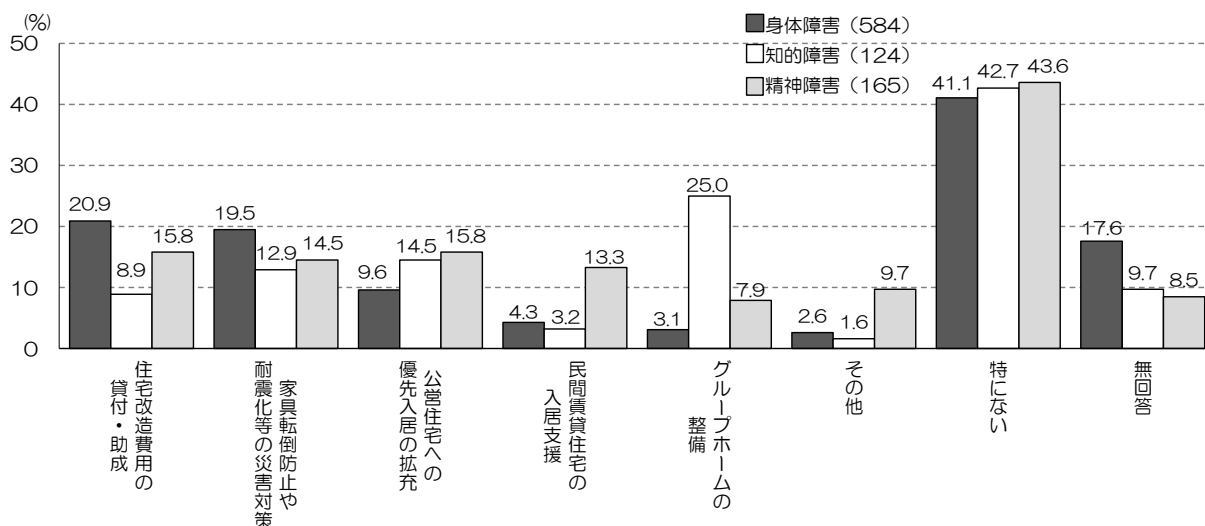


(6) 住まいについて

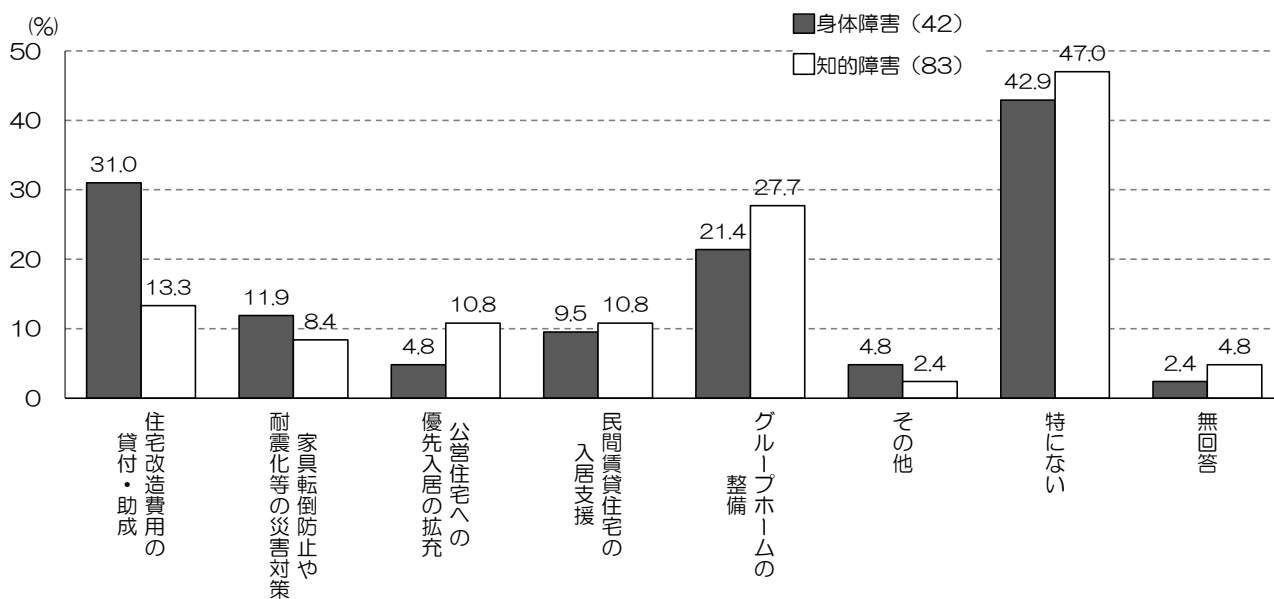
①住まいに関する必要な支援

- 全ての障害の全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「住宅改造費用の貸付・助成」(20.9%)、知的障害では「グループホームの整備」(25.0%)、精神障害では「住宅改造費用の貸付・助成」、「公営住宅への優先入居の拡充」(ともに15.8%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「住宅改造費用の貸付・助成」(31.0%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「グループホームの整備」(27.7%)が他の支援と比べて多くなっています。

(18歳以上)

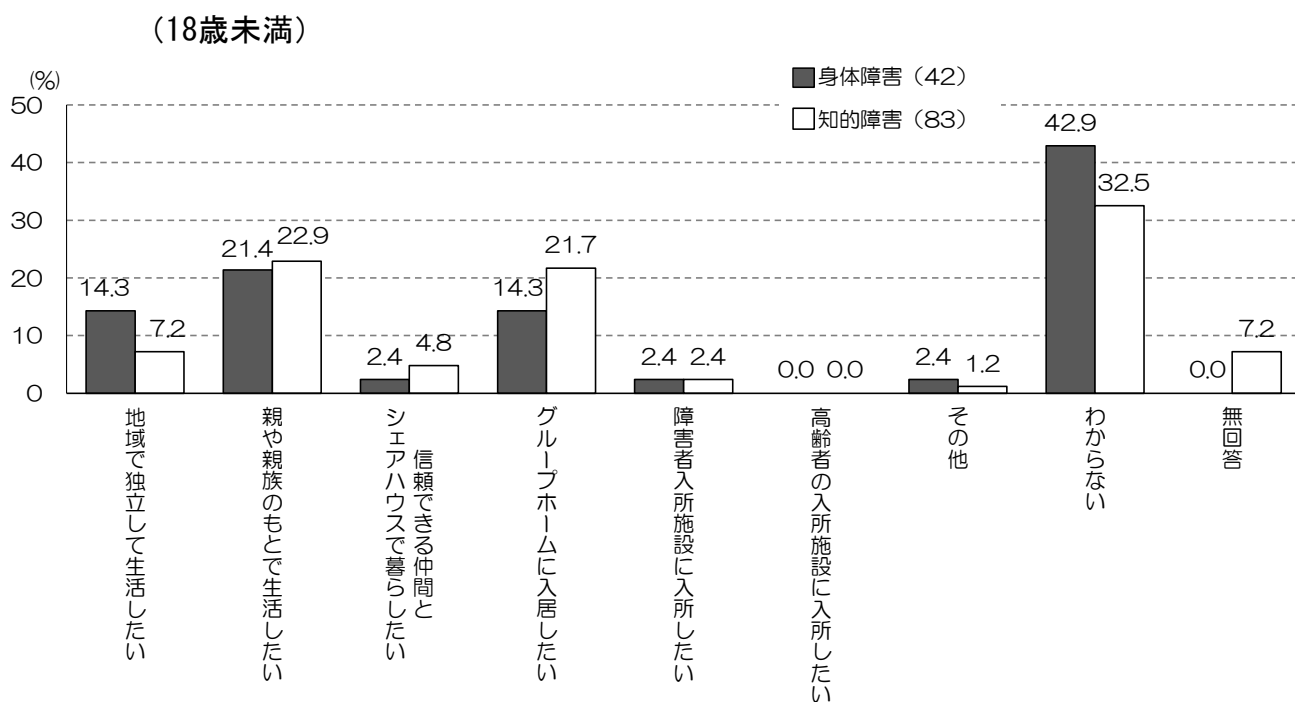
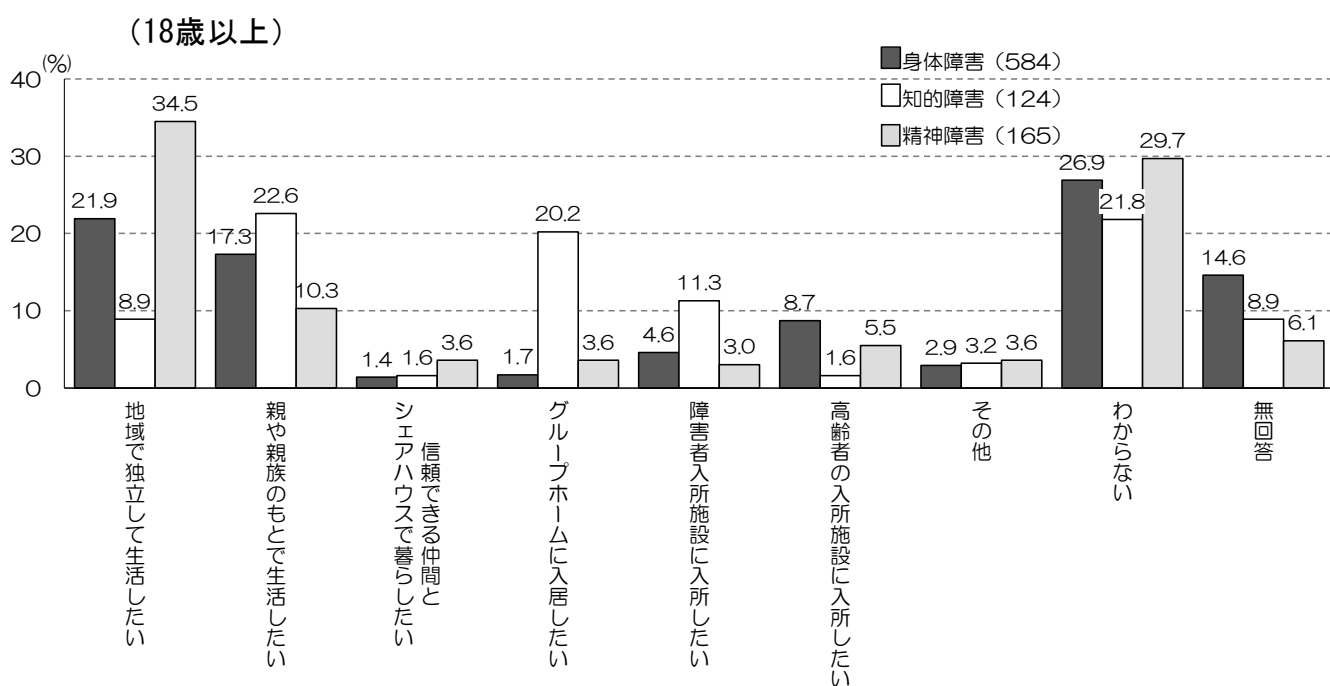


(18歳未満)



②将来の生活について

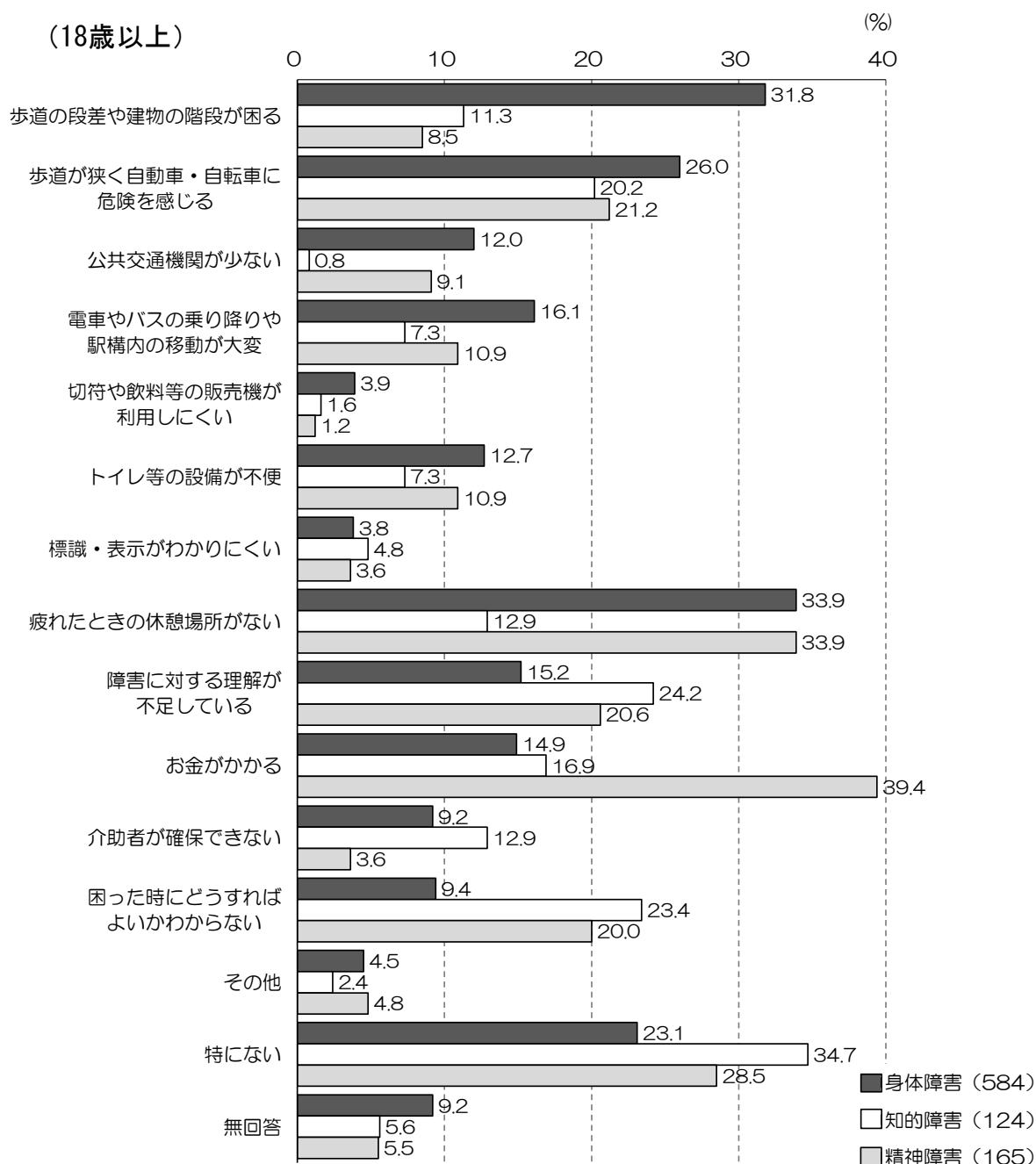
- 身体障害は全ての年齢層で「わからない」が最も多くなっています。また、18歳以上では「地域で独立して生活したい」(21.9%)、18歳未満では「親や親族のもとで生活したい」(21.4%)がそれぞれ2割以上となっています。
- 知的障害の18歳以上では「親や親族のもとで生活したい」(22.6%)が最も多くなっています。18歳未満では「わからない」(32.5%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「地域で独立して生活したい」(34.5%)が最も多くなっています。



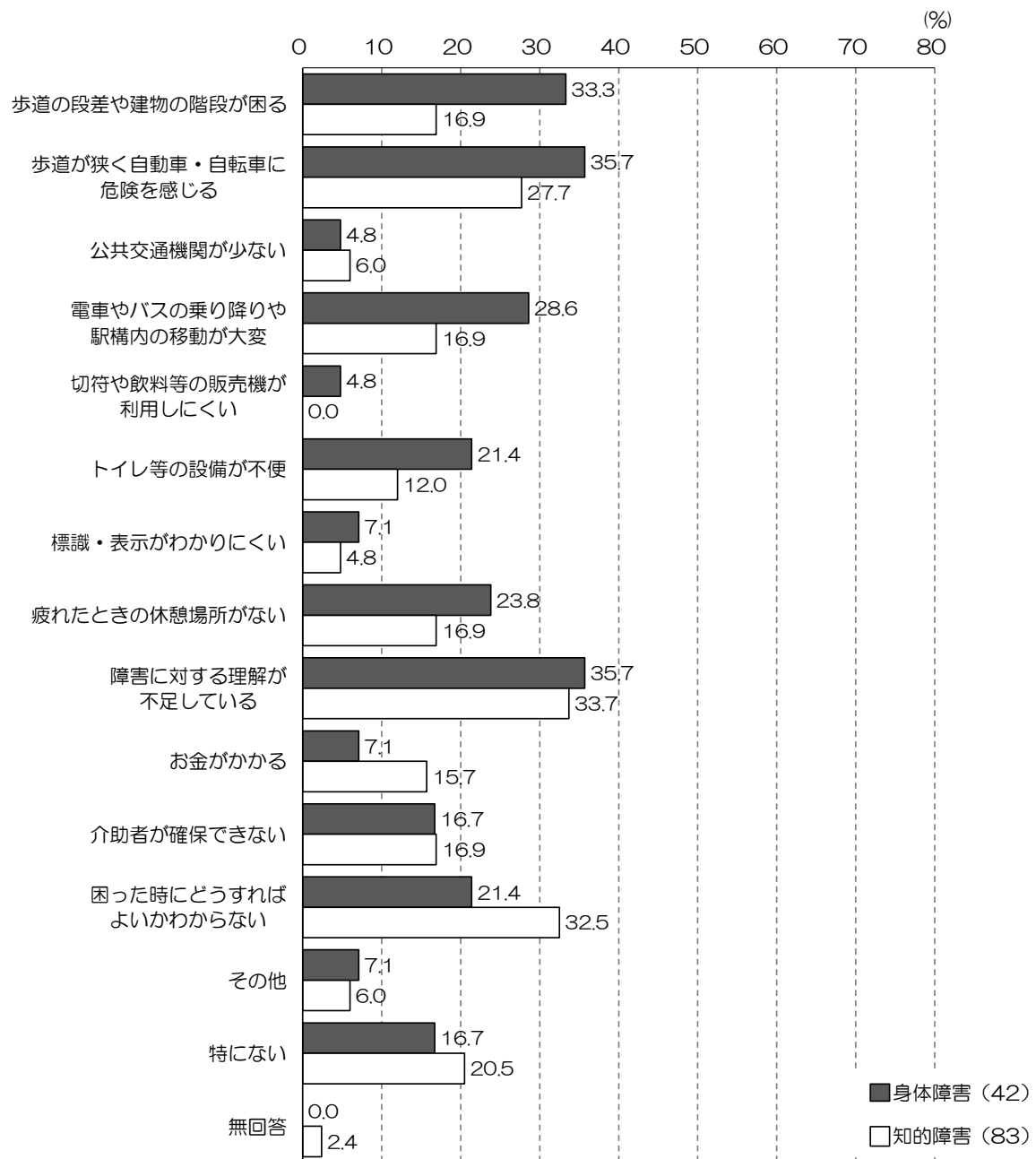
(7) 外出について

①外出に関して困っていること

- 身体障害の18歳以上では「疲れたときの休憩場所がない」(33.9%)が最も多く、次いで「歩道の段差や建物の階段が困る」(31.8%)となっています。18歳未満では「歩道が狭く自動車・自転車に危険を感じる」、「障害に対する理解が不足している」(ともに35.7%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「特にない」(34.7%)が最も多く、次いで「障害に対する理解が不足している」(24.2%)、「困った時にどうすればよいか分からない」(23.4%)となっています。18歳未満では「障害に対する理解が不足している」(33.7%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「お金がかかる」(39.4%)が最も多くなっています。



(18歳未満)



(8) 福祉サービスの利用について

- ・主な障害福祉サービスの利用状況について、日中活動系サービスでは、生活介護の利用者54人に対して今後利用したい人が114人、短期入所の利用者41人に対して今後利用したい人が176人となっています。
- ・居住系サービスでは、共同生活援助の利用者7人に対して今後利用したい人が121人、施設入所支援の利用者0人に対して今後利用したい人が114人となっています。
- ・地域生活支援事業では、地域活動支援センター事業の利用者13人に対して今後利用したい人が141人となっています。
- ・いずれの事業でも、今後利用を希望する人が現在の利用者を大きく上回っています。

(人)

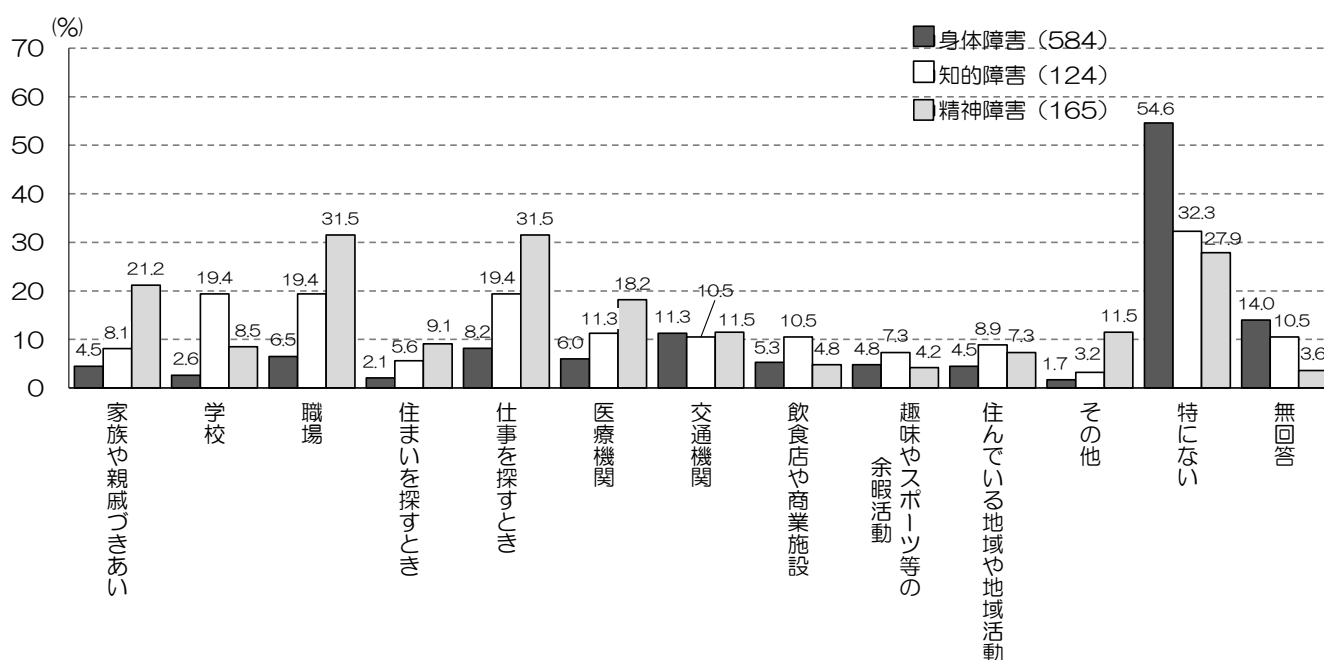
		全体		身体障害		知的障害		精神障害	
		現在利用 している	今後利用 したい	現在利用 している	今後利用 したい	現在利用 している	今後利用 したい	現在利用 している	今後利用 したい
日中活動系 サービス	生活介護	54	114	43	82	16	18	3	15
	短期入所（ショートステイ）	41	176	27	126	17	36	3	23
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	7	121	4	58	1	37	3	30
	施設入所支援	0	114	0	76	0	30	0	17
地域生活 支援事業	地域活動支援センター事業	13	141	3	73	2	27	8	43

(9) 権利擁護・障害理解について

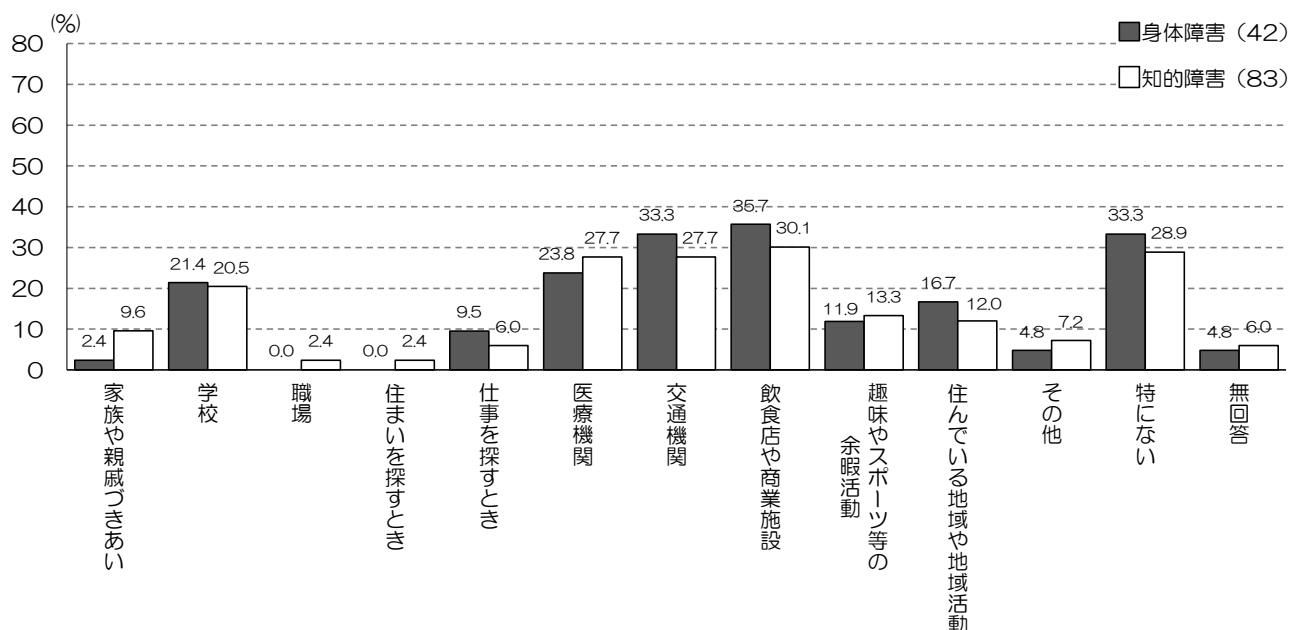
①障害を理由に差別を受けていると感じた場面

- 身体障害及び知的障害の18歳以上では「特にない」が最も多くなっています。また、身体障害では「交通機関」を除く全ての項目で1割未満となっています。知的障害では「学校」、「職場」、「仕事を探すとき」(それぞれ19.4%)が約2割となっています。
- 精神障害の18歳以上では「職場」、「仕事を探すとき」(ともに31.5%)が最も多くなっています。
- 身体障害、知的障害の18歳未満では「飲食店や商業施設」(それぞれ35.7%、30.1%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

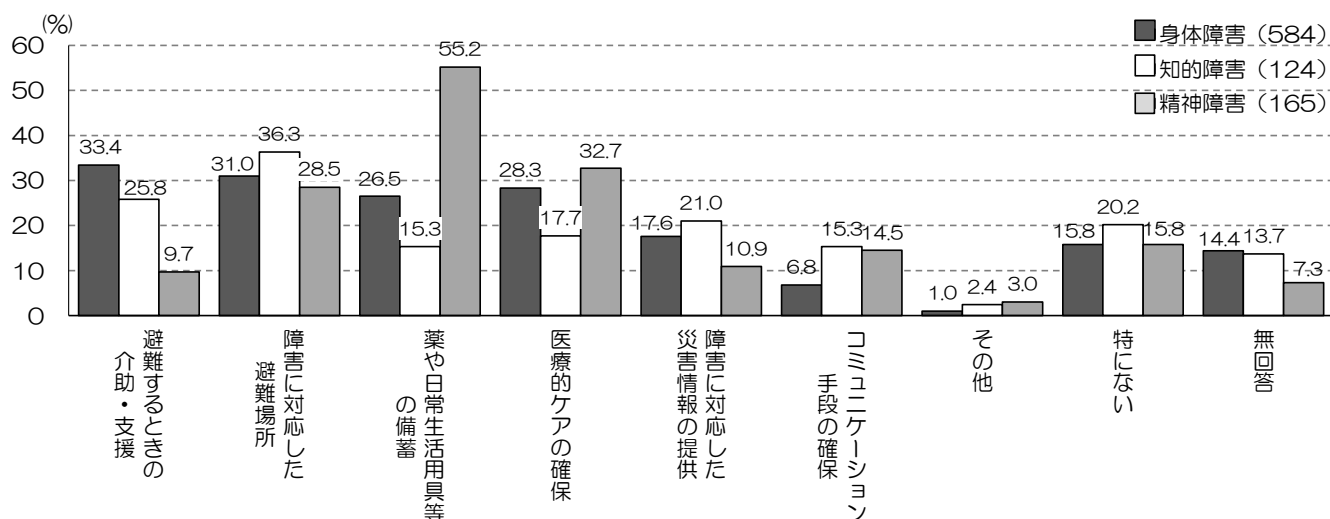


(10) 災害対策について

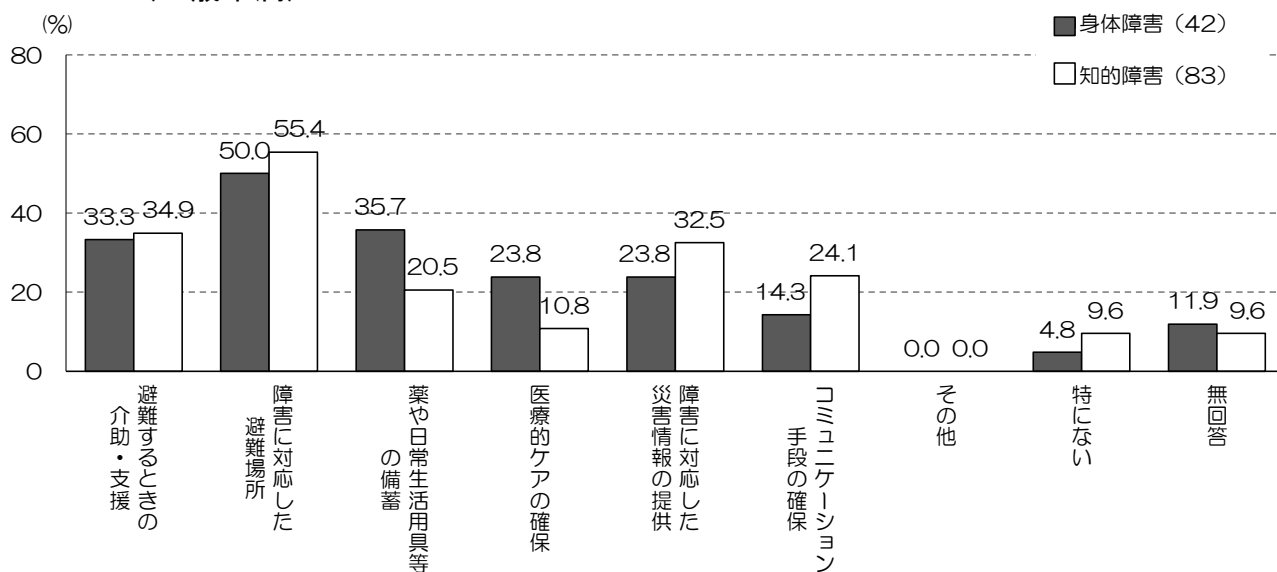
①災害時に必要な支援

- 身体障害の18歳以上では「避難するときの介助・支援」、「障害に対応した避難場所」の順に高く、それぞれ3割以上となっています。18歳未満では「障害に対応した避難場所」（50.0%）が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「障害に対応した避難場所」（36.3%）が最も多くなっています。18歳未満も「障害に対応した避難場所」（55.4%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」（55.2%）が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」（32.7%）となっています。

(18歳以上)



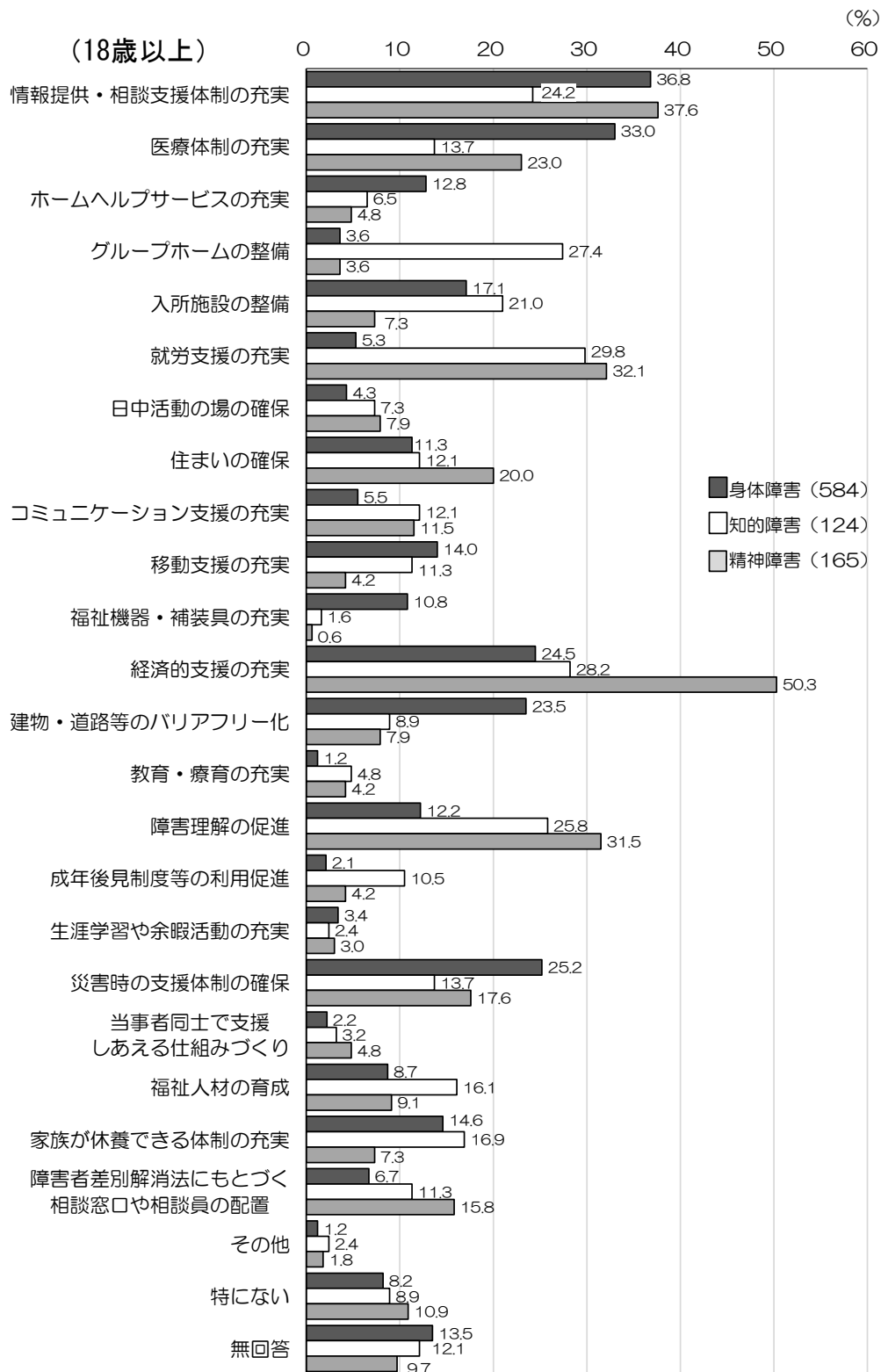
(18歳未満)



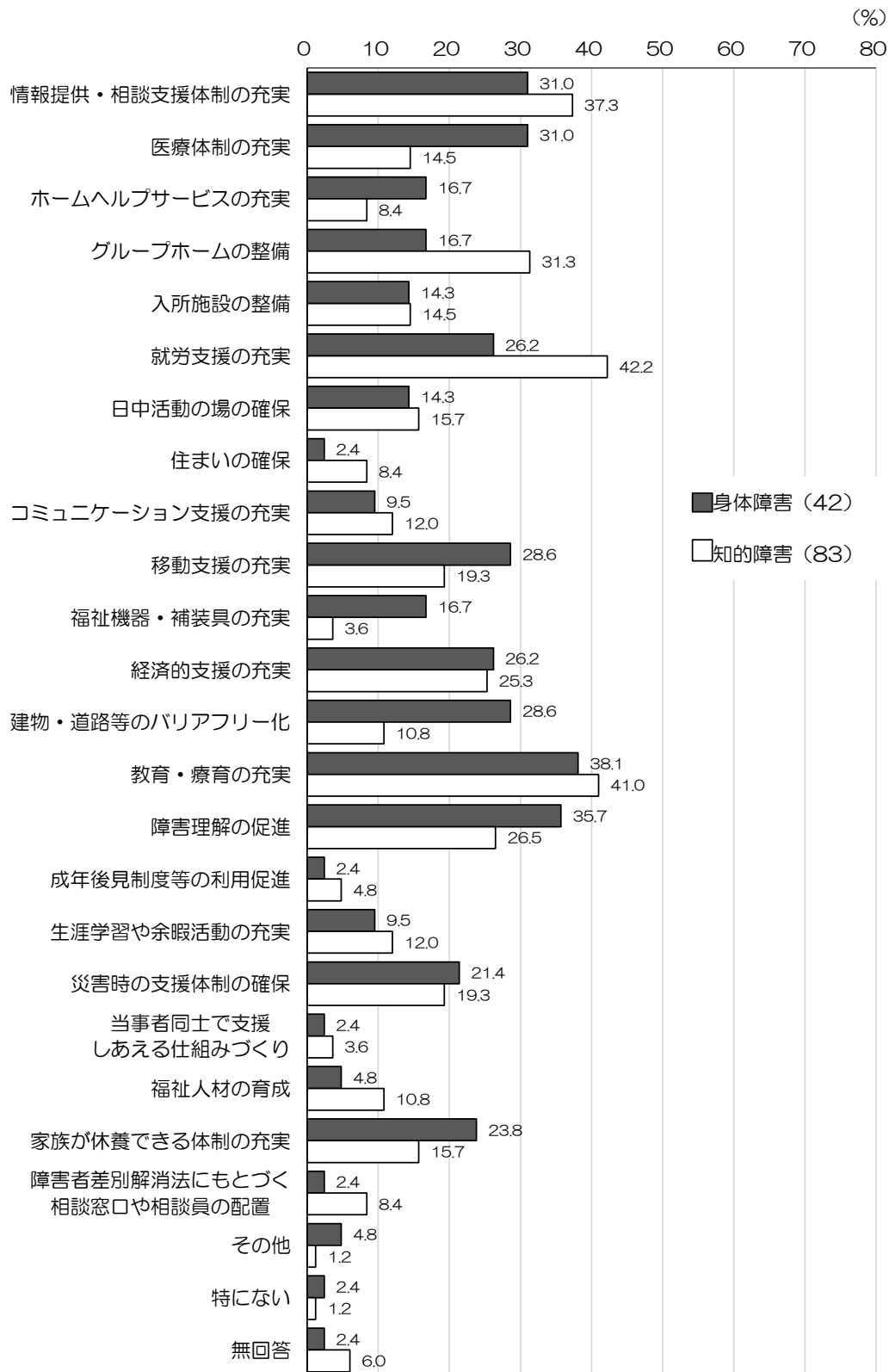
(11) 障害者施策について

①地域で暮らすうえで市が重点的に取り組むべき施策

- 身体障害、精神障害の18歳以上で、「情報提供・相談支援体制の充実」が3割を超えています。
- 精神障害の18歳以上では「経済的支援の充実」(50.3%) が特に高くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「就労支援の充実」(42.2%)、「教育・療育の充実」(41.0%) が4割以上となっています。身体障害の18歳未満でも「教育・療育の充実」(38.1%) が多くなっています。



(18歳未満)



第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所（36事業所（配布数46））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和2年4月～5月

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	6問
⑤自由意見	1問
合 計	22問

4 回収結果

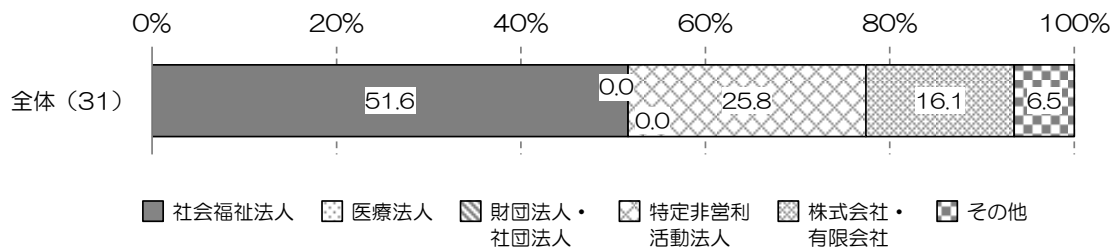
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
46	31	67.4%

5 調査結果のまとめ

(1) 事業所の概要について

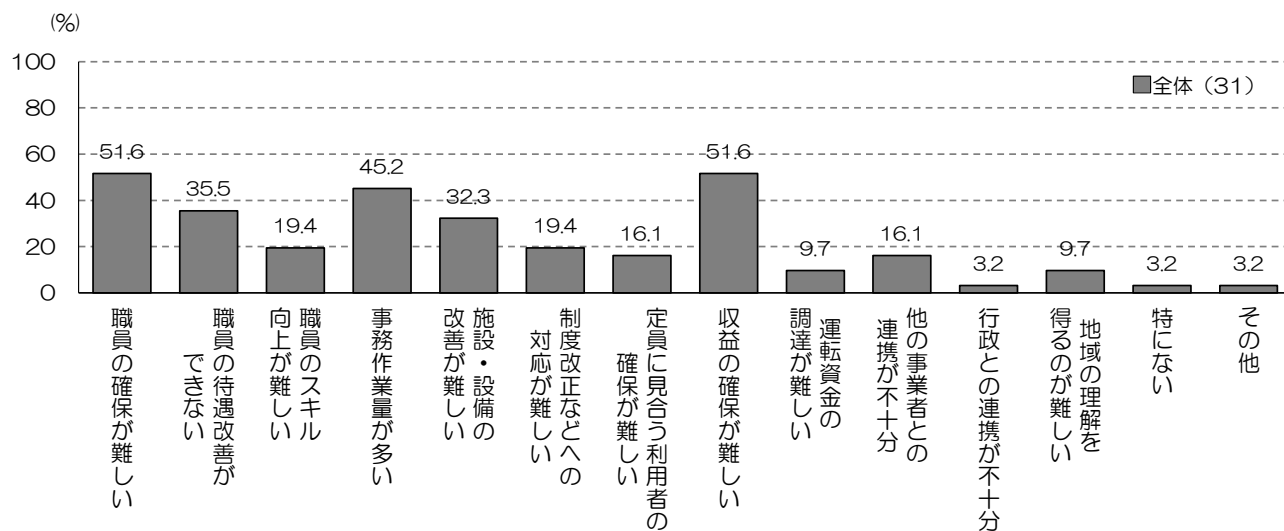
①法人種別

- ・「社会福祉法人」が全体の半数以上を占めています。



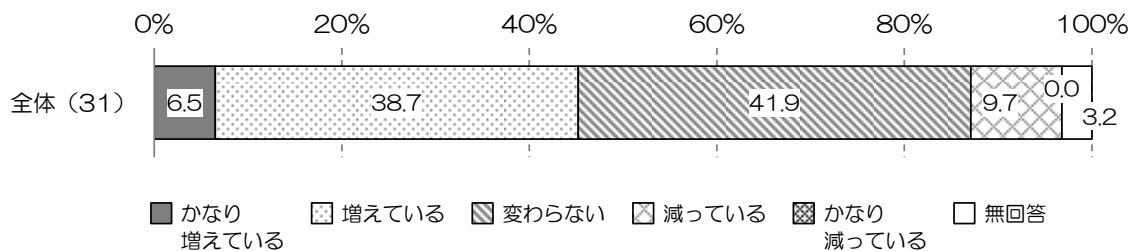
②経営上の問題

- ・「職員の確保が難しい」と「収益の確保が難しい」(ともに51.6%)が半数以上と多く、次いで「事務作業量が多い」(45.2%)となっています。



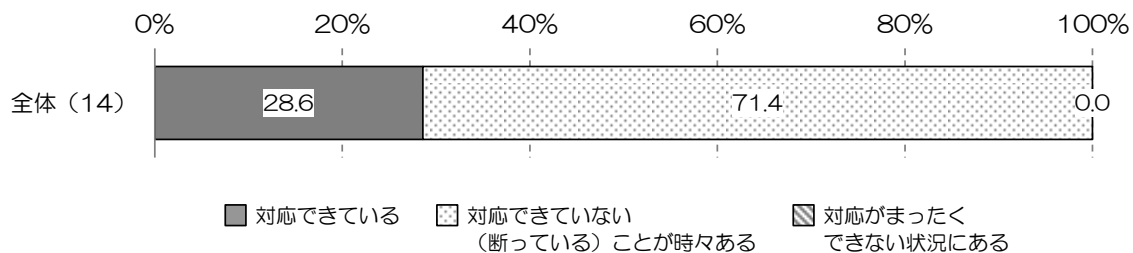
③新規サービス依頼者数の動向

- 「変わらない」(41.9%) が最も多く、次いで「増えている」(38.7%)、「減っている」(9.7%) となっています。



④新規サービス依頼者数への対応

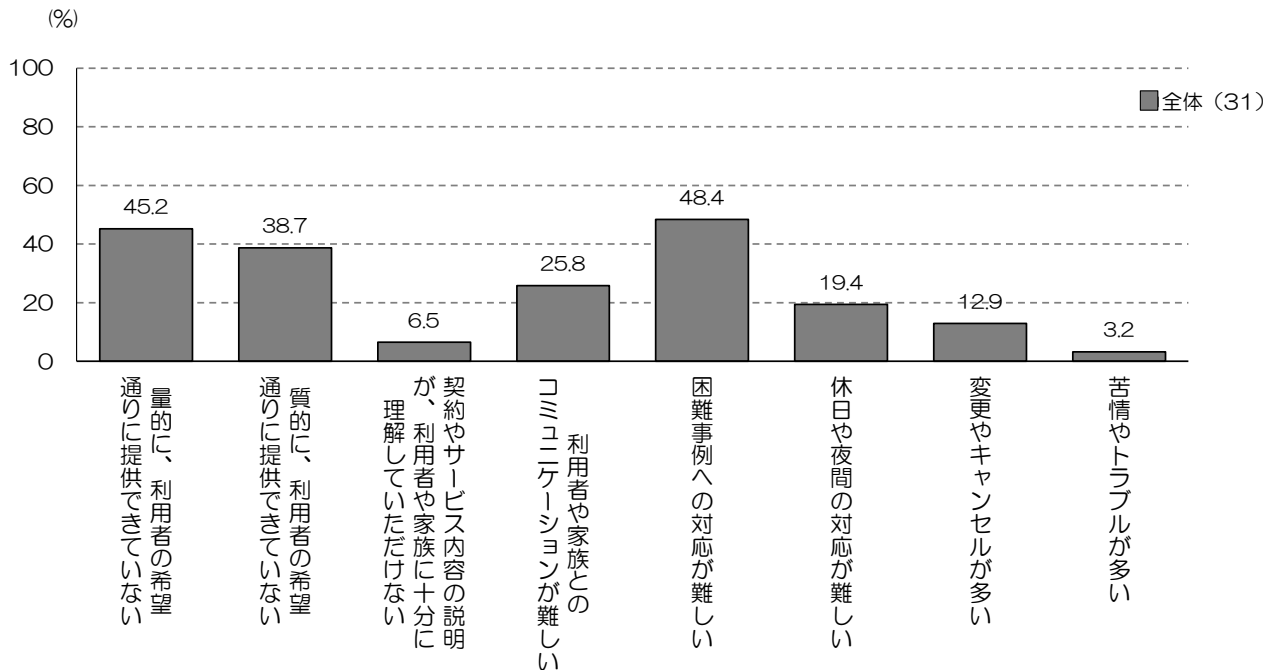
- 「対応できていない（断っている）ことが時々ある」(71.4%) が最も多く、大半を占めています。



(2) サービスの提供について

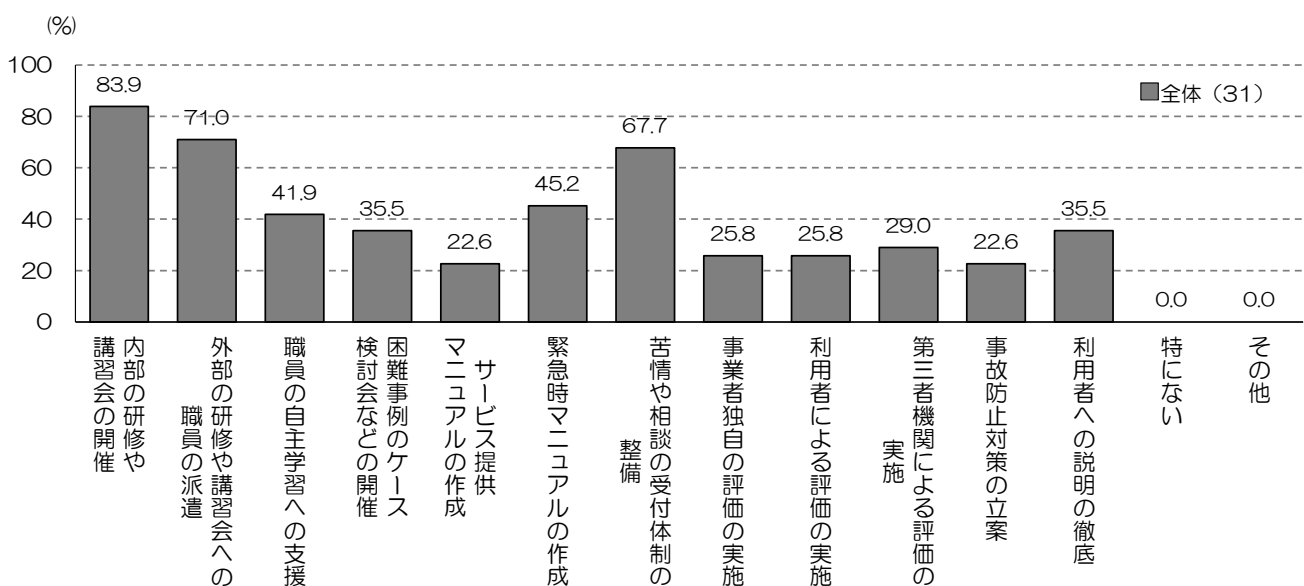
① サービスを提供する上での課題

- ・「困難事例への対応が難しい」(48.4%) が最も多く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」(45.2%) となっています。



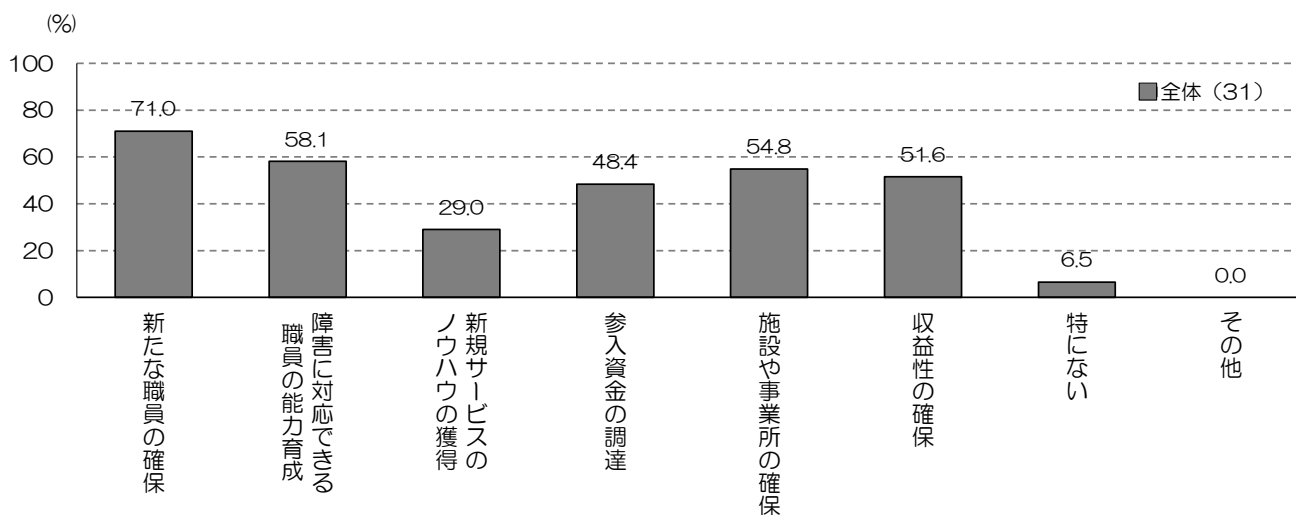
② サービス向上のために行っている取り組み

- ・「内部の研修や講習会の開催」(83.9%) が最も多く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」(71.0%) となっています。



③新規サービスに参入する上での課題

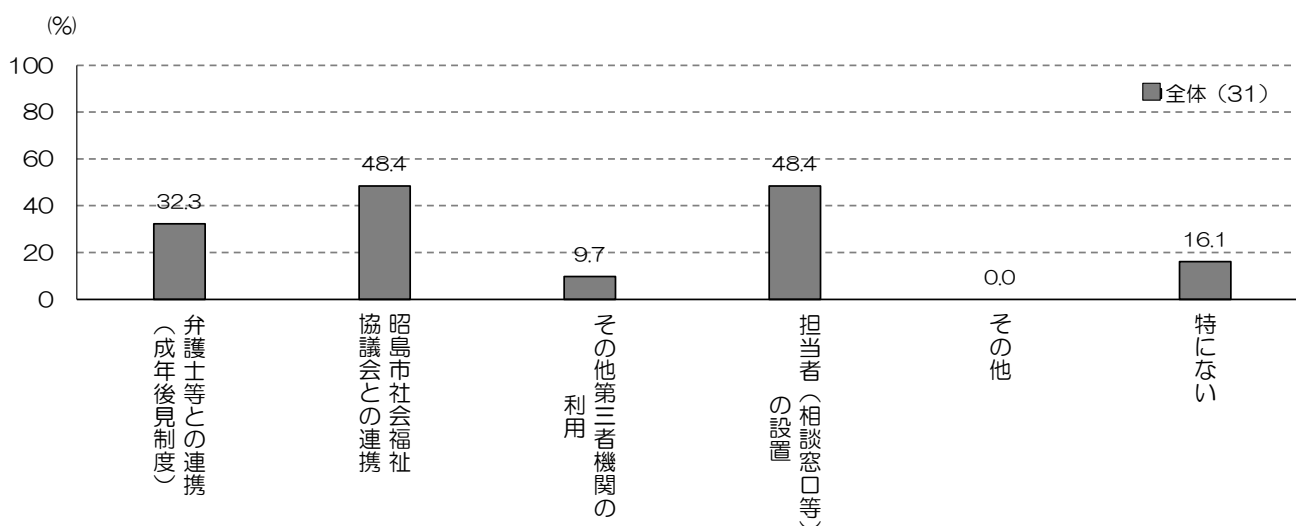
- ・「新たな職員の確保」(71.0%)が最も多く、次いで「障害に対応できる職員の能力育成」(58.1%)となっています。



(3) 利用者本位のしくみづくりについて

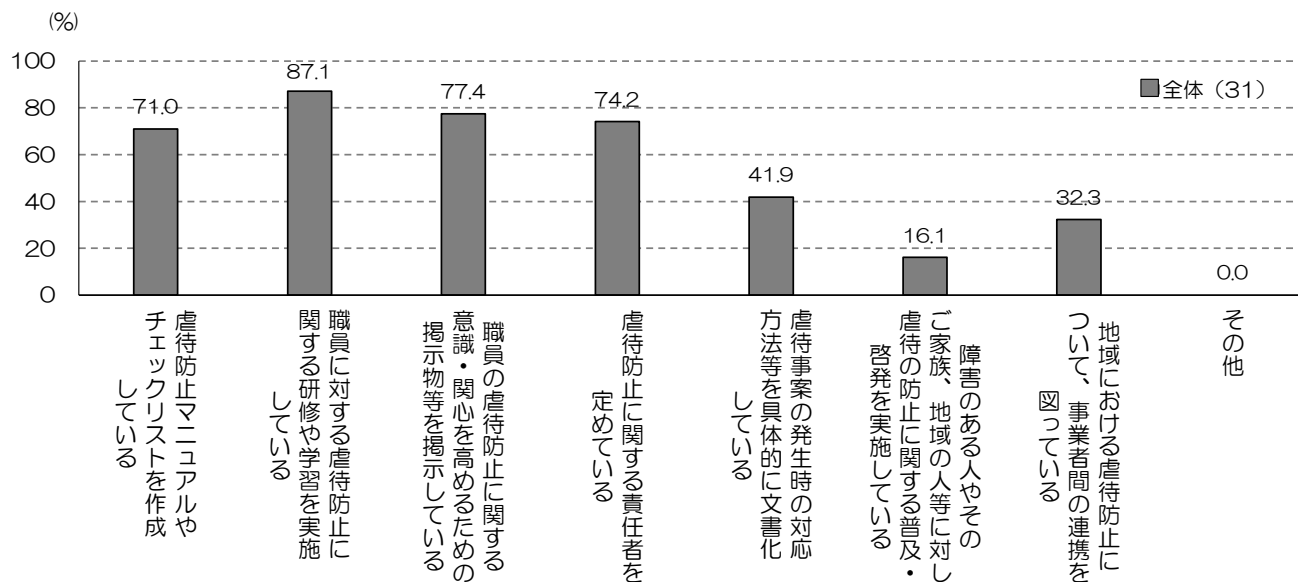
①権利擁護について実施していること

- ・「昭島市社会福祉協議会との連携」、「担当者（相談窓口等）の設置」（ともに48.4%）が最も多く、次いで「弁護士等との連携（成年後見制度）」(32.3%)となっています。



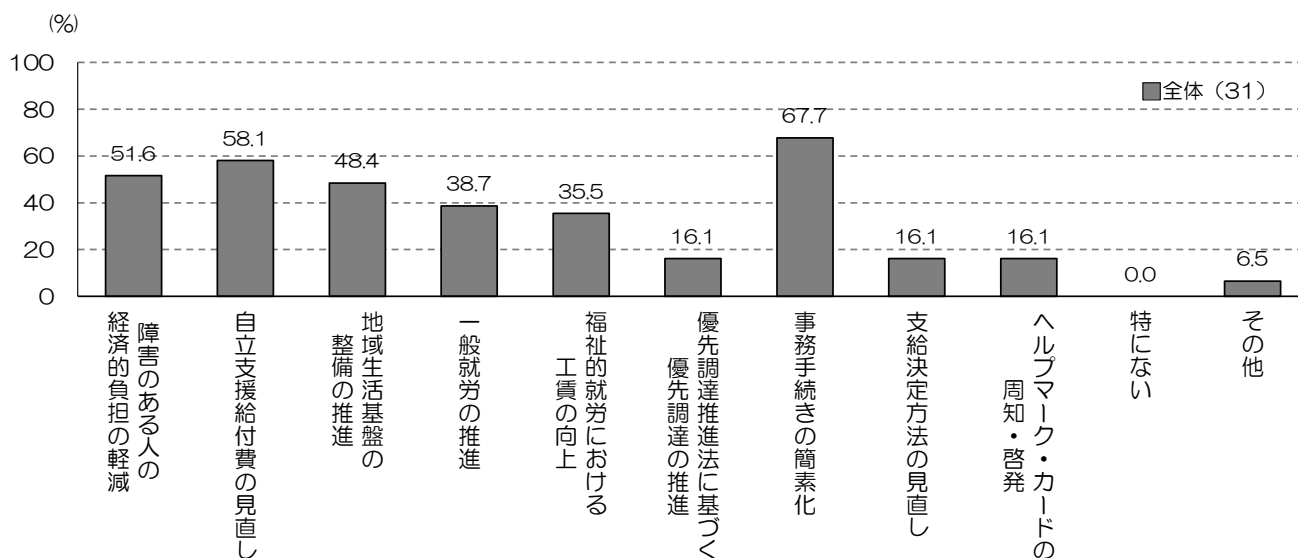
②虐待防止に向けて実施していること

- ・「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」(87.1%) が最も多く、次いで「職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している」(77.4%) となっています。



③今後の障害福祉施策に期待していること

- ・「事務手続きの簡素化」(67.7%) が最も多く、次いで「自立支援給付費の見直し」(58.1%) となっています。



第3節 障害福祉団体アンケート調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害福祉団体の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉団体（8団体（配布数8））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和2年4月～5月

3 調査内容（項目）

①団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

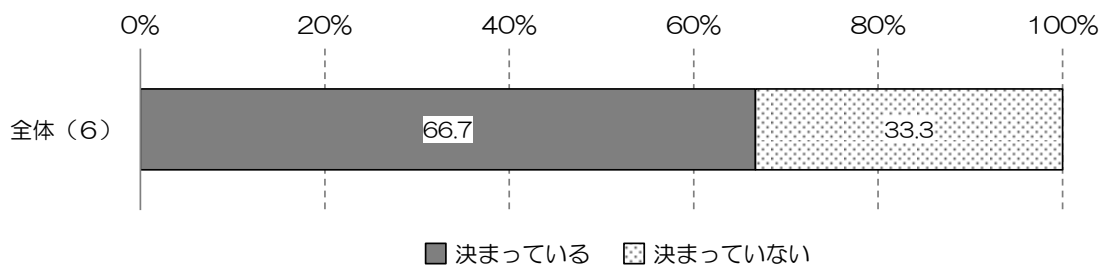
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
8	6	75.0%

5 調査結果のまとめ

(1) 団体の概要について

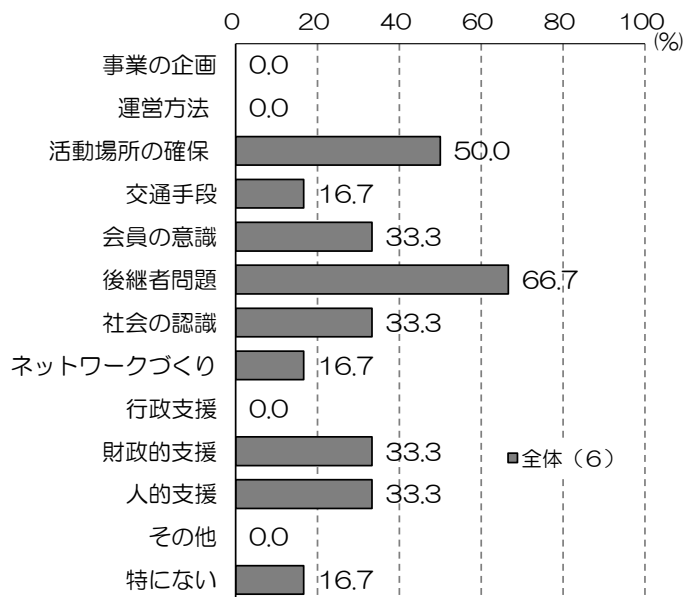
①主な活動場所

- ・「決まっている」(66.7%) が6割以上となっています。



②活動する上で困っていること

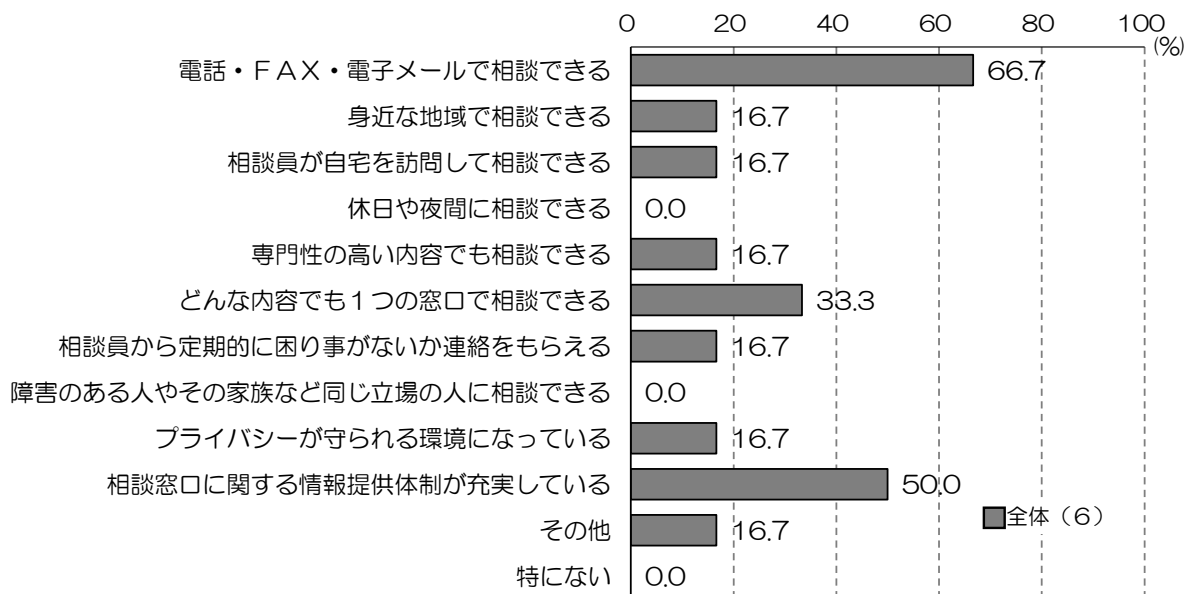
- ・「後継者問題」(66.7%) が最も多く、次いで「活動場所の確保」(50.0%) となっています。



(2) 障害福祉施策について

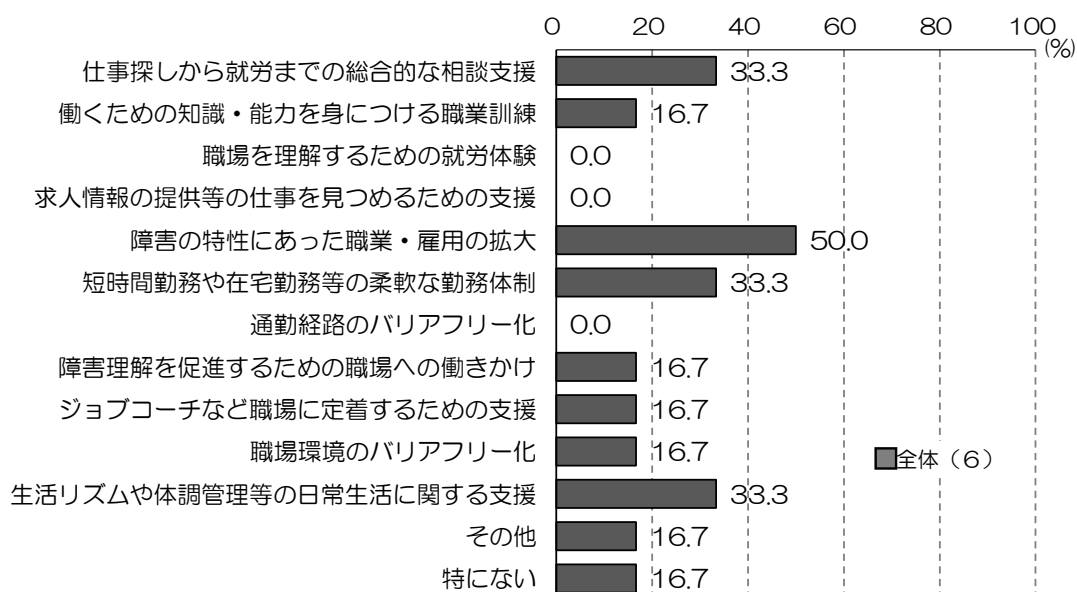
①気軽に相談窓口を利用するために必要なこと

- ・「電話・FAX・電子メールで相談できる」(66.7%) が最も多く、次いで「相談窓口に関する情報提供体制が充実している」が50.0%、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(33.3%) となっています。



②障害のある方が働くために必要なこと

- ・「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」(50.0%) が最も多く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制」、「生活リズムや体調管理等の日常生活に関する支援」(いずれも33.3%) となっています。



第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果

1 目的

障害福祉サービス事業所、障害福祉団体アンケート調査の回答内容を補完することを目的として、ヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・方法：書面によるヒアリング
- ・期間：令和2年4～5月

3 ヒアリング内容

- ①事業所として抱えている課題
- ②アンケートの設問に関してのご意見
- ③市の福祉施策についての意見や要望

4 ヒアリング結果のまとめ

ヒアリングにおける主な内容は、次のとおりです。

《人手に関すること》

- ・人手に余裕がなく、職員の研修・育成に力を注げない。
- ・複数の障害がある方などの困難なケースの対応が増えており、人員が必要になる。
- ・新規利用の希望も多くあるが、人手が足りないため利用を限らせてもらうなど、希望に添えないことが多い。
- ・サービス等利用計画の利用数が増加しているが、人手に限りがあるため対応に限界が生じている。人員の増加が求められるが、人件費を賄うことが困難である。

《資金・サービス単価に関すること》

- ・相談や移動支援に関する報酬単価が低く、事業運営の継続が困難。
- ・報酬改定の度に運営が切迫している。
- ・補助金委託等で事業を行っているため、職員の増員が難しく、長期的な事業の継続が難しい。
- ・現状のサービス単価では正規職員を雇用することができず、人手不足にもつながっている。

《就労機会に関すること》

- ・市内での販売件数は減少しており、販売場所の新規開拓が必要。
- ・マイペースで短時間の就労を希望する方に見合った仕事を探すのに苦労している。

《活動場所に関すること》

- 利用者のニーズや作業需要の変化により、現在の建物が使いづらくなったため移転を検討している。
- 感染症対策を行えるような、広い場所を確保するのは家賃の関係で難しい。
- 相談を受けるスペースは衝立で仕切った程度のものとなっており、プライバシーの確保が難しい。
- 活動場所の予約が取れにくい。

《その他》

- グループホームの入居者募集の際、応募人数に波があり、安定的な入居者の確保が難しい。
- グループホーム卒業者の住まいを探す際に、障害者であることを伝えると物件を紹介してもらえないケースがある。
- 新型コロナウイルスに集団感染した場合の救済措置が不明。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害福祉計画の根拠法である、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく個性と人格を尊重し合うものとして、共生社会の実現を目的としています。

本計画においては、この目的を踏まえ、障害のある方も障害のない方も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の実現に取り組みます。

共生社会の実現を図るためには、障害のある方の意思決定を適切に支援して、本人自らの選択を尊重し、自立と社会参加を基本として、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるとともに、ライフステージに応じた的確なサービスの提供と円滑に利用できる体制の整備が必要となります。

障害のある方も障害のない方も、障害の有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中でともに支え合い、笑顔で暮らしていくことができる「ともに支え合う あきしま」を実現するため、次の基本理念を掲げ、施策の総合的な推進を図ります。

【基 本 理 念】

ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま

第2節 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」に基づき、次の5つを施策横断的な基本的視点として設定します。

◇基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある方の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会の確保に十分配慮する中で、本人の意思決定を適切に支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

◇基本的視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある方が地域で自立して暮らすことができるように、必要な福祉サービスの提供に努めるとともに、職員研修等の実施によりサービスの質の向上を図ります。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある方がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

◇基本的視点3 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもやその保護者が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の支援が、適切に切れ目なく提供される必要があります。

障害のある子どものライフステージに沿って、乳幼児から学校卒業まで子どもの特性に応じた一貫した適切な支援の提供を図るとともに、次のステージに適切につなげていくことができるように、保育、療育、教育、就労などの関係機関の連携を進めます。

◇基本的視点4 障害特性等に配慮した支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害の状態やその特性、生活の状況などに応じ、それぞれの必要性をしっかりと踏まえ、個別的な支援の実施に努めます。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、障害には様々な種類があり、同じ障害でもその人ごとに症状や程度が異なることや、盲ろう、重症心身障害などの重複障害や外見だけではわからない障害もあることから、障害に関することや障害のある方に対する理解の促進を図ります。

◇基本的視点5 アクセシビリティ^{*}の向上

障害のある方が地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談できる環境の整備や福祉サービスなどに関する情報提供を充実させることを目的に、アクセシビリティの向上を図ります。

第3節 基本目標

基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

◇基本目標1 とともに支え合う共生のまち

障害のある方も障害のない方も、誰もが地域で安心して暮らすためには、お互いの人権を理解し、それぞれの意思を尊重する社会の仕組みが必要です。

障害のある方のライフステージなどに応じた意思決定を尊重するため、適切な支援に努めるとともに、相談支援や情報提供など、必要な福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある方への障害を理由とする差別の解消に関する取組や虐待の防止に努めるなど、権利擁護のための取組を推進するとともに、地域生活の質を高めるため、適切な保健・医療サービスの提供に努めます。

◇基本目標2 子どもを健やかに育むまち

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じ、相談や療育、医療的ケアなどの支援が適切に提供されることが必要です。

障害のある子どもの早期発見、早期療育や学齢期における特別支援教育の充実などに努めるとともに、児童発達支援センター*を中心に、保育、療育、教育、就労などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない効果的な支援を提供します。

◇基本目標3 自分らしく暮らせるまち

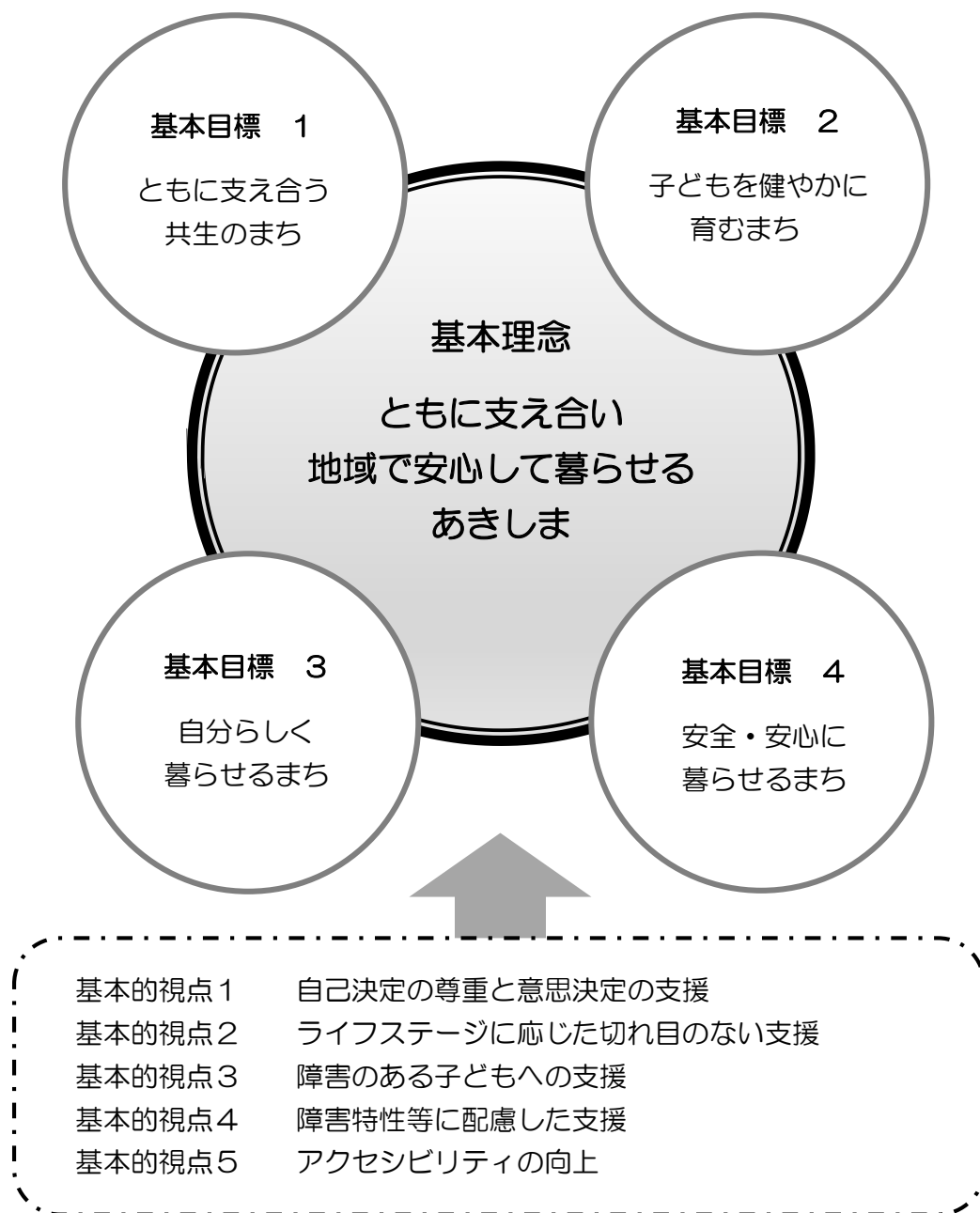
障害のある方が、地域で自分らしく暮らしていくために、自らが必要となる支援を、自主的に選択できることが大切です。本人の意思を尊重する中で、必要なサービスを適切に提供し、障害のある方の地域生活を支援するとともに、障害のある方の地域での生活を将来に渡って支えるため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

また、充実した日常生活が送れるように、経済的な自立に向け、希望と適性に応じた就労支援に努めるとともに、意思疎通支援や外出支援の充実により、社会活動への参加を促進します。

◇基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

障害のある方が、地域で安全・安心に暮らしていくためには、緊急時や災害時に必要となる対策がしっかりと確立されていることが大切です。避難行動要支援者に対する取組や福祉避難所の対応など、災害時の体制整備を進め、障害のある方の安全・安心の確保に努めます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくため、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー*・ユニバーサルデザイン*基本方針に基づき、ハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを進めます。



第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス

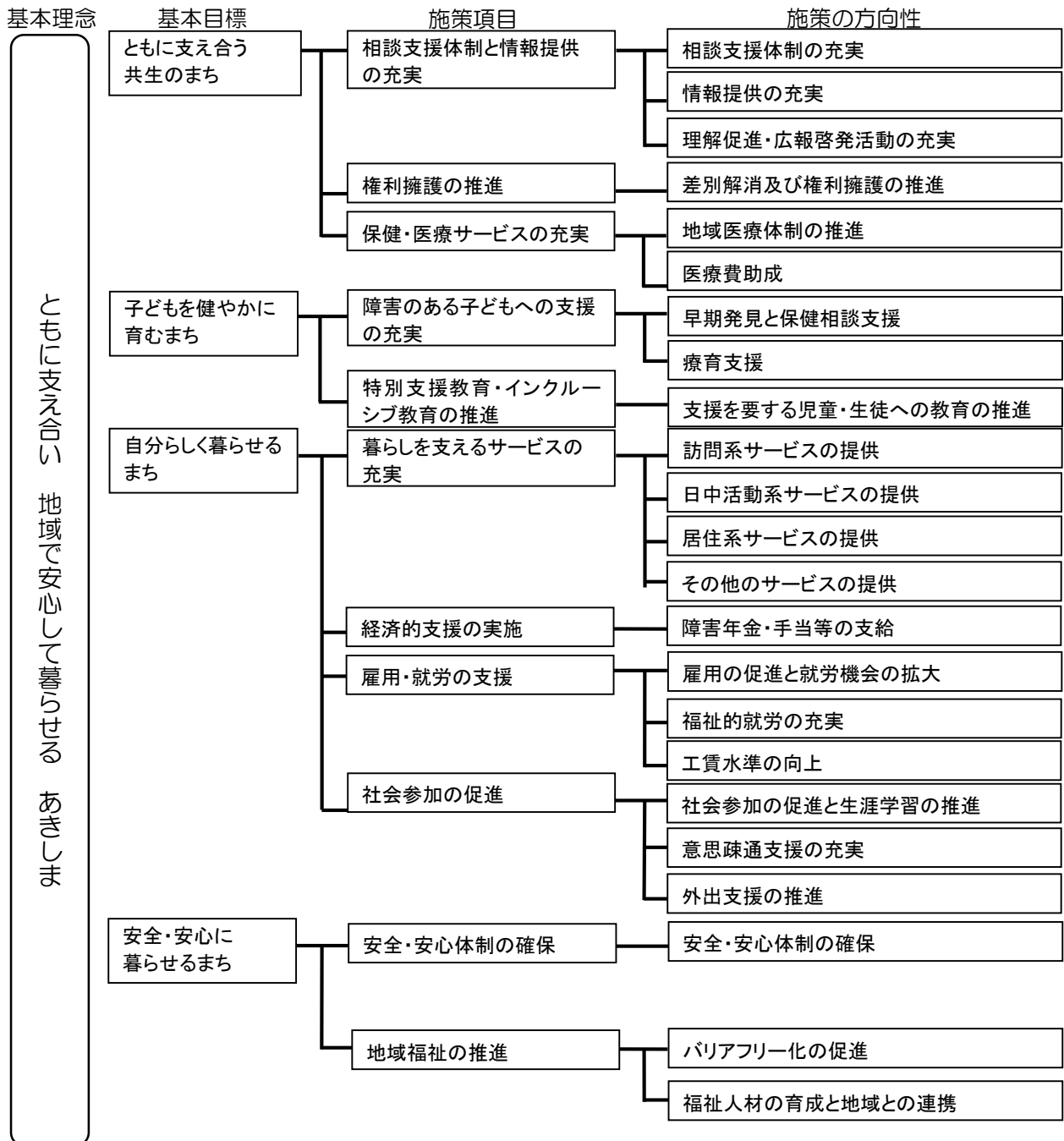
障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の実情に合わせて区市町村が利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。また、障害のある児童を対象とするサービスとして、児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。



第5章 計画における施策の展開

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、基本目標に基づく施策について、総合的な展開を図ります。

【施策の体系】



第1節 ともに支え合う共生のまち

1 相談支援体制と情報提供の充実

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、気軽に相談できる体制や福祉サービスに関する情報提供が充実していることが重要です。
- ◇市内には、障害のある方やその家族の方などが福祉サービスに関して相談する「相談支援事業所」が9か所、そのうちの1か所で、身体障害を中心としたピアカウンセリング※を実施しています。
- ◇障害のある方が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所の更なる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。
- ◇精神障害のある方が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるように、関係機関の連携のもとで地域生活への移行に向けた相談支援の充実が求められています。
- ◇多様化する相談内容への対応を含め、地域における相談支援や専門的人材の確保・養成などを中核的に担う「基幹相談支援センター※」の機能をどのように確保するかを検討し、総合的な相談体制の充実が必要となっています。
- ◇市からの情報については、多様な手法による提供に努めていますが、必要な情報が障害のある方に的確に伝わるように、より一層の工夫が必要となっています。引き続き、視覚障害のある方や聴覚・言語障害のある方など、情報の収集、利用の面で制約を受けている方に十分配慮して、情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- ◇市では、イベントや各種講座などを通じて、障害のある方と障害のない方との交流の促進や、障害に関することや障害のある方の理解を進めるための啓発活動に努めていますが、引き続き、こうした取組の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- 障害のある方が、身近な場所で気軽に相談することができるように、相談支援機能の充実に努めます。また、地域支援協議会相談支援部会と連携を図る中で、相談支援体制の充実を図ります。
- 医療機関や保健所などの関係機関や地域移行・地域定着支援に係る事業所と連携し、相談支援の充実を図り、障害のある方の地域移行に向けた取組の推進に努めます。
- 障害のある方の適切な選択を支援するため、様々な媒体や多様な手法を活用し、それぞれの障害に対応した適切な情報が、必要なときに手軽に入手することができるよう、情報提供の総合的な支援に努めます。
- 障害のある方に対する理解はまだ十分とはいえません。地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、相互に支え合う地域社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

【事業内容】

（１）相談支援体制の充実

番号	事業名	内容	担当
1	相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
2	ピアサポート※ 相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	障害福祉課
3	精神障害者一般 相談事業	通院している精神障害のある方やその家族を対象に、安心して地域で生活できるように連携を図りながら、生活、医療、福祉制度などについての相談や支援を行います。また、未治療や治療中断など医療相談やアルコールに関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課
4	身体・知的障害者 相談員設置事業	障害のある方の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者や家族が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じながら助言を行います。	障害福祉課
5	*計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課
6	*地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある方を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援（地域移行支援）を実施します。また、地域で居宅生活を行う方への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等（地域定着支援）を行います。	障害福祉課
7	地域支援協議会 との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療・教育・雇用等に関する専門職などが集い、相互の連携や情報を共有し課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある方への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当
8	基幹相談支援センターの設置	相談支援体制の充実を図るため、相談支援機関の統括及び総合的な対応を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討を行います。	障害福祉課

注：＊印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(2) 情報提供の充実

番号	事業名	内容	担当
9	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、わかりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	広報課 障害福祉課
10	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある方を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」などの点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	広報課 議会事務局
11	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある方が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを行います。	市民図書館管理課
12	誰もが利用しやすいホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を活用し、障害のある方に配慮したホームページの作成に努めます。	広報課
13	ガイドブックの作成・充実	障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報をわかりやすく提供し、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課

(3) 理解促進・広報啓発活動の充実

番号	事業名	内容	担当
14	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある方への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動や情報提供に努めます。	障害福祉課
15	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなどの各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある方に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課 健康課 介護福祉課
16	人権意識の普及・啓発	障害のある方を含む全ての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書課
17	障害者スポーツの普及・啓発	スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課
18	障害者福祉イベントの開催	障害のある方に対する理解と認識を深めるため、様々な機会をとらえ、障害者福祉に関するイベントの開催について、市民や関係団体の自主的な取組との連携も視野に入れ検討を進めます。	障害福祉課

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、個人の尊厳を尊重され、社会の一員として自分らしく暮らしていくためには、日々の暮らしの中での自己決定を適切に支援するとともに、障害のあることを理由とした差別を受けることがない地域社会を構築することが必要です。
- ◇障害があることなどにより、判断能力が十分あるとはいえない方が、地域で自立して生活することができるよう、社会福祉協議会では、「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*利用支援推進事業を実施する中で、障害のある方の人権を守るとともに、自己決定を支援しています。
- ◇日常生活や就労の場で、障害のあることを理由に差別を受けることが無いよう、障害に対する理解を促進することが必要です。
- ◇障害のある方の尊厳と自立を守るためには、障害のある方に対する虐待を防止することが極めて重要です。様々な機会を捉え、虐待の防止を周知していくとともに、障害のある方が虐待を受けたときに適切に保護し、支援するための体制の整備を図ります。また、虐待の防止に向け、障害のある方の養護者に対する支援にも努めるなど、障害のある方の権利擁護の取組を進めます。

【施策の方向】

- 障害のある方も障害のない方もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活することができるよう、障害のある方の自己決定を支援するとともに、障害のある方の虐待防止と養護者に対する支援に努めます。
- 障害のある方が自由に意思を表明し、自らの権利、財産を守ることができるよう、社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の活動を支援し、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知に努め、障害に関することや障害のある方に対する理解の啓発に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会の場で関係機関の連携を図り、具体的な取組を進めます。
- 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させるための最大の機会です。基本的人権である選挙権について、その行使を円滑に図ることができるよう、環境の整備と適切な支援に努めます。

【事業内容】

(1) 差別解消及び権利擁護の推進

番号	事業名	内容	担当
19	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害があることにより、判断能力が十分あるとはいえない方の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりなどを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
20	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある方の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉総務課 障害福祉課
21	障害者虐待防止センター事業	障害のある方の虐待に関する相談窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課
22	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害に関することや障害のある方に対する正しい理解を深めるため、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ることなどにより、障害を理由とした差別のない対応に努めます。	職員課
23	差別解消支援地域協議会との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、差別の解消に向けた普及啓発などを行うことによって、障害を理由とする差別の解消を推進します。	障害福祉課
24	差別解消相談窓口の開設	障害を理由とする差別の解消に向け、相談支援の中核を担う独立した相談窓口について検討します。	障害福祉課
25	選挙における配慮	障害のある方の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会事務局
26	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課

3 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

- ◇障害のある方の地域生活の質を高めていくためには、適切な保健・医療サービスが提供されることが重要です。
- ◇障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努めるだけではなく、高齢化などに伴う障害の重度化の予防及び対応を図る観点からも、保健・医療サービスの充実が求められています。
- ◇医療機関に対しては、障害のある方の受診について適切な対応に努めていただくよう、機会を捉え依頼しています。こうした対応を徹底し、障害のある方が安心して医療機関を受診できる環境の整備を進める必要があります。
- ◇昭島市歯科医師会が取り組んでいる障害者等歯科医療支援事業により、障害のある方を対象とした訪問歯科診療などのサービスを実施していますが、引き続き、障害のある方の要望に応えられるよう取り組む必要があります。
- ◇精神障害のある方では、精神疾患の症状の悪化のため、受診が困難になり、更に症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ることもあります。こうしたことに対応するため、保健所や医療機関をはじめとした、関係機関の更なる連携が求められています。

【施策の方向】

- 障害のある方が、地域で安心して暮らすためには、身近な場所で健康管理や適切な医療サービスを受けることが大切です。引き続き、医療機関に働きかけ連携の強化による支援体制の充実を図ります。
- 精神障害のある方の地域生活を支援するため、精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者と協議を行います。
- 社会の人々の偏見や差別からくる心のバリアを解消し、精神障害のある方が安心して暮らせるように啓発活動を行います。また当事者によるピアサポートの創出に向けて検討を行います。
- 難病患者の地域生活を支援するため、保健所との連携を図るとともに、医療費助成制度や障害福祉サービスの利用に関して、対象疾患や利用方法等について、周知・啓発に努めます。
- 障害のある方に対する各種医療費助成制度の周知・啓発に努めるとともに、医療費助成制度の充実について、関係機関を通じて国などに要請し、障害のある方の福祉の増進を図ります。

【事業内容】

（１）地域医療体制の推進

番号	事業名	内容	担当
27	医療機関との連携	障害のある方の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、障害のある方が地域で安心して生活できるよう努めます。	障害福祉課
28	障害者等歯科医療支援事業	障害のある方が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	健康課

（２）医療費助成

番号	事業名	内容	担当
29	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある方を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。【国制度】	障害福祉課
30	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している方を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課
31	心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある方を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課
32	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかれた方を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課

第2節 子どもを健やかに育むまち

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもが地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの特性とライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が必要です。
- ◇障害の早期発見と早期対応、早期療育は大変重要です。また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目に、支援の切れ目が生じることがないように配慮していくことも求められています。
- ◇市では、昭島市医師会や保健所などの関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査などの各種健康診査や保健相談、指導の実施などに努めています。
- ◇障害のある乳幼児が療育機関などにつながった後も、保健師による保護者へのサポートは継続していく必要があります。
- ◇障害のある子どもの将来の自立を見据え、早い段階からの療育の視点を踏まえた教育・保育の支援が必要です。
- ◇市では、乳幼児健康診査や子ども相談事業などにおいて、障害の早期発見を心がけるとともに、療育指導や通所訓練に早期につながるができるよう支援を行っています。
- ◇教育・保育施設※においては、これまでも障害のある子どもの受け入れの拡大を図ってきましたが、更なる受け入れの拡大が求められています。
- ◇特別な配慮が必要と思われる子どもとその保護者に対し、令和元年度、教育・発達総合相談がアキシマエンス校舎棟に設置され、現在は関係機関を含めた総合的な相談・支援を行っております。

【施策の方向】

- 母子保健事業などを通じて、障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 発育、発達の状況に応じて適切な支援を受けることができるように、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。また、教育・発達総合相談では、0歳～18歳までの切れ目のない相談体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの適切な支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。
- 子どもや保護者などに適切な対応を行うことができるように、施設からの要望により、臨床心理士などの専門的な知識を有する相談員が巡回し、市内の幼稚園教諭や保育士、学童クラブ指導員などからの、児童の身体的・精神的な発達などについての相談に応じ、助言などを行います。

【事業内容】

(1) 早期発見と保健相談支援

番号	事業名	内容	担当
33	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課
34	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課
35	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課
36	教育・発達総合相談の充実	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童(要配慮児童)の早期発見・早期支援、継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課 指導課
37	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課 子ども育成課
38	保護者への相談・支援	発達に課題のある子どもの保護者などからの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課
39	要配慮児童一時預かり事業	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童を、保護者に代わって一時的に預かる「要配慮児童一時預かり事業」を継続して行います。	子ども育成課
40	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課

(2) 療育支援

番号	事業名	内容	担当
41	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課
42	親子発達支援事業	小集団の子どもとその保護者での活動や遊びを通し、要配慮児童の心身の発達を促すとともに、その保護者が子どもの発達の状態や障害特性に早期に気づき、子どもの成長発達を促す関わり方や環境の配慮を学ぶことにより、子どもの適切な療育・支援につなげるための昭島市親子発達支援事業を継続して実施します。	子ども育成課
43	*児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
44	インクルーシブ教育・保育*の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課
45	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるように、関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	健康課 子ども子育て支援課 指導課
46	*放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課
47	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども子育て支援課
48	保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所などを訪問し、利用している障害のある子どもの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。また訪問先の職員に対して、支援方法についての助言も行います。	障害福祉課

注：*印は、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービス事業

2 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするためには、子ども達一人ひとりの個性や適性に応じた教育が重要な役割を果たします。
- ◇障害のある児童・生徒が、障害のない児童・生徒とともに学び合うという意識がもてるように、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）及び個別指導計画に基づき、特別の教育課程を組み、教育内容や方法などに工夫を凝らした指導の充実に努めるとともに、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- ◇学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。
- ◇特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が、市内の小・中学校に副次的な籍（以下「副籍」という。）をもつ制度については、十分に機能することが望まれています。保護者の負担が大きく、また受け入れている小・中学校によって意識の差があるなど課題もあります。

◇特別支援学級設置校の状況

区分	形態	種別	学校名（学級名）
小学校	固定級	知的障害	共成小（若草）・つつじが丘小（杉の子）・田中小（ふたば）
		自閉症・情緒障害	富士見丘小（さくら）
	通級	難聴・言語障害	富士見丘小（きこえとことば）
中学校	固定級	知的障害	昭和中（1組）・多摩辺中（8組）
		自閉症・情緒障害	清泉水中（清泉）
	通級	情緒障害	瑞雲中（ずいうん）・拝島中（はいじま）

◇小学校における特別支援教室

拠点校	グループ校	拠点校	グループ校
東小	共成小・富士見丘小・玉川小	つつじが丘小	武蔵野小
光華小	中神小・成隣小・田中小	拝島第三小	拝島第一小・拝島第二小

※平成30年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室体制」へ移行

◇中学校における特別支援教室

拠点校	グループ校
瑞雲中	昭和中・福島中・清泉水中・拝島中・多摩辺中

※令和3年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室体制」へ移行

【施策の方向】

- 児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ります。
- 全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
- 就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を行うため、アキシマエンス校舎棟に、教育部門と福祉部門が一体となった総合相談窓口を設置し、教育や発達の悩みや心配事について、相談・支援体制を構築します。
- 特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が、市内の小・中学校に副籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図り、副籍制度が十分に機能するようきめ細やかな連携を図ります。

【事業内容】

（１）支援を要する児童・生徒への教育の推進

番号	事業名	内容	担当
49	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課
50	特別支援教室の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実に努め、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課
51	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するための学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課

番号	事業名	内容	担当
52	居住地交流・交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び、理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課
53	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課
54	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を通じて適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導課
55	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課

第3節 自分らしく暮らせるまち

1 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 訪問系サービスの提供

【現状と課題】

◇障害のある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについて、ニーズに応じた多様なサービスを提供する必要があります。

◇**医療的ケア児**が、教育・保育の場面でも分け隔てなく、教育・保育が受けられるよう、必要に応じたサービス提供体制の確保や理解を進める必要があります。

◇重度訪問介護については、対象者が常時介護を必要とする身体障害（肢体不自由）のある方のほか、常時介護を要する重度の知的障害又は精神障害のある方にも拡大されており、障害のある方の利用ニーズに合った支援を適切に実施していく必要があります。

【施策の方向】

○障害のある方が地域で自立した生活ができるよう、適切で円滑な訪問系サービスの実施を図ります。また、関係機関の連携と協力により、障害のある方の地域での自立した生活の確保に向けた支援に努めます。

○障害福祉サービスの提供に関しては、障害支援区分の認定などの手続の円滑な実施や適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図るとともに、引き続き、本人のライフステージに応じたニーズを的確に把握する中で、障害支援区分に応じた適切な支給決定を行います。

○**医療的ケア児**に対して、必要な支援が行われるよう、関係機関と連携を図るとともに、専門的な知識を持つ相談員の育成・配置を検討し、体制整備に努めます。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
56	*居宅介護	障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課
57	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課
58	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある方を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課
59	*行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある方を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当
60	医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対して会議体を設置し、支援をしていきます。また、相談支援専門員の養成や児童発達支援事業所との連携、保育所との交流を図ります。	障害福祉課 健康課 子ども子育て支援課 子ども育成課 指導課
61	*重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある方を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

（２）日中活動系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇地域で暮らす障害のある方に、通所施設などにおいて支援を行うとともに、創作活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会を提供します。
- ◇障害のある方のライフステージに応じた切れ目のない支援を図る観点からも、学校教育修了後の日中活動の場を確保することが課題となっています。
- ◇令和２年１１月現在、市内の生活介護施設は６か所となっています。今後、特別支援学校高等部卒業生の進路先をはじめとして利用者の増加が見込まれているため、市内の生活介護施設の定員の拡充や新たな施設の設置が求められています。
- ◇令和２年１１月現在、市内の短期入所施設は１か所となっています。介護者のレスパイト※や緊急時に適切に対応するためにも、市内への短期入所施設の設置が求められています。
- ◇市内には、地域活動支援センター※Ⅰ型が１か所あり、主に精神障害のある方の創作活動や生産活動、交流活動の場を提供していますが、知的障害のある方の休日や週末に活動できる場所がなく、またヘルパー不足などにより移動支援事業を利用することができずに自宅で過ごさざるを得ない状況となっています。

【施策の方向】

- 市内の生活介護施設が不足している状況を踏まえ、市有地等に整備することについて検討を行います。
- 市内の短期入所施設が不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能として、市有地等に整備することについて検討を行います。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある方の社会参加や日中活動の充実を図りつつ、知的障害のある方が活動できる場所についても関係機関と連携しながら検討を進めていきます。
- 特別支援学校卒業後、平日の日中活動が終了した後や週末・休日の過ごし方などについて、どのようなニーズがあるのか検討します。
- ヘルパー不足の解消に向けて、引き続きガイドヘルパーを養成する研修を実施し、人材の確保を図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
62	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある方に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	障害福祉課
63	*自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある方に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課
64	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある方を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
65	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課
66	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある方を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課
67	移動支援従事者 養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ヘルパー不足解消の手段の一つとして、ガイドヘルパー養成研修を継続して実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

（３）居住系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇障害のある方の地域での生活を実現するためには、日中活動の場と合わせて、居住の場が確保されていることが必要不可欠です。
- ◇障害のある方が自らの暮らし方を選択でき、介護者が高齢化した場合などにおいても、引き続き、住み慣れた地域で生活することができるとともに、入所施設や病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある方が安心して暮らしていくことができるように、グループホームにおいて、主として夜間や休日に必要なサービスを提供するとともに、グループホームの家賃を助成することにより、障害のある方の地域生活を支援します。
- 障害のある方**を対象としたグループホームの設置に向けて、設置主体となる法人と連携を図り整備促進を図ります。
- 入所施設や病院等から地域生活への移行を進めるとともに、介護者が高齢化した場合などに対応するグループホームが不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能を担う中で、市有地等への整備に向けて検討を行います。

番号	事業名	内容	担当
68	* 自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある方を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課
69	* 共同生活援助（グループホーム）の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある方を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
70	* 施設入所支援	施設に入所している障害のある方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
71	グループホーム家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある方を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(4) その他のサービスの提供

【現状と課題】

◇障害のある方も障害のない方も、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効果的・効率的に事業を実施することが大切です。また、障害のある方の自立した地域生活をサポートするため、地域の特性を踏まえ、地域生活支援事業を適切に実施することが求められています。

◇障害のある方の地域での自立した生活を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを適切に実施する必要があります。

【施策の方向】

○障害のある方の自立を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを実施します。

○日常生活用具給付事業については、障害のある方のニーズや社会情勢等に応じて、必要に応じて見直しを図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
72	補装具給付事業	障害のある方の日常生活を容易にし、又は職業的な能率の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課
73	日常生活用具給付事業 (地域生活支援事業)	障害のある方や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
74	巡回入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	心身に重度の障害があり家庭での入浴が困難な方を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	障害福祉課
75	住宅設備改善費給付事業	在宅で重度の身体障害のある方を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用の給付を行います。	障害福祉課
76	紙おむつ支給事業	心身に重度の障害があり常時紙おむつを必要とする在宅の方を対象に、紙おむつを支給します。	障害福祉課
77	自立生活支援補助事業	地域における障害のある方が主体的で自立した生活を支援するため、障害のある方が主体となって福祉サービスを供給する事業所を対象に、補助金を交付します。	障害福祉課

2 経済的支援の実施

【現状と課題】

◇障害のある方が自立して生活していくためには、経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労※のみでは、生活を支えることが難しいのが現状です。

◇生活の安定を支援する観点から、引き続き、障害のある方に関する手当等の適正な支給を図るとともに、諸制度の周知を徹底していく必要があります。

【施策の方向】

○障害基礎年金制度について、制度の存在や手続方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことがないように、制度の周知・啓発を図ります。

○障害のある方の日常生活の安定を図るため、年金や手当などの経済的支援制度の周知に努めるとともに、その適切な支給を行います。

【事業内容】

（１）障害年金・手当等の支給

番号	事業名	内容	担当
78	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図る中で、受給対象となる人が適切に受給することができるように、周知・啓発に努めます。	保険年金課
79	特別障害者手当等支給事業 【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度の障害のある方を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
80	重度心身障害者手当支給事業 【都制度】	心身に特に重度の障害があることにより、常時複雑な介護を必要とする方を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課
81	特別児童扶養手当の申請受付 【国制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している方を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
82	児童育成手当（障害手当）の支給 【都制度】	20歳未満の心身に中程度以上の障害のある児童を扶養している人を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当（障害手当）を支給します。	子ども子育て支援課
83	心身障害者福祉手当支給事業 【都・市制度】	心身に障害のある方を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課
84	特殊疾病者福祉手当支給事業 【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている方（難病医療費等助成対象者等）を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課

3 雇用・就労の支援

【現状と課題】

- ◇障害のある方への就労支援に関して、職種の希望や適性に合った就労につなげ、自分らしく働くことができるように支援することは、社会的・経済的に自立するための大切な取組の一つです。
- ◇市では、障害のある方が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う「障害者就労支援センター（チャレンジド ステーション クジラ）」を設置しています。引き続き、障害者雇用促進法における障害者雇用率を踏まえ、企業や労働行政機関と連携した、就労支援の充実が求められることから、就労支援事業の強化を図ります。また、一般就労後のフォローは、当該就労支援センターを中心として実施していますが、就労定着と職業的自立に向け、更なる支援の充実に努める必要があります。
- ◇保健福祉センターの喫茶コーナーやアキシマエンス内において、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの自主製品を展示・販売するコーナーを設けています。引き続き、展示・販売を行うとともに、展示・販売する機会拡充について検討する必要があります。
- ◇市内の就労継続支援B型などの就労系の事業所を中心として、事業所間の連携を図る中で、自主製品の販売促進活動の一環として、共通ブランド「あきしまある」を創設し、共同販売会や共同受注の実施などにより、工賃アップに取り組んでいます。今後も、各事業所間の連携を更に深める中で、利用者のやりがいや働く意欲の向上にも配慮し、工賃アップの取組を推進することが求められています。
- ◇障害者優先調達推進法の施行以降、市内の障害者就労支援施設を対象として、市が発注する公共施設の清掃業務、公園等の除草業務や印刷業務等の優先調達に努めています。また、障害者就労支援施設が運営する市役所1階の喫茶コーナーの客席を増やすとともに、新たに調理パンの販売を可能とするなど、引き続き就労機会の提供や工賃水準向上の取組を支援していきます。

【施策の方向】

- 障害のある方の一般就労を進めるため、「障害者就労支援センター（チャレンジド ステーション クジラ）」を中心に関係機関との連携を強化し、一般就労の促進と定着を図ります。
- 障害のある方を雇用し、又は雇用を予定している企業や事業所、特例子会社※などに対し、労働行政関係機関と連携を図る中で、障害者雇用に関する理解・啓発や職場環境の整備に関する支援等に取り組みます。
- 平成28年度より実施している市役所での職場体験実習を継続して実施するとともに、対象者の拡大や実施内容等について、具体的な検討を行います。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の通所者の一般就労の促進を図るため、地域支援協議会就労支援部会と連携し、昭島市商工会をはじめとした事業主団体等の協力を得る中で、市内企業・事業所への啓発や理解の促進に取り組みます。
- 「昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市が物品やサービスを調達する際には、公平性や競争性に留意し、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入するように努めます。

【事業内容】

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	担当
85	障害者就労支援事業の実施	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課
86	障害者職場体験実習の実施	障害のある方の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を継続的に実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について具体的に検討します。	障害福祉課
87	市職員における障害のある方の雇用促進	市役所において、障害のある方の雇用の促進を図るため、受入体制や労働環境の整備に努めるとともに、障害者雇用率の遵守に努めます。	職員課
88	障害のある方の雇用促進	障害者就労支援センターやハローワーク立川などの労働行政機関と連携を図り、障害のある方の雇用促進を企業に働きかけます。	産業活性課
89	障害のある方の職域の拡大	障害のある方の雇用を促進するため、昭島市商工会や労働関係機関と連携し、市内事業所に対して、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図ります。	産業活性課

(2) 福祉的就労の充実

番号	事業名	内容	担当
90	*就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	障害福祉課
91	*就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
92	*就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
93	*就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境等の変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(3) 工賃水準の向上

番号	事業名	内容	担当
94	障害者就労施設等の自主製品の展示・販売コーナーの設置	公共施設（保健福祉センター・アキシマエンス）において、障害者就労施設等の自主製品等を展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労支援施設等の活動内容の周知や通所者の工賃向上に努めます。	福祉総務課 市民図書館管理課
95	就労者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等の自主製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図る中で、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課
96	障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。	障害福祉課 全課

4 社会参加の促進

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、地域で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。また、障害のある方が豊かで潤いのある生活を送るために、芸術や文化に触れることやスポーツ・レクリエーション活動への参加等を支援し、その促進を図ることが必要です。
- ◇聴覚障害や視覚障害のある方は、その感覚機能の障害によってコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。日常生活の利便性の向上や自立と社会参加を促進するためには、コミュニケーションが適切に確保できる環境づくりが課題となっています。
- ◇障害のある方の社会参加を進めるためには、外出や移動に係る手段の確保は大切な課題です。障害のある方の外出支援サービスとしては、「心身障害者用自動車（くじら号）運行事業」のほか、地域生活支援事業の「移動支援事業」や「タクシー利用費助成事業」、「自動車等ガソリン費助成事業」、NPO法人が行っている「移送サービス事業」などがあります。障害のある方がいきいきと社会参加することができるように、外出や移動の支援を充実する必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある方も障害のない方も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術や文化に触れ、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。
- 聴覚障害のある方の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションを確保するため、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を推進します。また、支援に携わる手話通訳者の養成も推進します。
- 障害のある方が、地域生活や社会活動において必要な移動手段を確保することができるようにするため、移動支援や移動に係る費用の助成などのサービスを提供します。

【事業内容】

（１）社会参加の促進と生涯学習の推進

番号	事業名	内容	担当
97	障害のある青年の交流事業	障害のある青年が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年とともに活動し、交流を深める講座を年間を通して実施します。	市民会館・公民館
98	文化活動支援	障害のある方も障害のない方も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館

(2) 意思疎通支援の充実

番号	事業名	内容	担当
99	手話通訳者等派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課
100	手話通訳者養成事業 (地域生活支援事業)	聴覚・言語機能などに障害のある方の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
101	言語機能訓練事業 (地域生活支援事業)	音声や言語機能に障害のある方を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課
102	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課

(3) 外出支援の推進

番号	事業名	内容	担当
103	心身障害者用自動車（くじら号）運行事業	心身の障害により常時車いすを使用しなければ移動することが困難な方を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすで乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。	障害福祉課
104	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に行う福祉有償移送サービス事業を実施する事業所に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請手続の支援を行います。	福祉総務課 障害福祉課
105	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課
106	移動支援事業 (地域生活支援事業)	社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当
107	タクシー利用費 助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある方を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
108	自動車ガソリン 費等助成事業 (地域生活支援事業)	重度の障害のある方を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用等の一部を助成します。	障害福祉課
109	自動車運転免許 取得費助成事業 (地域生活支援事業)	身体・知的障害のある方を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課
110	自動車改造費助 成事業 (地域生活支援事業)	重度の身体障害のある方を対象に、就労などのため自動車を購入する際に必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課
111	都営交通無料乗 車券の発行	都内に居住する身体障害・知的障害のある方や戦傷病者の方を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課
112	心身障害者民営 バス割引証の交 付	身体・知的に障害のある方を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課

第4節 安全・安心に暮らせるまち

1 安全・安心体制の確保

【現状と課題】

- ◇全ての市民が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の支援・協力体制の構築や防犯への取組が大切です。
- ◇災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障害のある方を含む市民の災害への対応力を高めていくことが重要です。
- ◇市では、災害などの非常事態には、障害のある方を含む全ての市民に、防災行政無線や昭島市携帯メール情報サービス*などを活用し、的確な情報提供を図ります。水害にあうリスクの高い**土砂災害警戒区域内に居住している方や**浸水想定区域内に居住している避難行動要支援者*に対しては、迅速かつ確実な情報伝達が特に重要です。
- ◇障害のある方の緊急事態を把握することができるよう、緊急通報システムなどの設置事業を実施していますが、こうした事業では大規模災害時の対応は困難です。
- ◇障害のある方などの自力では避難することが困難な避難行動要支援者の支援や安否確認には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会など、地域の幅広い協力が不可欠です。
- ◇市では、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者対策を実施しています。また、要配慮者の避難所として4か所の公共施設を二次避難所（福祉避難所*）として指定しています。
- ◇市では、避難所となる**各小・中**学校において学校避難所運営委員会を組織し、学校管理者、民生委員、自治会、自主防災組織や障害のある方も参加する中で、配慮を必要とする方への対処方法や専用スペースの確保なども含めた各学校避難所運営マニュアルを作成し、その検証を進めています。
- ◇学校避難所運営マニュアルの検証を踏まえ、二次避難所（福祉避難所）の運営方法や運営体制の整備などについて、具体的な検討を進める必要があります。
- ◇障害福祉サービスの提供にあたっては、感染症対策にも十分配慮し、利用者が安心して利用できる環境を整えるとともに、職員の安全確保についても取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 消防機関や警察機関と地域との連携を強化し、市民と行政が協力しながら地域の安全・安心を適切に守ることができる環境の整備を図るとともに、災害時を想定した、具体的な対応の検討を進めます。
- 重度障害のある方については、避難行動要支援者名簿への登録により、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者との情報共有を図るとともに、機会を捉え、緊急通報システムの活用や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を働きかけていきます。
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組として、避難支援プラン（全体計画）に基づき、

支援体制を構築するとともに、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時等の障害のある方の安全・安心を確保する取組を進めます。

○土砂災害警戒区域内に居住している方や浸水想定区域内に居住している避難行動要支援者に対し、迅速かつ確実な情報伝達を図るため、防災行政無線の戸別受信機等の導入及び利用に係る補助を実施していきます。

○感染症対策については、必要に応じて障害福祉サービス事業所等へマスクや消毒液の提供を行うなど、利用者、職員の双方の安全確保策の検討を行います。

【事業内容】

（１）安全・安心体制の確保

番号	事業名	内容	担当
113	救急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度の障害のある方を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する救急通報システムなどを活用します。	障害福祉課
114	昭島市携帯メール情報サービスの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課
115	音声以外のガイドンスの推進	聴覚・言語障害者を対象に、緊急における音声以外の情報提供の推進に努めます。また、避難所ではプラカード等も利用した情報提供に努めます。	防災課 障害福祉課
116	学校避難所支援体制の整備等	災害時の避難所となる学校避難所の運営については、各学校で学校避難所運営委員会を組織し、検証が図られています。その中で障害のある方にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を進めるため、障害者やその家族などの参画推進を図ります。 あわせて学校避難所以外の二次避難所（福祉避難所）の運営マニュアルの策定に向けて具体的な検討を進めます。	防災課 障害福祉課 庶務課
117	避難行動要支援者に対する支援	昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者との連携を図る中で、災害時における適切な支援に努めます。	防災課 福祉総務課

番号	事業名	内容	担当
118	避難行動要支援者 に対する戸別受信 機等の利用料等補 助	土砂災害警戒区域内に居住している方並びに多 摩川・残堀川の浸水想定区域内に居住している避難 行動要支援者名簿の登録者に対して、防災行政無線 の戸別受信機等の設置及び利用料等を補助するこ とにより、戸別受信機等の利用を促進し、災害時の 迅速かつ確実な情報伝達を図ります。	防災課

2 地域福祉の推進

【現状と課題】

◇全ての市民が地域の一員としていきいきと暮らしていくためには、障害のある方、市民、ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決することが求められています。

◇障害のある方が、社会のあらゆる分野に参加するために、様々な社会的障壁（バリア）を取り除いていくことが必要です。

◇市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備、改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。

【施策の方向】

○障害のある方が、日常生活において施設や設備等を気軽に安心して利用することができるようにするため、施設や設備等のバリアフリー化の推進を図り福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーの推進を図ります。

○昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

○地域で支え合う仕組みを推進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠であることから、ボランティアの育成や活動の支援、地域の福祉人材の確保に努めます。

【事業内容】

（１）バリアフリー化の促進

番号	事業名	内容	担当
119	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、安心・安全・快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を図ります。	福祉総務課 全課

(2) 福祉人材の育成と地域との連携

番号	事業名	内容	担当
120	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課
121	ボランティア活動の推進	昭島ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

第6章 障害福祉サービス等の提供

第1節 障害福祉計画における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 令和元年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

国の基本指針	○令和5年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 ・当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標値設定の考え方	○地域生活に移行した施設入所者は、平成27年度から令和元年度までの5年間に おいて3人であることを考慮し、また、本人の希望を尊重するとともに、日中 活動の場を支援する中で、令和元年度末時点の施設入所者72人から4人が地域 生活に移行する者の数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
令和元年度末の施設入所者数	基準値	72人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	4人 (5.6%)	令和元年度末時点の施設入所者数のうち、4人がグループホーム等へ移行することを基本とする。

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針	○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和2年10月末時点の施設入所者数は73人となっており、既に基準値を上回っている状況にあることなどから、基準値となる令和元年度末時点の施設入所者数の72人を超えないこととして設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
令和元年度末の施設入所者数	基準値	72人	令和元年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	±0人 (0.0%)	令和元年度末時点の施設入所者数を超えないことを基本とする。

2 精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制（地域包括ケアシステム）の構築

国の基本指針	○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定 ○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点69%以上、入院後6か月時点86%以上、入院後1年時点92%以上）とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	○精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数及び1年以上の長期入院患者数、早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、市では数値設定を行いません。引き続き保健・医療・福祉関係の協議の場での協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備を図る。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	○令和5年度末までに、障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
目標値設定の考え方	○地域生活支援拠点等の整備については、第5期計画期間中に立川基地跡地の国有地の活用を含め検討を進めてきたが、令和元年度に国有地の活用は見送りとなった。今後は、これまでの地域生活支援拠点プロジェクトからの「地域生活支援拠点に求める機能」の提案を基本として、地域支援協議会と連携し、市内に不足している障害者施設の規模や機能等を踏まえ、令和3年度中に市有地の活用等を前提として、具体的な取りまとめを行う中で、面的な整備の取組を進め、令和5年度中には、基幹相談支援センターを含めた全体的な整備の方向性を決定する。
目標値	優先度の高い機能から段階的に整備を進める。

地域生活支援拠点等とは

国の基本指針では、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域生活で求められている次のような機能が必要とされている。

【必要な機能等】

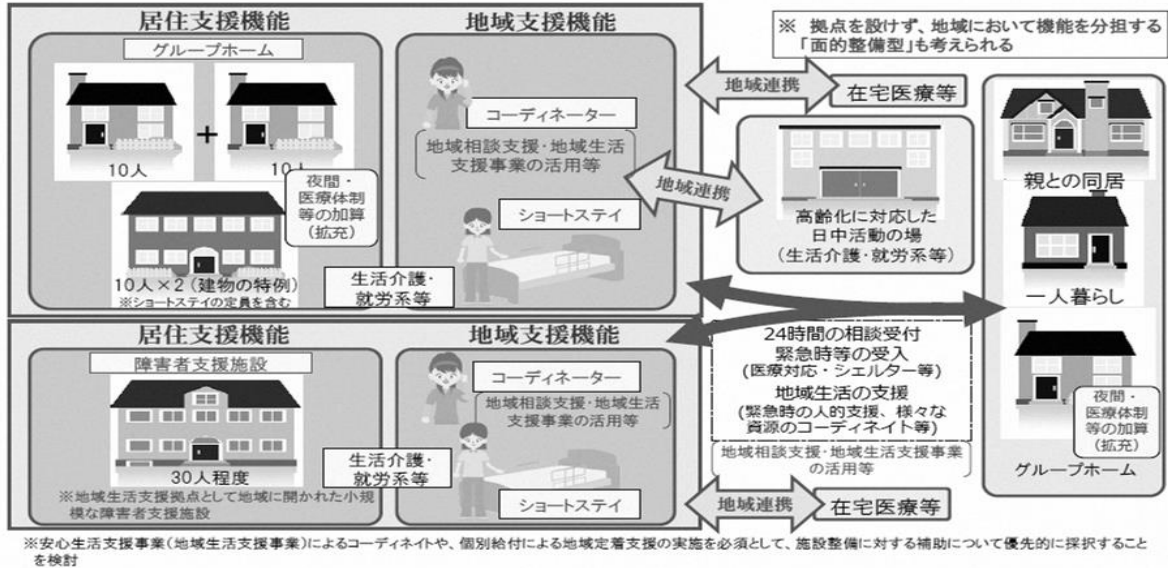
- 相談（地域移行・親元からの自立など）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 体験の機会・場（一人暮らし・グループホームなど）
- 専門的人材の確保・養成（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【地域生活支援拠点等】

- 多機能拠点整備型：グループホーム又は障害者支援施設に上記の機能を付加した拠点の整備
- 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想
(地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

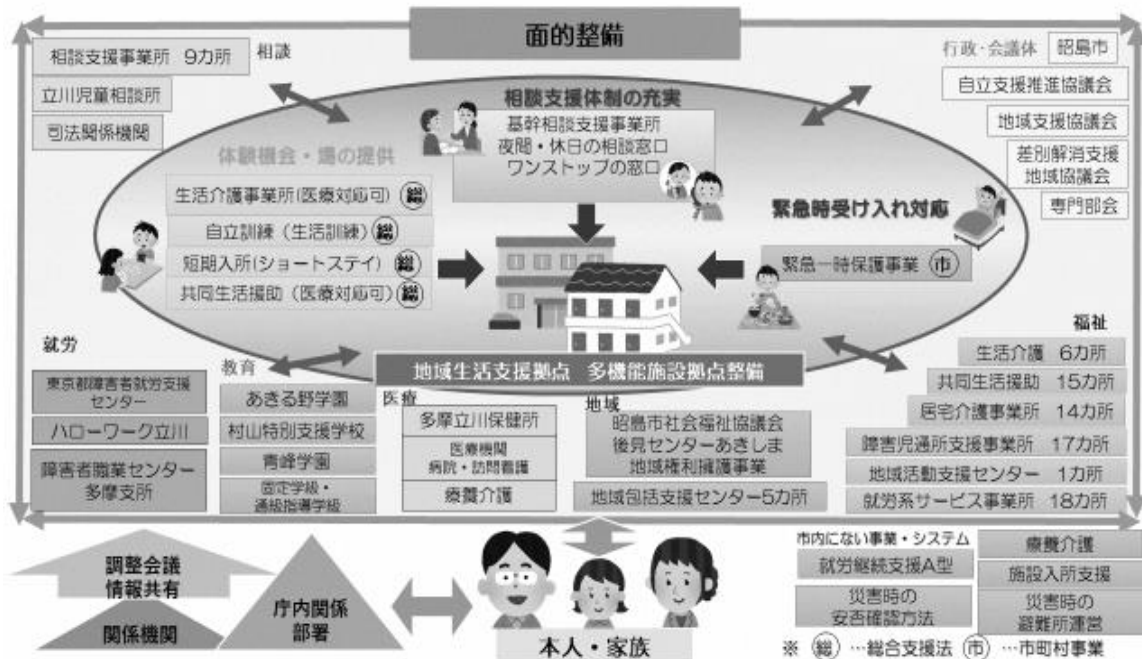


※障害保健福祉関係主管課長会議資料より

《参考》

昭島市障害者地域支援協議会「地域生活支援拠点プロジェクト」での検討結果に基づく、昭島市における「地域生活支援拠点に求める機能(案)」について

c【求める機能(案)】



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数

国の基本指針	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍の人数が移行することとし、そのうち就労移行支援事業は1.3倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すことを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度の一般就労移行者数等の状況や今後の事業強化を踏まえ、以下のとおり設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
	基準値 令和元年度	目標値 令和5年度	
年間一般就労移行者数	5人	8人 (1.6倍)	福祉施設を退所して、一般就労した人数
移行支援事業による 年間一般就労移行者数	5人	7人 (1.4倍)	移行支援事業により、一般就労した人数
就労継続支援B型事業による 年間一般就労移行者数	0人	1人 (一倍)	平成27年度から令和元年度までの5年間において2人であることを考慮し、令和5年度に1人が一般就労する者の数として設定

※就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数については、市内にA型事業所がないため、数値等の設定はしませんが、誘致等を含めて開設の検討を進める。

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	○令和5年度における、就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
目標値設定の考え方	○就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割になることを目指すこととして設定する。
目標値	7割

(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

国の基本指針	○令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。
--------	---

※市内に就労定着支援事業所がないため、数値等の設定はしませんが、誘致等を含めて開設の検討を進める。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としている。
目標値設定の考え方	○地域支援協議会相談支援部会及び市内3か所の委託している相談事業所との連携を強化し、未設置である基幹相談支援センターの設置の検討をする中で相談支援体制の充実と強化を図る。
目標値	総合的・専門的な相談支援体制の確保に向けた検討

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としている。 ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導検査結果の関係市町村との共有 ※都道府県により目標設定
目標値設定の考え方	○東京都や心身障害者福祉センター等が実施する研修を積極的に活用し、職員の知識の理解や修得を図る。 ○毎月の国民健康保険団体連合会からの審査結果の情報共有に努める。また、利用者からの評価等の活用についても検討する。
目標値	実施体制の構築

第2節 障害児福祉計画における成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備

国の基本指針	○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ○令和5年度末までに、各区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度に児童発達支援センターである子ども発達プラザホエールを設置し、保育所等訪問支援については、令和2年度より子ども発達プラザホエールにて事業を実施している。
目標値	設置

(2) 重症心身障害児の支援体制の整備

国の基本指針	○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所確保されていることを踏まえ、当該事業所と連携し取組を進める。また、新たな事業所の確保について検討を行う。
目標値	1か所以上の確保

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

国の基本指針	○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
目標値設定の考え方	○令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討を行う。
目標値	協議の場の設置とともに医療的ケア児等のコーディネーターの配置を検討

第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

1 障害福祉サービス

（1）訪問系サービス

（1月当たり）

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見込量		
			3年度	4年度	5年度
居宅介護	1,909時間	1,925時間	1,980時間	2,046時間	2,112時間
	175人	175人	180人	186人	192人
重度訪問介護	3,563時間	3,980時間	3,980時間	3,980時間	3,980時間
	20人	20人	20人	20人	20人
同行援護	876時間	700時間	888時間	912時間	936時間
	36人	30人	37人	38人	39人
行動援護	276時間	217時間	309時間	309時間	309時間
	19人	15人	21人	21人	21人
重度障害者等 包括支援	0時間	0時間	600時間	600時間	600時間
	0人	0人	1人	1人	1人
合 計	6,624時間	6,822時間	7,757時間	7,847時間	7,937時間
	250人	240人	259人	266人	273人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
居宅介護	14か所
重度訪問介護	13か所
同行援護	6か所
行動援護	3か所
重度障害者等包括支援	0か所

（令和2年11月1日現在）

《サービス量確保のための方策》

○障害のある方が安心して地域生活を送ることができるように、市の窓口や相談支援事業所等において、情報提供に努めるとともに、自らの選択によりサービスを利用することができるように支援します。

○サービス提供事業者との連携を図り、障害のある方一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。

(2) 日中活動系サービス

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
生活介護	3,319人日	3,460人日	3,540人日	3,620人日	3,720人日
	169人	173人	177人	181人	186人
自立訓練 (機能訓練)	13人日	30人日	30人日	30人日	30人日
	1人	2人	2人	2人	2人
自立訓練 (生活訓練)	54人日	60人日	60人日	60人日	60人日
	4人	4人	4人	4人	4人
就労移行支援	290人日	445人日	432人日	448人日	464人日
	18人	26人	27人	28人	29人
就労継続支援 (A型)	395人日	418人日	437人日	456人日	475人日
	21人	22人	23人	24人	25人
就労継続支援 (B型)	4,408人日	4,485人日	4,665人日	4,860人日	5,055人日
	287人	299人	311人	324人	337人
就労定着支援	9人	10人	11人	12人	13人
療養介護	609人日	630人日	660人日	690人日	720人日
	20人	21人	22人	23人	24人
短期入所 (福祉型)	221人日	130人日	250人日	265人日	280人日
	47人	26人	50人	53人	56人
短期入所 (医療型)	62人日	30人日	66人日	72人日	78人日
	10人	5人	11人	12人	13人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
生活介護	6か所
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	0か所
就労移行支援	4か所
就労継続支援（A型）	0か所
就労継続支援（B型）	14か所
療養介護	0か所
短期入所	1か所

(令和2年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 身近な地域でサービスを受けることができるように、障害者地域支援協議会での活動や特別支援学校との懇談等を通じて、利用者のニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。
- 市内にサービス提供事業所のないサービスについては、東京都や近隣の自治体との連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- サービス提供事業者との連携を図り、障害のある方一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。
- 地域生活支援拠点等の必要な機能となる短期入所施設や施設数等が不足している生活介護施設について、市有地等での整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。

(3) 居住系サービス

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度実績	2年度見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
自立生活援助	1人	1人	1人	1人	1人
共同生活援助	104人	112人	120人	130人	140人
施設入所支援	72人	72人	72人	72人	72人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
共同生活援助	15か所
施設入所支援	0か所

(令和2年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 居住系サービスについては、障害のある方の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の新規開設への支援に努めます。また、施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等の必要な機能となる共同生活援助施設について、市有地等での整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。

(4) 相談支援

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
計画相談支援	154人	174人	158人	173人	190人
地域移行支援	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	1人	1人	1人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
計画相談支援	10か所
地域移行支援	2か所
地域定着支援	2か所

(令和2年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 適切な支援を図るため、相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- サービス等利用計画の量的・質的確保を図るため、障害者地域支援協議会相談支援部会や相談支援事業者との連携により、相談支援の充実に努めます。
- 地域生活支援拠点等の機能となる計画相談支援等について、市有地等での整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。

【サービス見込量の単位「時間分と人日分」】

- 「時間分」とは、『月間のサービス提供時間』のことで、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。
- 「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
児童発達支援	327人日	350人日	385人日	420人日	462人日
	46人	50人	55人	60人	66人
医療型児童発達 支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童 発達支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等 デイサービス	2,129人日	2,292人日	2,520人日	2,760人日	3,024人日
	174人	191人	210人	230人	252人
保育所等訪問 支援	0人日	1人日	10人日	10人日	10人日
	0人	1人	5人	5人	5人
障害児相談支援	42人	56人	64人	74人	84人
医療的ケア児に対 する関連分野支援 調整コーディネー ターの配置	-	-	検討	検討	検討

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
児童発達支援	6か所
医療型児童発達支援	0か所
放課後等デイサービス	11か所
保育所等訪問支援	1か所
障害児相談支援	10か所

(令和2年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供事業者と連携した提供体制の確保を図るとともに、より質の高いサービスを提供することができるよう東京都と連携し要請します。
- サービス提供事業者との連携を図り、障害のある方一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。
- 令和元年度に設置した、児童発達支援センターである子ども発達プラザホールにて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業の実施に努めます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修事業を活用し、コーディネーターの養成と配置について検討します。

(6) 精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制（地域包括ケアシステム）の構築

(1月当たり)

サービス種別		令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
				3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		12回	7回	12回	12回	12回
協議の場への参加者数	保健	17人	17人	36人	36人	36人
	医療：精神科	10人	2人	6人	6人	6人
	医療：精神科以外	—	—	—	—	—
	福祉	109人	54人	102人	102人	102人
	当事者・家族等	—	—	—	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回	1回	1回

《サービス量確保のための方策》

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的に開催します。

(7) 相談支援の充実・強化

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な相談支援の 実施見込み	—	—	検討	検討	検討
相談支援事業者に対する専門 的な指導・助言件数	—	—	—	—	—
相談支援事業者の人材育成の 支援件数	—	—	—	—	—
相談機関との連携強化の取組 実施回数	—	—	—	—	—

《サービス量確保のための方策》

○相談支援体制の充実・強化に向けて、基幹相談支援センターの設置検討を進めます。

○相談事業者との相談支援部会への参加を通じて、連携強化を図ります。

(8) サービスの質を向上させるための取り組み

(1月当たり)

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
各種研修への市職員参加人数	4人	2人	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等シ ステム等による審査結果の共 有回数	—	—	1回	1回	1回

《サービス量確保のための方策》

○市職員は、東京都・心身障害福祉センター等の開催する研修への積極的な参加を進め、サービスの質の向上に努めます。

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制構築に努めるとともに、障害福祉サービスの利用実態の把握とニーズの検証に活用します。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス種別		令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
				3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有
相談 支援 事業	一般相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	自立支援推進協議会	設置	設置	設置	設置	設置
	地域支援協議会	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター	検討	検討	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業		3人	3人	3人	3人	3人
成年後見制度法人後見支援事業		検討	検討	検討	検討	検討
コミュニケーション支援事業		238人	170人	250人	270人	290人
手話通訳者養成事業	上級	11人	7人	20人	20人	20人
	応用	3人	4人	10人	10人	10人
移動支援事業		11,101時間	7,770時間	11,220時間	11,440時間	11,660時間
		995人	700人	1,020人	1,040人	1,060人
日 常 生 活 用 具	介護・訓練支援用具	3件	—	10件	10件	10件
	自立生活支援用具	11件	—	15件	15件	15件
	在宅療養等支援用具	26件	—	28件	29件	30件
	情報・意思疎通支援用具	23件	—	25件	26件	27件
	排せつ管理支援用具	2,388件	—	2,450件	2,500件	2,550件
	居宅生活動作補助用具 (小規模住宅改修費)	0件	—	2件	2件	2件
	計	2,411件	—	2,530件	2,582件	2,634件
地域活動支援センター (I型)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		2,055人	1,500人	2,800人	2,800人	2,800人

(2) その他事業

サービス種別	令和元年度 実績	2年度 見込み	見 込 量		
			3年度	4年度	5年度
巡回入浴サービス事業	10人	11人	11人	11人	11人
	702回	738回	750回	750回	750回
自動車運転免許取得費助成事業	2人	2人	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業	0人	1人	1人	1人	1人
ショートステイ事業	6人	4人	7人	7人	7人

《サービス量確保のための方策》

○各事業において、利用者のニーズに対応するとともに、必要に応じてサービス提供事業者との連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1 障害のある人のニーズの把握

障害福祉施策を推進していくためには、行政だけでなく市民一人ひとりが障害福祉について理解を深めるとともに、計画の策定や推進に参画することが大切です。

障害のある方への各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある方やその家族の方などの意見やニーズの把握に努めます。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

障害のある方やその家族の方などへの相談支援と情報提供に取り組み、ニーズの把握と問題解決に努めます。

また、障害のある方に必要となるサービスを適切に提供することができるよう、サービス提供事業者へ情報提供を行うとともに、市内へのサービス基盤の整備にも努めます。

3 庁内体制の整備

本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、労働等の多岐にわたることから、各施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、障害福祉課が中心となり庁内部局間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。

また、職員研修の実施などにより、全ての市職員が障害のある方などの支援が必要な方に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、理解の促進と意識の醸成に努めます。

4 関係機関等との連携

障害のある方の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、医療、保健、教育、労働の関係行政機関だけではなく、社会福祉協議会などの各関係機関と情報を共有するとともに連携を深め、総合的かつ計画的に取り組むことが必要となります。

地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO法人、福祉団体、サービス提供事業者や昭島市障害者（児）福祉ネットワークとも連携を図る中で、地域生活支援に向けた諸課題の対応に努めます。

5 障害者地域支援協議会との連携

本計画の円滑な推進を図るため、障害者地域支援協議会や各専門部会とも連携し、地域における障害福祉施策に関する課題やニーズなどを把握するとともに、課題の解決に向けた協議等を通じて、市内の地域資源の改善、関係機関との連携のあり方など、より良い地域生活の支援に向けた課題の解決に努めます。

6 国・東京都との連携

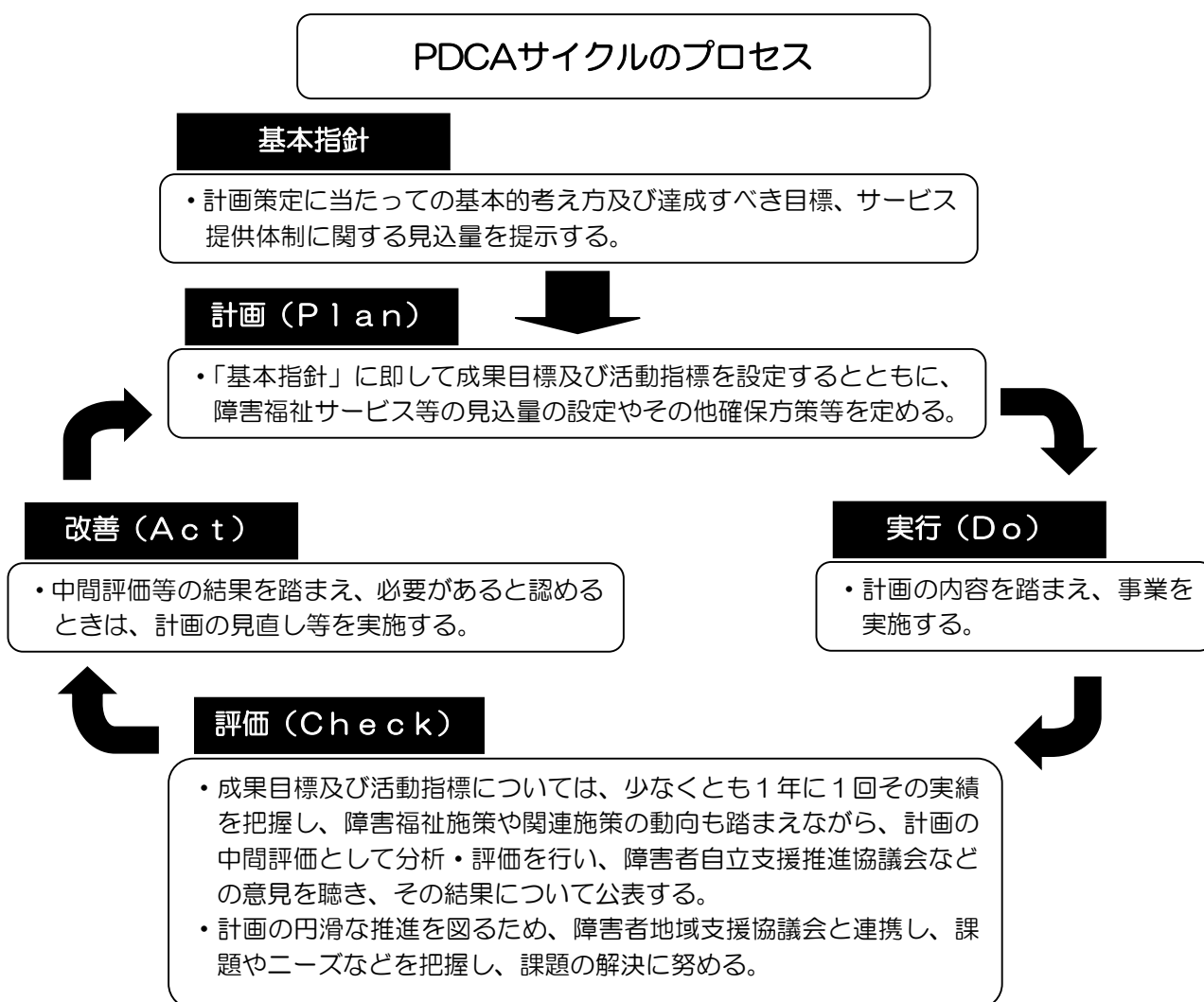
障害のある方の地域生活を支える施策は、国や東京都の制度に基づき実施されているものが少なくありません。施策の推進に当たっては、国や東京都の制度を積極的に活用し、施策の充実を図るとともに、新しい動向を注視しつつ、綿密な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度や体制の構築に向けて、国や東京都に対して必要な要望を行うとともに、財政上の措置についても要請します。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

計画に明記した成果目標で定める事項について、毎年度、PDCAサイクルのプロセスに沿って行うとともに、各事業の進捗状況や達成状況などについて適切に評価するため、障害者自立支援推進協議会を中心に意見を聴き、分析・評価を行い、その結果について公表することとします。また、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組を進めます。



【PDCAサイクルとは】

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

1 昭島市障害者総合支援条例

（目的）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、障害者（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行い、もって障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（障害支援区分認定審査会）

第2条 法第15条に規定する審査会は、昭島市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、5人以内とする。

3 審査会の委員の任期は、3年とする。

4 審査会の会議は、非公開とする。

（自立支援給付）

第3条 市は、法第6条に規定する次に掲げる給付を行う。

- (1) 介護給付費の支給
- (2) 特例介護給付費の支給
- (3) 訓練等給付費の支給
- (4) 特例訓練等給付費の支給
- (5) 特定障害者特別給付費の支給
- (6) 特例特定障害者特別給付費の支給
- (7) 地域相談支援給付費の支給
- (8) 特例地域相談支援給付費の支給
- (9) 計画相談支援給付費の支給
- (10) 特例計画相談支援給付費の支給
- (11) 自立支援医療費の支給
- (12) 療養介護医療費の支給
- (13) 基準該当療養介護医療費の支給
- (14) 補装具費の支給
- (15) 高額障害福祉サービス等給付費の支給

（介護給付費及び特例介護給付費の支給）

第4条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 療養介護（医療に係るものを除く。）
- (6) 生活介護

- (7) 短期入所
- (8) 重度障害者等包括支援
- (9) 施設入所支援

(訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第5条 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援
- (4) 就労定着支援
- (5) 自立生活援助
- (6) 共同生活援助

(特定障害者特別給付費の支給)

第6条 特定障害者特別給付費の支給は、法第34条の規定により支給する給付とする。

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第7条 特例特定障害者特別給付費の支給は、法第35条の規定により支給する給付とする。

(地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給)

第8条 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、法第51条の14及び第51条の15の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第8条の2 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、法第51条の17及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

(自立支援医療費の支給)

第9条 自立支援医療費の支給は、法第58条の規定により支給する給付とする。

(療養介護医療費の支給)

第10条 療養介護医療費の支給は、法第70条の規定により支給する給付とする。

(基準該当療養介護医療費の支給)

第11条 基準該当療養介護医療費の支給は、法第71条の規定により支給する給付とする。

(補装具費の支給)

第12条 補装具費の支給は、法第76条の規定により支給する給付とする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給)

第13条 高額障害福祉サービス等給付費の支給は、法第76条の2の規定により支給する給付とする。

(地域生活支援事業)

第14条 市は、地域生活支援事業として、法第77条第1項各号に掲げる事業を行う。

2 市は、前項の事業のほか、法第77条第3項に規定する事業を行うことができる。

3 地域生活支援事業を利用した障害者又はその保護者は、当該事業に要した費用の額の100分の10に相当する額を限度として、利用料を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により市が行う事業の種類並びに前項の利用料については、規則で定める。

(障害者自立支援推進協議会)

第15条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、法第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定に関する事項について、調査審議し、答申する。
- 3 協議会は、法第77条第1項第3号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者 3人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 2人以内
 - (3) 障害福祉に関係する事業等に従事する者 2人以内
 - (4) 障害者及びその家族 2人以内
 - (5) 公募による市民 3人以内
- 5 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 6 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中昭島市障害者自立支援条例第1条の改正規定 公布の日

（2）第1条の規定（昭島市障害者自立支援条例第1条の改正規定を除く。） 平成24年4月1日までの間において規則で定める日

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に昭島市障害者総合支援条例第2条第1項の審査会の委員である者の任期は、改正後の同条例第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、昭島市障害者総合支援条例（平成18年昭島市条例第8号）第15条第8項の規定に基づき、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
井 原 哲 人	学識経験者（大学教員）	副会長
小 林 冬 子	関係行政機関（多摩立川保健所）	
清 水 敦 子	公募市民	
鈴 木 香奈子	関係行政機関（立川児童相談所）	
田 口 リ エ	公募市民	
田 中 彰	障害福祉関係事業等従事者	
長 瀬 輝 諄	学識経験者（医師）	会長
西 川 澄	障害者及びその家族	
野 島 智 美	公募市民	
長谷川 徹	学識経験者（歯科医師）	
深 井 葉 子	障害者及びその家族	
山 崎 恵	障害福祉関係事業等従事者	

（敬称略）

（委員任期：平成30年4月1日～令和3年3月31日）

4 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3に規定する協議会として昭島市障害者地域支援協議会(以下「支援協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

2 前項の協議の結果等については、昭島市障害者総合支援条例(平成18年昭島市条例第8号)第15条第1項に規定する昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「推進協議会」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 支援協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 推進協議会の代表者 1人以内
- (2) 障害者等に関する関係機関、関係団体の代表者 1人以内
- (3) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者 4人以内
- (4) 障害者支援施設の代表者 1人以内
- (5) 障害者等及びその家族 2人以内
- (6) 第7条の各専門部会の代表者 各専門部会1人以内

2 市長は、支援協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 支援協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、支援協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援協議会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 支援協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、支援協議会の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、支援協議会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は支援協議会の構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 支援協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 支援協議会に専門部会を置く。

2 専門部会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題等について調査し、その結果を支援協議会に報告する。

3 専門部会は、その担当事務ごとに複数設置することができる。

- 4 専門部会の名称及び担任事務は、支援協議会に諮って決定するものとする。
- 5 専門部会に部会長及び副会長1人を置き、専門部会委員の互選により定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。
- 7 専門部会の庶務は、各専門部会において処理する。

(事務局会議)

第8条 支援協議会と専門部会との連携を図るとともに、担任事務相互の連絡調整を行うため、事務局会議を設置する。

- 2 事務局会議は、委員長、副委員長、各専門部会の代表者及び障害福祉担当課の職員で組織する。
- 3 事務局会議の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(懇談会)

第9条 支援協議会は、第2条の所掌事項に関し、推進協議会と意見交換が必要であると認めるときは、推進協議会に対し、懇談会の開催を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 支援協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援協議会の運営について必要な事項は、委員長が支援協議会に諮って定める。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(昭島市地域支援会議要綱の廃止)
- 2 昭島市地域支援会議要綱(平成20年10月1日実施)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

5 昭島市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱

（設置）

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に規定する協議会として、昭島市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障害を理由とする差別に関する相談事例等の共有に関すること。
- （2） 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発に関すること。
- （3） その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は、昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱（平成28年4月1日実施）に規定する昭島市障害者地域支援協議会（以下「地域支援協議会」という。）の委員をもって充てるものとし、市長が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、次に掲げる者のうちから、協議会の委員を委嘱することができる。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 公共交通機関、サービス業、教育・子育て分野等の事業者の団体代表者等
- （3） その他市長が必要と認める者

3 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、地域支援協議会の委員長をもって充てる。

3 副委員長は、地域支援協議会の副委員長をもって充てる。

4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、協議会の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、

又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（守秘義務）

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の日以後、平成33年3月31日までに委嘱される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

6 計画策定過程

年 月 日	実 施 事 項
令和元年11月8日～ 11月25日	昭島市障害者プラン策定のための基礎調査 【配布数2,000 回収数995 回収率49.8%】
令和2年4月～5月	昭島市障害者プラン策定のためのアンケート調査 事業所(36事業所)【配布数46 回収数31 回収率67.4%】 団 体(8団 体)【配布数 8 回収数 6 回収率75.0%】
令和2年4月～5月	アンケート調査に関するヒアリング(書面実施) 【昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体】
令和2年7月30日	第1回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績について ・昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標の評価等について ・昭島市障害者プラン策定における基礎調査の報告について ・昭島市障害者プラン策定について(第1章～第3章)
令和2年10月23日	第2回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・昭島市障害者プランについて(第4章～第6章第2節)
令和2年11月16日	第3回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・昭島市障害者プランについて(第1章～第7章) ・昭島市障害者プラン(素案)に関するパブリックコメントの実施
令和2年12月14日～ 令和3年1月18日	パブリックコメントの実施
令和3年2月10日 (書面開催)	第4回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・パブリックコメントの意見に対する回答案 ・昭島市障害者プラン(素案)の修正

7 用語の説明

区分	用 語	説 明
あ行	愛の手帳	知的障害のある人の保護や自立更生の援助を図るとともに、各種のサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。障害の程度により1度～4度にわかれている（1度が最重度）。
	昭島市携帯メール情報サービス	災害情報や不審者情報などの情報について、携帯電話などに電子メール「重要なお知らせ(昭島市)」として配信するサービス。
	アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。
	医療的ケア	家族や看護師、研修を受けたヘルパー等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。
	インクルーシブ教育・保育	全ての子どもが教育制度一般から排除されることなく、人種や言語の違い、経済的な制約など、多様なニーズがあっても制約の少ない形で包括されるべきという教育理念で、保育にも適用される。
	NPO	Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。
か行	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づく地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合相談、専門相談、成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着や地域の相談支援体制の強化の取り組みなど地域の実情に応じた業務を総合的に行う施設。
	教育・保育施設	学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）に規定する認定子ども園。
	権利擁護	高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるように、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わって代弁したり、その財産を適切に管理するなど、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面で支援すること。

区分	用語	説明
か行	合理的な配慮	障害者権利条約第2条で定義されており、具体的には、「障害のある人が障害のない人との平等であることを基礎として、全ての人権・基本的自由を有し、又は行使できることを確保するための必要かつ適当な変更・調整」のことをいいます。 障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。
さ行	支援費制度	平成15年4月に導入された制度で、行政が障害のある人の利用するサービス内容を決定してきた措置制度を改め、障害のある人が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用すること。
	児童発達支援センター	障害のある児童や特別な配慮が必要と思われる児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などの発達支援を行うほか、家族への支援も行う。また、地域における中核的な支援機関として、地域の各機関と連携を図る中で、専門的な支援を行う療育支援施設。
	身体障害者手帳	身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となる。障害の程度により身体障害者手帳の等級は1級～6級にわかれている（1級が最重度）。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。障害の程度により1級～3級にわかれている（1級が最重度）。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、2年ごとに更新の手続きが必要。
	成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（知的障害、精神障害のある人や認知症の高齢者など）の生命、身体、自由、財産などの権利を保護するための制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があり、財産管理や福祉サービスの利用などを行う。

区分	用語	説明
た行	地域活動支援センター	障害のある人などが創作活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発などの事業や相談支援事業を実施する。
	地域包括ケアシステム	地域の中で、安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。
	通級指導学級	教育活動全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として、設置されている学級の形態。通常学級に在籍しながら、障害の改善などに関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して授業を受ける。
	特別支援学校	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校・ろう学校・養護学校は、特別支援学校となり、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。
	特別支援教室	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられている。区市町村の全ての小・中学校に設置し、児童・生徒の在籍校において、発達障害の程度等に応じて巡回指導教員が個別指導等を実施する。
	特例子会社	障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率を算定できることとされている。
な行	難病	発病の原因が不明であることや治療方法が確立していないなど後遺症を残すおそれのある病気のことをいう。経過が慢性的で単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きくなっている。
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
は行	発達障害	自閉症スペクトラム障害（従前の自閉症、アスペルガー症候群などを含む。）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の障害であって通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害とされている。

区分	用語	説明
は行	バリアフリー	障害のある人などが社会生活を行う際に妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いられている。
	ピアカウンセリング	ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。
	ピアサポート	障害のある当事者が仲間（ピア）である当事者に寄り添い支える活動。
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある人や乳幼児など特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害時等に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。
	福祉的就労	一般企業で就労が困難な障害のある人が、就労支援事業所で支援を受けながら働くこと。
	福祉避難所	災害発生時などに避難者のうち、集団での避難生活を送るには困難性のある要配慮者を一時的に受け入れ保護するために開設する施設。 昭島市は、保健福祉センター（あいぽっく）、朝日町・松原町・拝島町高齢者福祉センターの4か所を指定するとともに、民間施設6か所において、開設及び運営に関する協定を締結している。
	福祉有償移送	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、特定非営利活動法人や社会福祉法人などが、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、有償で行う個別運送サービス。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となっている。
ら行	ライフステージ	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階をいい、乳幼児期・学齢期・若者期・壮年期・老年期などに区分されている。
	療育	心身に障害のある乳幼児や児童について、早期に適切な支援などを行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。療は「医療」を、育は「養育・保育・教育」を意味している。
	レスパイト	障害のある人を家族の一員に抱える親・家族を一時的に一定の期間、障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。

昭島市障害者プラン

昭島市障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

発行年月 令和3年3月

発行 昭島市

編集 昭島市保健福祉部障害福祉課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電話 042-544-5111 (代表)

FAX 042-546-8855
